

農林水産省 調査委託事業

平成 28 年度農協監査・事業利用実態調査における
農協の監査費用に関する調査委託事業

調査報告書

平成 29 年 3 月

有限責任 あずさ監査法人

本報告書は、農林水産省の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本調査報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である農林水産省に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

目次

1. 調査の背景・目的	1
2. 調査方法	1
(1) 調査対象農協の選定	1
① 選定の方針	1
② 調査対象農協の選定結果について	4
(2) 公認会計士監査の監査時間の試算	8
① 監査時間の試算の方法	8
② 監査時間の試算の考え方	8
③ 個別の農協の監査時間の見積り方法について	9
(3) 中央会監査の監査時間の算出	13
① 監査実績時間の集計	13
② 区分別監査時間の算出	13
(4) 公認会計士監査の交通費等の実費の試算	14
① ステップ1：拠点の選定	14
② ステップ2：交通費等の算出	14
(5) 中央会監査の交通費等の実費の算出	15
(6) 公認会計士監査の監査報酬単価の調査	15
(7) 中央会監査の監査費用単価の算出	16
① 算定方針	16
② 算定方法	17
(8) 留意事項	17
① 公認会計士監査制度に対する本事業の性質	17
② パイロットテストによる調査	18
③ 重要性の基準値	18
④ 制度移行に係る影響の調査という性質	19
3. 監査時間の調査結果と分析	20
(1) 監査時間の試算結果	20
(2) 監査時間に関する分析	23
① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析	23
② 農協の類型別でみた監査時間の分析	26

③	まとめ	40
(3)	監査時間の低減策	41
①	農協側で実施できる事項	41
②	公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）	44
③	制度面での改善が考えられる事項	46
(4)	低減策の効果を織り込んだ試算結果	48
①	「通常」ケースについて	50
②	「効率化①」ケースについて	50
③	「効率化②」ケースについて	50
④	「効率化③」ケースについて	51
⑤	「増加」ケースについて	51
4.	交通費等の実費の調査結果と分析	52
(1)	交通費等の実費の調査結果	52
(2)	交通費等の実費に関する分析	55
5.	監査報酬単価の調査結果と分析	56
(1)	監査報酬単価の調査結果	56
①	経済事業に関する監査報酬単価	56
②	信用事業に関する監査報酬単価	57
③	中央会監査の監査費用単価	57
(2)	監査報酬単価に関する分析	58
6.	監査費用負担を低減させるための対策の提言	59
①	農協側で実施できる事項	59
②	公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）	60
③	制度面での改善が考えられる事項	60

1. 調査の背景・目的

農業協同組合法の一部改正（平成 27 年 9 月 4 日公布）により、平成 31 年度から、農協に対する監査の制度は、これまでの全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）による監査から、公認会計士による監査に移行する。

現行の全国中央会による監査（以下「中央会監査」という。）の費用は賦課金によって賄われているため、農協ごとの監査人日数や監査に要した費用は明らかになっていない。一方、農協において、これまで公認会計士監査が行われた例もほとんどない。このため、中央会監査から公認会計士監査への移行によって、監査人日数がどう変化し、農協の費用負担がどう変化するか、また、変化するとすればどのような要因によるものかといった点が明らかでなく、制度移行に伴う農協の負担が明らかでない現状にある。

本事業は、農協に公認会計士監査を導入した場合の監査人日数等の試算と、現行の中央会監査の監査人日数等の算出を行い、制度移行に伴う農協の費用負担の変化とその要因を明らかにすることによって、農協の費用負担を低減させるための検討材料とするものである。

2. 調査方法

本調査では、信用事業を実施している全国の総合農協から 30 農協を選定し（選定された農協を、以下「調査対象農協」という）、調査対象農協に関して（2）から（5）に記載の手続を実施するとともに、（6）、（7）に記載の件費単価に関する手続を実施し、調査結果に対する分析を行った。

（1）調査対象農協の選定

① 選定の方針

調査対象農協は、平成 28 年度において、改正前の農業協同組合法第 37 条の 2 第 1 項の規定により監査を受けることとなる農協から、①信用事業規模（貯金残高）、②経済事業規模（販売・購買事業の取扱高）、③地域（北海道、東北、関東等）や地帯（都市、都市的農村、農村、中山間地）といった地理的条件を加味し、農林水産省と協議の上、これらの要素に偏りが生じないよう 30 農協を選定した。

調査対象農協の属性は、表 1 に記載したとおりである。なお、信用事業規模等の情報は、各農協が公表するディスクロージャー資料（平成 26 年度時点）等から入手し、選定後、全ての調査対象農協が平成 28 年度においても改正前の農業協同組合法第 37 条の 2 第 1 項の規定により監査を受けることとなる農協であることを確認した。

表 1. 調査対象農協一覧

調査対象農協	地帯	経済事業規模	信用事業規模
農協 1	1	1	3
農協 2	1	1	4
農協 3	2	1	2
農協 4	2	2	4
農協 5	2	3	1
農協 6	2	4	1
農協 7	2	4	2
農協 8	3	1	1
農協 9	3	1	3
農協 1 0	3	2	2
農協 1 1	3	3	2
農協 1 2	3	3	3
農協 1 3	3	4	4
農協 1 4	4	1	1
農協 1 5	4	2	2
農協 1 6	4	2	3
農協 1 7	4	2	3
農協 1 8	4	3	1
農協 1 9	4	3	2
農協 2 0	4	3	2
農協 2 1	4	3	2
農協 2 2	4	3	3
農協 2 3	4	3	4
農協 2 4	4	4	1
農協 2 5	4	4	2
農協 2 6	4	4	2
農協 2 7	4	4	2
農協 2 8	4	4	3
農協 2 9	4	4	3
農協 3 0	4	4	4

(※ 1) 地帯は、以下の 4 類型とした。

- 区分 1 : 都市地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する都市計画で定める市街化区域の面積の比率が 80%以上のもの
- 区分 2 : 都市的農村地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する都市計画で定める市街化区域の面積の比率が 50%以上のもので、都市地帯に該当しない地帯
- 区分 3 : 中山間地地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）の指定面積の比率が 80%以上のもの
- 区分 4 : 農村地帯 上記のいずれにも属さないもの

(※ 2) 経済事業規模は、各農協の販売事業の取扱高及び購買事業の取扱高の合計を、次の基準で 4 段階に区分した。

- 区分 1 : 販売・購買事業取扱高 50 億円未満
- 区分 2 : 販売・購買事業取扱高 50 億円以上 100 億円未満
- 区分 3 : 販売・購買事業取扱高 100 億円以上 200 億円未満
- 区分 4 : 販売・購買事業取扱高 200 億円以上

(※ 3) 信用事業規模は、各農協の貯金及び定期積金の合計残高（以下「貯金等残高」という。）を、次の基準で 4 段階に区分した。

- 区分 1 : 貯金等残高 200 億円以上 1,000 億円未満
- 区分 2 : 貯金等残高 1,000 億円以上 2,000 億円未満
- 区分 3 : 貯金等残高 2,000 億円以上 4,000 億円未満
- 区分 4 : 貯金等残高 4,000 億円以上

② 調査対象農協の選定結果について

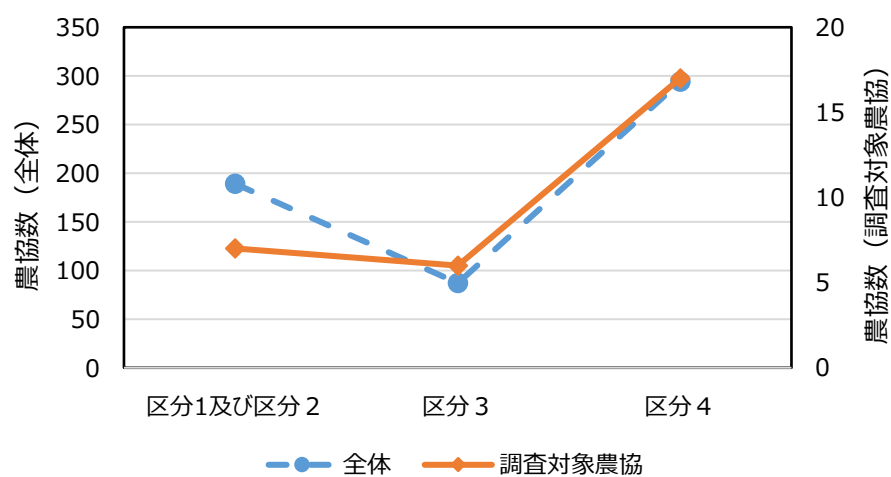
i. 調査対象農協の地帯別の選定結果

調査対象農協の地帯別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

表 2. 地帯別分布

地帯	全体	調査対象農協
区分 1 及び区分 2	189	7
区分 3	87	6
区分 4	294	17

グラフ1. 地帯別分布



区分 1 : 都市地帯、 区分 2 : 都市的農村地帯、 区分 3 : 中山間地地帯
 区分 4 : 農村地帯

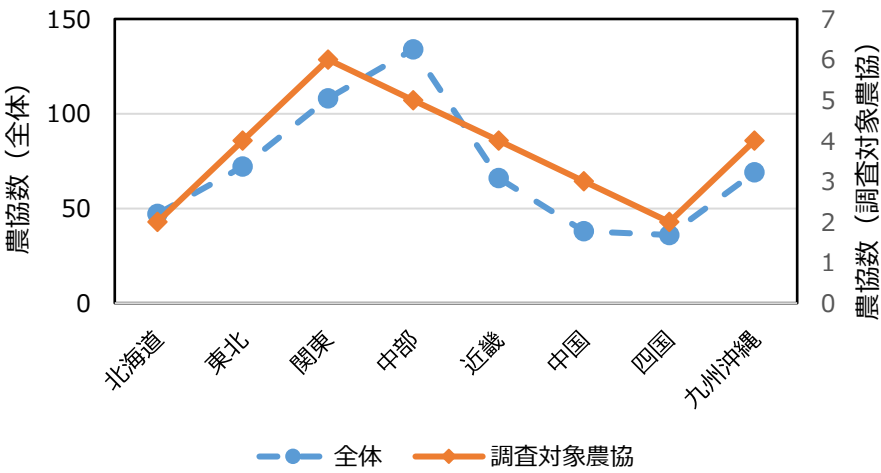
ii. 調査対象農協の地域別の選定結果

調査対象農協の地域別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

表 3. 地域別分布

地域	全体	調査対象農協
北海道	47	2
東北	72	4
関東	108	6
中部	134	5
近畿	66	4
中国	38	3
四国	36	2
九州沖縄	69	4

グラフ2. 地域別分布



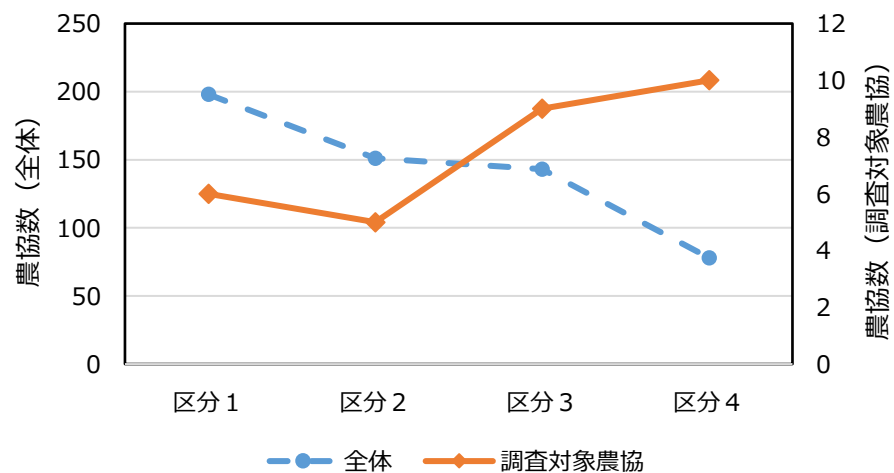
iii. 調査対象農協の経済事業規模別の選定結果

調査対象農協の経済事業規模別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

表 4. 経済事業規模別分布

経済事業規模	全体	調査対象農協
区分 1	198	6
区分 2	151	5
区分 3	143	9
区分 4	78	10

グラフ3. 経済事業規模別分布



区分 1：販売・購買事業取扱高 50 億円未満

区分 2：販売・購買事業取扱高 50 億円以上 100 億円未満

区分 3：販売・購買事業取扱高 100 億円以上 200 億円未満

区分 4：販売・購買事業取扱高 200 億円以上

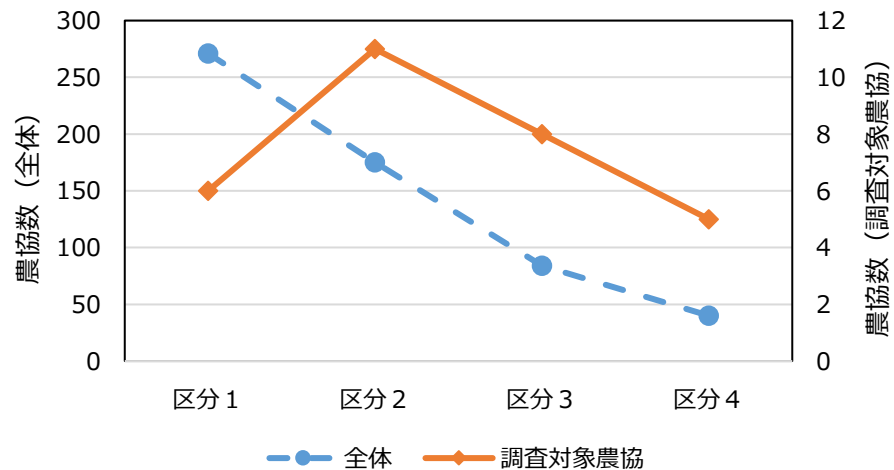
iv. 調査対象農協の信用事業規模別の選定結果

調査対象農協の信用事業規模別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

表 5. 信用事業規模別分布

信用事業規模	全体	調査対象農協
区分 1	271	6
区分 2	175	11
区分 3	84	8
区分 4	40	5

グラフ4. 信用事業規模別分布



区分 1 : 貯金等残高 200 億円以上 1,000 億円未満

区分 2 : 貯金等残高 1,000 億円以上 2,000 億円未満

区分 3 : 貯金等残高 2,000 億円以上 4,000 億円未満

区分 4 : 貯金等残高 4,000 億円以上

以下、調査対象農協の選定結果について、概略を記載する。

調査対象農協の選定に当たっては、地域及び地帯に関する母集団との分布の相関性を優先的に勘案した。これは、調査対象農協が全国から偏りなく選定されるよう配慮するとともに、農協の事業内容がその地域・地帯の営農形態によって大きく異なることを考慮したためである。

経済事業規模に関する区分については、母集団の分布と比較し、調査対象農協の分布は大規模の方向に偏ったものとなっている。これは、信用事業の内容が農協間で画一的であ

るのに対して、経済事業の内容は農協によって様々であり、特に経済事業規模が大きな農協ほど、公認会計士監査への移行に伴う論点も多いと見込まれることを勘案した結果である。

信用事業規模に関する区分は、母集団の分布と今回の調査対象農協の分布に若干の相違がある。これは、本事業の調査に当たっては、地域・地帯や経済事業規模といった属性を重視して、調査対象農協を選定したことによるものである。

（２）公認会計士監査の監査時間の試算

本事業の仕様書では、監査人日数の調査と分析を求められているが、本調査では、より精細な調査・分析を実施する観点から、人日数を時間単位で試算することとした。以下、監査人日数に関する調査・分析は、監査時間に関する調査・分析として展開する。

① 監査時間の試算の方法

公認会計士監査の監査時間の試算に当たっては、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第 18 号「監査時間の見積りに関する研究報告」を参考にした。

同研究報告によれば、監査時間の見積りには、以下の 3 つの方法がある。

- ・ 「トップダウン見積り」：プロジェクト全体の規模から概算する方法
- ・ 「係数モデル見積り」：規模や工数を特定の係数を使用することにより算出する方法
- ・ 「ボトムアップ見積り」：工数毎のコストを積み上げる方法

また、同研究報告では、会計監査は原則として毎年反復的に業務が実施され、その範囲、手続、成果物などが概ね決まっているため、経験または過去の実績を重視した「ボトムアップ見積り」が適しているとされており、本調査においても、ボトムアップ見積りを基本として監査時間を見積もった。

② 監査時間の試算の考え方

通常、被監査組織に対して全く知見を有しない者が監査契約を受嘱することは考えにくい。このため、本調査では、まず、農協に対して一定の知見を有する監査人が、初度監査としてこれを受嘱する場合（すなわち、当該農協に対する監査を初めて実施する場合）を想定した。また、監査を受ける側の農協については、一般的に期待され得る状況として、識別された内部統制に運用上の不備はなく、かつ、重要な虚偽表示もない場合を想定した。これらの想定の下に試算した監査時間を、「通常」ケースの試算値とした。

また、本調査の終了時点から監査制度の移行まで 2 年程度あることから、この間に、監査を実施する公認会計士側と監査を受ける農協側の双方において一定の取組を行うことによって、監査時間を低減させることも可能である。すなわち、公認会計士側において農協の監査に関して十分な知見を蓄えたり、農協側において監査上課題になると考えられる点を事前に改善したりすることにより、監査時間を低減させることができる（具体的な取組内容は、「３．

（３）監査時間の低減策」参照。）。本調査では、この点を勘案し、制度移行までの間に

一定の取組が実施された場合の初年度の監査時間も試算し、これを「効率化①」ケースとした。

さらに、一般的には、監査契約が継続すると、被監査組織及び監査人の双方の理解が進むため、相互に効率的に監査を遂行するための協力的な取り組みが行われ、監査時間は減少していく。このため、本調査では、このような効果も加味し、監査契約を締結して2年目として想定される監査時間を「効率化②」ケース、支所への往査等が一巡した後（通常3年が経過した後）として想定される監査時間を「効率化③」ケースとして、それぞれ試算した。

また、例えば、監査人が農協に関する知見を伴っていなかったり、農協が財務報告に係る内部統制の不備等を抱えていたりする場合には、「通常」ケースよりも監査時間は増加することも想定される。本調査では、このようなケースを「増加」ケースとして試算した（各ケースの前提条件については、「3.（4）低減策の効果を織り込んだ試算結果」参照。）。

③ 個別の農協の監査時間の見積り方法について

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計の基準ないしは会計の慣行に準拠して、監査対象組織の財政状態、経営成績等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。この、財務諸表の表示が適正である旨の意見は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性を「監査リスク」というが、公認会計士監査では、この監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、虚偽表示を見逃すリスク（発見リスク）の水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づいて監査を行う監査の枠組みが採用されている。これを「リスク・アプローチ」という。

監査計画の策定では、まず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価並びにこれらに対応する手続を立案する。また、個別の勘定科目などに関連するアサーション・レベル（例えば、ある資産科目の監査手続では、その資産の実在性や権利義務の帰属等の立証目標に合わせた手続を実施する。この個別の立証目標のレベルのことを「アサーション・レベル」という。）の虚偽表示リスクを評価するために、固有风险（関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要な虚偽表示が行われる可能性をいう。）を識別・評価するとともに、内部統制の整備状況の評価も行う。これらの虚偽表示リスク及び固有风险に対応する内部統制の運用評価手続と、分析的実証手続や詳細テスト等の実証手続の内容、実施時期、実施範囲を決定することになる。その上で、策定した監査計画に従って、識別・評価した各リスクに対応する手続により十分な監査証拠を入手することで、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な保証を得て、意見の表明を行う。

さらに、上記の計画と手続実施の過程で、特別な検討を必要とするリスクや不正リスクも識別・評価したうえで、対応する手続を実施することが要求されている。

本事業で予定している調査は、いわゆるパイロットテスト（予備調査）である。これは、一般的には、監査契約を締結する前に、その監査を受嘱することが監査人にとって適切かどうか等を判断するために実施する手続である。本事業においては、このパイロットテストの実施により、上記のリスク・アプローチに従って、監査計画を策定する際に必要な質問や資料の閲覧などを実施し、監査計画から意見の形成までの監査業務上で必要となる事項として洗い出された作業項目に関する時間を積み上げることで、監査時間の見積りを得た。

パイロットテストにおける主な調査内容は、次のとおりである。

- ・ 事業内容、役員体制、財務状況、経営環境の把握
- ・ 支店や子会社を含む組織の把握
- ・ 内部統制の状況の把握
- ・ 経営者ディスカッションを通じた経営姿勢、監査に対する態度の把握
- ・ 勘定科目の内容及びリスクの把握
- ・ その他、監査報酬の見積りに必要な事項

調査に当たっては、組合長や監事、重要な業務の管理責任者へのヒアリング、現行の中央会監査を実施している都道府県監査部へのヒアリングを実施するとともに、ディスクロージャー資料や総代会資料、その他重要な業務プロセスの帳票等の閲覧の実施を含めた手続を実施した。

パイロットテストにより得られた情報を勘案して、以下の手順で監査時間を試算した。なお、別紙 1 に試算のサンプルを用意した。

i. ステップ 1

ディスクロージャー資料や総代会資料、農協に対するヒアリングによる経営環境、事業内容、財務内容等の把握に加え、中央会監査の担当者に対するヒアリングによる監査の状況の把握に基づき、監査計画の策定に要する時間として、監査の基本方針の策定や、アサーション・レベルの固有リスク評価を行い文書化するための時間を見積もる。また、最終的な監査意見の形成や、監査報告の実施、これらの文書化に係る監査時間を試算する。

ii. ステップ 2

重要性の基準値（財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額）を決定し、この値を基礎として、各財務諸表項目に対する量的なリスクや質的なリスク等を勘案して、重要な勘定を選定する。

iii. ステップ 3

重要な勘定に関連する重要な業務プロセスを識別し（ここで識別された重要な業務プロセスのうち経済事業に関連するものについて、本調査報告書では、その経済事業を「重

要な経済事業」と呼び、その数を「重要な経済事業の数」と呼ぶ。） 、その業務プロセスについてヒアリングをしつつ、監査上のリスクを低減できると推定できる（つまり、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす）統制上の要点（以下「キーコントロール」という。）を選定する。統制リスクの評価に要する監査時間は、選定されたキーコントロールの数に応じた時間を計算し、さらに、各キーコントロールの評価に必要な文書化の時間を加算して算定している。また、ITに係る評価に関する見積りも、当法人内のIT専門家と協議し、考慮している。

iv. ステップ4

内部統制が有効であることを前提に、重要な勘定のリスクに応じた実証手続を想定し、その実施に必要な時間を見積もる。

v. ステップ5

上記ステップ1～4の時間を合計し、公認会計士監査の監査時間の試算結果とする。

vi. ステップ6

上記ステップ5において計算した監査時間を基に、監査人の有する知見の程度や継続監査の効果等を考慮して「効率化①～③」及び「増加」の各ケースの監査時間を試算する。

以上の手順で監査時間を試算するに当たり、留意した事項等について次に記載する。

- 監査時間の試算は、「監査計画」、「統制リスクの評価」、「実証手続」、「監査意見の形成等」の大きく4区分で集計した。
- 「監査計画」の区分には、監査契約の締結、監査の基本的な方針の策定、個別の農協の事業や組織及びその経営環境の理解を通じた財務諸表全体の重要な虚偽表示リスクの評価、固有リスクの評価に加え、リスク評価手続の結果に対応する監査手続の立案や、立案された計画の審査等に関する監査時間が含まれる。
- 「統制リスクの評価」の区分には、主として、監査上の評価対象と識別された業務プロセスに関連する内部統制の整備状況の評価と、運用状況の評価に関する監査時間が含まれる。
- 「実証手続」の区分には、主として、上記により評価されたリスクを総合的に勘案した結果必要となる分析的実証手続や、実査、立会、証憑突合といった詳細テスト等の手続に関する監査時間が含まれる。
- 「監査意見の形成等」の区分には、実施した監査手続の結果を総括し、監査意見の表明に必要な監査事務所における審査や監査報告会、品質管理等への対応のほか、被監査組織から受ける各種の相談対応に関する時間が含まれる。
- 上記の各区分において実施される個別の手続の結果をレビューする時間、監査チーム内の情報共有の打ち合わせ等に係る時間、また、各段階で通常必要となる監事とのコミュニケーションに係る時間等は、それぞれの区分に含めている。
- 本来、「監査計画」の一環であるリスク評価手続のうち、内部統制の整備状況の評価に

関しては、その概括的な把握に関連する部分のみを「監査計画」とし、整備及び運用状況を業務プロセスごとに評価する部分は「統制リスクの評価」に係る監査時間に含めた。これは、後者の部分は重要な業務プロセスに対する直接的な評価を含んでおり、同様の性質をもつ内部統制の運用状況の評価とともに統制リスクの評価としてまとめた方が被監査組織の特徴と監査時間の関係をより反映し、本事業における調査目的に適うと考えられるためである。

- また、財務諸表項目に対する実証手続に関して、詳細テストの実施内容、実施時期、実施範囲等に関する検討の一部は、「監査計画」の区分ではなく、「実証手続」の監査時間に含めている。これは、簡単な実証手続の見直しは、厳密には監査計画の範疇に含められるものだが、監査計画の修正は 1 年間を通じて随時実施され、軽度の手続の修正はその中で行われていることが多く、これらを明確に切り分けることは困難であるという実務的な面に配慮したものである。
- 前出の研究報告では、監査上評価対象とした業務プロセスごとに時間を設定している。しかし、実際に監査手続を実施するに当たっては、そのプロセスに含まれる監査上依拠できるキーコントロールによって大きく監査時間が変わることが想定されるため、キーコントロールを中心に監査時間を積み上げ、その他必要な時間を加算することで試算した。
- IT 全般統制の評価については、農協の全国統一システムや、都道府県単位の電算センターが運用するシステムの他、個別に農協で利用されているシステムの状況などを参考に、当法人内の IT の専門家とも協議の上で、監査時間を試算した。具体的には、全国統一システム又は都道府県単位の統一システム（県域全体を地区とする農協（以下「県域農協」という。）を除く）を利用している農協の場合には、「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（監査・保証実務委員会実務指針第 86 号^{1）}）に基づく保証報告書の利用を前提とし、それ以外の農協については、各農協単位で IT 統制の評価を行うことを想定した。
- 内部統制に重要な不備がなく、監査人がこれに依拠できることを前提とし、また、識別したキーコントロールの整備・運用状況も原則として良好であることを想定しつつも、パイロットテストにより判明した農協の状況に応じて、一部にテスト範囲の拡大や、補完的統制のテストが必要となる可能性があることも勘案して試算した。
- 「統制リスクの評価」に要する時間数は、農協の業態と内部統制の状況により大きく異なる。例えば事業が多く存在する農協、過去に合併等を繰り返し、拠点が数多く存在する

¹ 受託業務に係る内部統制の保証報告書は、公認会計士又は監査法人が、委託会社である被監査組織の財務報告に関連する業務を提供する受託会社の内部統制に関して、被監査組織とその監査人が利用するための報告書を提供する保証業務に関する実務上の指針を提供するものである。この保証報告書を利用することで、被監査組織の監査人は、監査基準委員会報告 402 号の枠組みに従って、十分かつ適切な監査証拠を入手することができる。例えば、受託会社が複数の被監査組織に対してサービスを提供し、かつ、各被監査組織の監査人が受託会社の提供するサービスを財務報告に係る内部統制に関連するとして監査上評価の対象に含めた場合に、この報告書を複数の被監査組織の監査人がそれぞれ独自に評価する場合に比べて、監査時間が少なくて済むことが多い。

農協、また、IT アプリケーションシステムが複雑であったり、IT の全般統制の対象となる基盤が多く存在したりする農協では、特に慎重な見積りが必要となる。このような場合には、必要な監査時間を、その状況に応じて追加で見込んでいる。

- 往査拠点については、原則として、重要な事業に関連する重要な支店、支所等に対する 3 年間のローテーションを想定した。ただし、全ての拠点に対して 3 年間ローテーションを厳格に適用すると、手続が冗長になることも考えられるため、重要な事業ごとに 10 拠点を超えた場合には、監査チームが通常必要と考えるであろう水準を想定した。

(3) 中央会監査の監査時間の算出

① 監査実績時間の集計

全国中央会及び農林水産省の協力を得て、中央会監査の監査概要書等の関係資料の提供を受け、これらに記載されている監査計画や往査に係る監査実績日数等を集計した。また、これらの資料には、審査の時間や残業時間、事務所での作業時間など、往査以外の時間が反映されていないため、別途、全国中央会との協議も踏まえ、都道府県監査部に対するヒアリングを実施し、残業時間や往査以外の時間を加算した。

② 区分別監査時間の算出

全国中央会の主な監査日程は、計画立案のための予備調査や、業務監査²及び内部統制の評価、期中の取引記録の検証手続、仮決算に関する実証手続を行う期中監査、期末の実証手続を実施する期末監査の別に集計されている。

本事業の調査に当たっては、公認会計士監査との比較可能性を確保する観点から、上記により集計された中央会監査の時間を、(2) で述べた公認会計士監査の監査時間の試算と同様に、「監査計画」、「統制リスクの評価」、「実証手続」、「監査意見の形成等」の 4 区分に配分した。その具体的な方法は次による。

- 「監査計画」には、もともと監査計画として集計されている時間の他に、中央会監査の関係資料に予備調査として記載されている時間を含めた。これは、中央会監査における予備調査が、公認会計士監査でいう監査計画を立案するための調査の目的で実施されているとのヒアリング結果に基づくものである。
- 「統制リスクの評価」には、主として内部統制の整備及び運用状況の評価に係る時間を含めた。また、全国中央会では、業務監査として実施している項目が多数あるが、このうち、一部を除いて、取引の検証に関連する手続であることから、原則として、ヒアリング結果に基づき、内部統制の有効性の評価もしくは期中取引の実証テストの監査時間として集計した。ただし、例えば、消防訓練の実施状況に関する手続のテストなど、業務監

² 中央会監査には、「財務諸表監査」と「業務監査」の 2 種類の監査があり、このうち「業務監査」とは、組合の組織・事業・経営について合目的性・合法性を確かめるために実施する監査のことをいう。

査の中には、農協の取引に係る内部統制の有効性の評価等とは関係しないものも含まれている。このような、純粋に業務監査として実施している一部の手続に係る監査時間は、都道府県監査部及び全国中央会に対するヒアリングなどを通じて見積もり、算出過程において控除した。

- iii. 「実証手続」には、期末の実証手続に加えて、期中の取引記録の検証手続、仮決算に関する実証手続、業務監査として実施している手続のうち内部統制の有効性の評価等「統制リスクの評価」に含めた手続以外の部分を集計し、算出した。
- iv. 「監査意見の形成等」には、審査の時間に加え、ヒアリング等で確認できた品質管理に関する時間を含めた。

なお、残業や往査以外の時間に関して、上記の 4 区分のいずれかを特定できるものはその区分に含めたが、特定が困難なものは、各区分の監査時間に比例的に配分した。

※ 具体的な調査及び算出の過程に関する事例を別紙 5 に記載した。

(4) 公認会計士監査の交通費等の実費の試算

(2) で試算した公認会計士監査の監査時間に対応する交通費等を試算した。

具体的には、以下のステップにより計算した。

① ステップ 1：拠点の選定

監査計画で見積もった拠点数に応じた往査拠点を、次の要領に基づき設定した。

- ・ 棚卸拠点は、重要な経済事業に関連し、かつ、重要な棚卸資産を有する事業拠点から選定した。
- ・ 信用事業に関する拠点は、信用事業を実施している支店ないし複数の支店業務を統括している統括支店を、原則として 3 年間でローテーションすることを視野に入れて選定した。
- ・ 経済事業に関する拠点は、監査上の評価対象となった経済事業に関連する支店を最初の 3 年間でローテーションすることを視野に入れて選定した。
- ・ 拠点数が多く、3 年間でローテーションすると一年あたりの往査拠点数が 10 拠点を超える場合には、監査チームが通常必要と考えるであろう水準を想定した（「(2) ③ 個別の農協の監査時間の見積り方法について」参照）。

② ステップ 2：交通費等の算出

- ・ 往査の始点として、東京、主な政令指定都市、都道府県庁所在地の 3 パターンを試算した。
- ・ このうち、主な政令指定都市については、原則として、政令指定都市のうち直近の国勢調査において 100 万人以上の人口を有する都市とした。ただし、四国地方には政令指定都市がないことから、四国地方で最も人口の多い松山市を追加した。その上

で、調査対象農協から近い主な政令指定都市を選定し、その都市の中で最も主要な駅を始点とした。なお、主な政令指定都市よりも東京の方が近い場合は、東京を始点とした。

- 都道府県庁所在地については、調査対象農協が所在する都道府県庁所在地の最も主要な駅を始点とした。
- 交通費の計算は、公共交通機関の利用を原則としつつも、往査拠点までの公共交通機関の利用が想定できない場合には、タクシーを利用することとした。ただし、タクシー料金が往復で 8 千円を超える場合には、レンタカーを利用することとした。
- なお、実際の公認会計士監査においては、被監査組織の監査対応者等が使用する車に同乗する場合や、監査人の自家用車を用いる場合、監査契約において交通費を個別に請求しない場合、交通費を定額で定める場合などがある。他方、本事業の調査においては、試算した監査時間に基づく全ての往査に必要な交通費等の実費を集計している。したがって、実務においては、上記の取り扱いにより、タクシー等を利用せずに済む場合や、交通費等の全額を請求しない場合もあり、本事業の調査の結果は、あくまでも、被監査組織の担当者の車への同乗等はなく、かつ、実費の全額を請求するとした場合の試算値であることに留意が必要である。

（５）中央会監査の交通費等の実費の算出

調査対象農協毎に、全国中央会から、平成 27 年度の監査実績に係る交通費等の実費に関するデータ入手し、集計した。

具体的には、全国中央会及び農林水産省の協力を得て、別紙 7-3 に添付の調査票を調査対象農協の監査を担当する各都道府県監査部に配布し、各監査部で調査したものを回収し、集計した。

なお、中央会監査の交通費等には日当が含まれているが、（４）で試算した公認会計士監査の交通費には日当を含めていない。これは、公認会計士監査における交通費等の請求には、多様な契約形態があり、出張日当を別途請求せずに監査報酬単価に含んでいると考えられる場合が多い一方で、中央会監査については、日当を監査費用単価に含めて算出することが困難であったこと等から、交通費等にこれを含めて算出することとしたことによる。

（６）公認会計士監査の監査報酬単価の調査

公認会計士監査の監査報酬単価は、日本公認会計士協会が公表している「監査実施状況調査（平成 27 年度）」により調査を実施した。

同調査は、日本公認会計士協会の会員が協会へ提出する監査概要書（写）及び監査実施報告書から抽出したデータを元に、監査に関与する者の人数、監査時間や監査報酬額を客観的に統計資料として取りまとめて公表しているものであり、金融商品取引法監査、会社法監査、信金・信組・労金監査、学校法人監査等の監査区分ごとに、監査の実施状況と監査時間

数、監査報酬が示されている。各監査区分には、さらに業種別の集計が記載されており、本事業の調査では、農協の事業の実態に応じた業種に関する単価を調査することとした。

具体的には、信用事業については、取り扱う金融商品の数、貯金の金額的な規模等から、「監査実施状況調査」における信金・信組・労金に類似した監査となると考えられることから、同区分の単価を用いることとした。

また、共済事業については、保険商品を取り扱っているものの、いわゆる生命保険会社や損害保険会社のような保険業務というよりも、保険商品を取り扱う代理店に近い業務を担っていることに鑑み、公認会計士監査において、保険業を営む業種を念頭に置いた監査を実施する必要はないものと想定した。

経済事業については、購買事業、販売事業のほか、利用事業、加工事業等、その内容は多岐に及ぶが、多くの農協に共通して重要な経済事業は、購買事業と販売事業であり、これらの事業は、いずれも卸売・小売業に該当する内容といえる。したがって、「監査実施状況調査」における卸売・小売事業に類似した監査が必要となるものと考えられるため、該当業種における単価を用いることとした。ただし、その際、販売、購買の合計取扱高が 5,000 億円を超える農協は存在しないことから、5,000 億円未満までの区分を用いた。

なお、卸売業・小売業は、「監査実施状況調査」において、金融商品取引法監査と会社法監査の調査結果が記載されているが、ここでは、会社法監査の調査結果を用いた。これは、農協の監査において、連結財務諸表監査が対象になっていないこと、また、金融商品取引法監査の監査時間には、一般に、会社法と金融商品取引法監査の両方の開示書類に係る手続きが含まれていることなどを勘案し、会社法監査の単価の方が、より農協の監査の実態に近いものになると想定したためである。

調査結果としては、単一の監査報酬単価を提示することはしない方針とした。これは、公認会計士監査の監査報酬単価は、個人事務所から中小・大手の監査法人までを含む様々な監査事務所の平均であり、単価設定の前提となる監査事務所の体制や考え方等はそれぞれ異なると想定されること、また、農協の事業は多岐に及び、各事業の相対的な規模等も様々であり、単一の単価の計算自体が必ずしも適当ではないこと等を勘案したことによる。

なお、監査報酬単価は、同資料に記載の監査報酬を、同資料に記載の監査時間で除すことにより算出した。

(7) 中央会監査の監査費用単価の算出

① 算定方針

中央会監査は、全国中央会及び各都道府県中央会が各会員農協に対して賦課する賦課金によって費用が賄われており、これには、監査のほか、全国中央会及び各都道府県中央会が実施する指導事業等の他の事業に要する経費等も含まれている。このため、中央会監査に監査報酬という概念はなく、監査とそれに要した費用も一対一の対応関係にはないことから、これを把握するには、別途調査を行う必要がある。

そこで、本事業では、全国中央会が実施した「平成 27 年度 J A 全国監査機構に関連する人件費・経費調査の実施」（以下「平成 27 年度人件費等調査」という。）の調査結果を利用した。なお、本事業では、調査時点で入手できた平成 27 年度の予算を基礎とした。全国中央会及び各都道府県中央会は、毎年の事業実施に必要な経費を予算化したうえで会員に賦課しており、予算と実績の乖離は小さい実態にあることから、予算ベースでの調査で一定の信頼性を確保する結果が得られると想定した。

② 算定方法

算定方法については、全国中央会との協議を踏まえ、以下の通りとした。

まず、全国中央会より入手した平成 27 年度人件費等調査から、監査経費の総額を把握した。具体的には、中央会監査を実施している都道府県監査部及び全国中央会の監査部門に帰属するものとして集計されている費用（本部費などの配賦額も含む）から、本事業の調査において別途算出した交通費に関する費用や、その他監査業務に関連しない費用負担を控除したものを監査経費とした。

次に、平成 27 年度において全国中央会の監査対象となった全ての農協及び農協連合会の往査実績を入手し、1 日当たりの就業時間を乗じた上で、本事業の調査結果で得られた往査実績に対する監査時間数の増加割合（事務所作業、残業等に対応する部分）の加重平均値を乗じることにより、監査部の監査実績の総時間を計算した。また、全国中央会から都道府県監査部への支援人日数に関しては、平成 26 年度と平成 27 年度の監査部往査人日数の増加割合を、平成 26 年度の全国中央会支援人日数に乗ずることで計算した。これらを合計することで、監査経費の総額に対応する総監査時間を把握した。

最後に、監査経費の総額を、上記の総時間で除算することで、中央会監査の時間当たり監査費用単価を算出した。

（８）留意事項

本事業の調査結果に関しては、以下の事項に留意が必要である。

① 公認会計士監査制度に対する本事業の性質

公認会計士は、財務諸表監査の職業的専門家であり、監査計画策定・監査手続の選択適用・監査意見の形成に至る一連の監査業務の内容は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を踏まえ、監査契約を受嘱した監査人自身の判断に基づき決定する。具体的には、農協という事業体、内外経営環境、重要性の基準値（下記③参照）、リスク評価、リスク対応など、監査を遂行する上で必要と認めた理解、検討、対応、帰結などのあり様は、それぞれの監査人の職業的専門家としての監査人の判断と責任において決定される。したがって、本事業の調査に関して、外部有識者や調査を担当しない複数の公認会計士の意見も取り入れる等の工夫は行っているものの、当該性質を踏まえると、本調査結果（調査の方針・具体的な調査方法・前提、調査結果としての監査時間・費用等の総体ないしは内訳の

水準など）は、唯一の解といった位置づけにはなり得ず、他の調査主体によれば、その内容及び結果は異なるものとなる可能性がある。

実際の監査実務では、各々の時点における監査環境、農協内外の事業環境、事業の状況、内部統制の状況等を踏まえて、各監査人が職業的専門家として必要と認める監査時間等を判断することになるため、本事業の調査における前提事項や調査結果の数値等が、現在及び将来にわたって実現すること等を保証するものではない。

また、監査契約締結、監査計画策定、監査手続の選択適用、監査意見の形成等、実際の監査遂行上のあらゆる局面において、本事業の調査結果は、監査主体・被監査主体に対して、何らかの拘束や制約条件を課すものではない。

② パイロットテストによる調査

本事業では、パイロットテストに基づいて監査時間を試算している。パイロットテストは、監査契約に先立って、概括的な情報を入手するために実施するものであり、入手した情報に対する検証手続などは実施していない。したがって、実際に監査を実施した場合には、パイロットテスト段階では把握されなかったリスクの判明等により、本事業の調査結果とは異なる監査時間となる可能性がある。総じて、本事業は、調査対象の農協に対して監査手続を講じているものではなく、本事業を通じて、調査対象農協の財務報告の適正性についての意見や、内部統制の有効性等についての評価結果を述べるものでは一切ない。

③ 重要性の基準値

上記①にも記載のとおり、公認会計士監査の一連のプロセスには、職業的専門家としての監査人ないしは監査事務所等による判断が伴う。この点、重要性の基準値の決定についても同様である。

重要性の基準値とは、監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む）をいい（監査基準委員会報告書 320 第 8 項（１））、通常、重要性の基準値を決定する際には、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。適切な指標の識別に影響を与える要因には、財務諸表の構成要素や、財務諸表の利用者が特に注目する傾向にある項目の有無、被監査組織のライフサイクルの特性及び被監査組織が属する産業や経済環境、被監査組織の所有構造と資金調達の方法など、多くの要素がある。また、選択した指標に関連する財務データには、予算値や実績値などがあり、その財務データに対して被監査組織の重要な変化や産業・経済の環境変化に応じて修正した値も含まれ、その指標に対して適用する割合の決定にも、職業的専門家としての判断を伴う。このように、重要性の基準値は、一意に決めることができる性質のものではなく、監査を担当する公認会計士が自らの職業的専門家としての責任において判断する性質のものである。実際には、監査人毎に判断される重要性の基準値の値には幅があり、その大小は監査時間に影響を与える。

なお、本事業では、全国中央会が採用している重要性の基準値の考え方を前提として、調査を実施した。

④ 制度移行に係る影響の調査という性質

本事業は、現行の中央会監査が公認会計士監査へ移行する際の影響を調査するものである。このため、制度移行の観点で通常想定される公認会計士監査の監査時間を試算している。具体的には、次の事項を想定している。

公認会計士監査において依拠すると考えられる内部統制の評価結果が、有効であることを前提とする。すなわち、調査において把握された統制プロセスが実際に機能していることを前提としている。内部統制の有効性の評価結果は、実証手続の内容、実施時期、実施範囲に影響を与えるが、本調査は質問・資料閲覧を中心とするパイロットテストに基づいており、内部統制の有効性の評価手続を実施していない。ただし、パイロットテストの結果で、内部統制の不備に関する情報を得て、追加的に手続を実施することで依拠できると想定されるものが認められた場合には、試算の過程で当該追加的な手続に要する時間を考慮した上で、当該内部統制は機能し得るものとした。なお、そもそも有効な統制プロセスが確認できなかった場合は、監査時間の増加として試算結果に織り込んでいく。

また、本事業では、監査制度の移行に伴う一般的な影響について言及する本調査の趣旨を踏まえ、重要な虚偽表示、重要な不正事案、継続組合の前提に係る重要な疑義³等、重要な懸念事項は存在しないという前提を置いている。

³ 「継続組合の前提」とは、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提のことをいう。財務諸表は、一般に公正妥当と認められる会計の基準ないしは会計の慣行に準拠して作成される。例えば貸借対照表に計上されている資産は、通常、将来の継続的な事業活動において回収されることが予定されているなど、会計の基準等は、継続組合の前提を基礎とすると解されている。継続組合の前提に重要な疑義が生じるような事実又は状況が存在すると判断される場合には、監査人は、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断するとともに、財務諸表の表示を検討する責任を有している。監査人は、組合の存続そのものに保証を与える責任は有していないものの、その際、場合によっては、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する十分な監査証拠が入手できず、監査意見に影響することも想定され得るため、特別に慎重な検討が必要とされ、多くの監査資源を要することがある。

3. 監査時間の調査結果と分析

(1) 監査時間の試算結果

調査対象として選定した 30 農協に関する公認会計士監査の監査時間（「通常」ケース）の試算結果と中央会監査の監査時間を比較すると、次のとおりである。

表 6. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間

農協名	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	A 公認会 計士監査	B 中央会 監査	差異率 (A-B)/B
農協 1	1	1	3	1,055	1,341	-21.3%
農協 2	1	1	4	1,177	1,041	13.1%
農協 3	2	1	2	1,518	869	74.7%
農協 4	2	2	4	1,615	1,552	4.1%
農協 5	2	3	1	1,736	1,140	52.3%
農協 6	2	4	1	1,343	1,000	34.3%
農協 7	2	4	2	1,619	1,432	13.1%
農協 8	3	1	1	1,415	1,029	37.5%
農協 9	3	1	3	1,311	892	47.0%
農協 1 0	3	2	2	1,448	1,434	1.0%
農協 1 1	3	3	2	1,474	1,098	34.2%
農協 1 2	3	3	3	1,480	1,272	16.4%
農協 1 3	3	4	4	4,231	4,184	1.1%
農協 1 4	4	1	1	1,420	806	76.2%
農協 1 5	4	2	2	1,464	1,112	31.7%
農協 1 6	4	2	3	1,352	1,165	16.1%
農協 1 7	4	2	3	1,298	739	75.6%
農協 1 8	4	3	1	1,426	—	—
農協 1 9	4	3	2	1,461	1,151	26.9%
農協 2 0	4	3	2	1,367	1,163	17.5%
農協 2 1	4	3	2	1,487	1,226	21.3%
農協 2 2	4	3	3	1,594	1,210	31.7%
農協 2 3	4	3	4	1,458	1,657	-12.0%
農協 2 4	4	4	1	1,563	—	—
農協 2 5	4	4	2	1,505	1,270	18.5%
農協 2 6	4	4	2	1,547	1,501	3.1%

農協名	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	A 公認会 計士監査	B 中央会 監査	差異率 (A-B)/B
農協 2 7	4	4	2	1,502	1,399	7.4%
農協 2 8	4	4	3	1,522	1,112	36.9%
農協 2 9	4	4	3	1,822	1,355	34.5%
農協 3 0	4	4	4	3,725	3,007	23.9%

このうち、農協 18 と農協 24 については、本調査では、中央会監査の監査時間を算出することができなかった。これは、これらの農協の中央会監査では、内部統制の整備・運用に関する改善指導や、会計処理の相談、電算センターから入手した財務データの加工・分析等、実質的に監査に当たる内容の相当部分が、監査部ではなく経営指導部において実施されている状況が見られ、それらに要した時間を記録やヒアリング等により補足的に把握することもできなかったことによる。

また、農協 3、農協 9、農協 14、農協 17 については、中央会監査の監査時間が 1,000 時間を下回っており、一見して、他の調査対象農協の中央会監査より著しく少ない試算結果となっている。

そこで、この点を詳しく見るために、経済事業規模区分別・信用事業規模区分別の中央会監査の監査時間の平均値（上記 4 農協を除く）とこれら 4 農協との比較を、表 7 に示す。

表 7. 経済事業規模区分別・信用事業規模区分別の中央会監査の監査時間の平均

農協名	中央会 監査時間	経済事業規模別			信用事業規模別		
		区分	同規模区分 平均値	差異率	区分	同規模区分 平均値	差異率
農協 3	869	1	1,137.0	-24%	2	1,278.6	-32%
農協 9	892	1	1,137.0	-22%	3	1,242.5	-28%
農協 14	806	1	1,137.0	-29%	1	1,056.3	-24%
農協 17	739	2	1,315.8	-44%	3	1,242.5	-41%

※ 同規模区分平均値は、農協 3、農協 9、農協 14、農協 17 を除いたもの。

表 7 より、これら 4 農協の中央会監査の監査時間は、経済事業規模で見ても、信用事業規模で見ても、同じ規模区分の他の調査対象農協の平均値と比較して、2 割から 4 割程度少なくなっていることがわかる。また、追加のヒアリング等によっても、これら 4 農協については、先に述べた 2 農協（農協 18 及び農協 24）のように、経営指導部において実質的な監査に当た

る内容が実施されているといった特別な事情も確認されなかった。この点、中央会の体制なども含めたより広範な観点からの検証の必要性も考えられるが、そのような検証は本事業の調査の範疇を超えている。

このため、本調査では、これら4農協の中央会監査の監査時間については、引き続き検証が必要であることを述べるにとどめ、公認会計士監査と比較可能な調査結果が得られなかったものとして、以下で展開する公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較分析の対象からは除外することとした。

また、農協5については、経済事業規模区分が3、信用事業規模区分が1で、中央会監査の監査時間は1,140時間となっており、事業規模からすると概ね平均的な監査時間となっている一方、公認会計士監査の監査時間は1,736時間と、事業規模別に見たときの平均値を大きく上回っている（表8）。

表8. 農協5の経済事業規模区分別・信用事業規模区分別の監査時間の平均

	監査時間	経済事業規模別			信用事業規模別		
		区分	同規模区分 平均値	差異率	区分	同規模区分 平均値	差異率
公認会計士監査	1,736	3	1,474.4	18%	1	1,379.0	26%
中央会監査	1,140	3	1,253.9	-9%	1	1,014.5	12%

※ 同規模区分平均値は、農協5及び農協14を除いたもの。

この試算結果の背景には、重要性の基準値が関係していると考えられる。

本事業の調査では、「2.（8）③重要性の基準値」でも述べたとおり、公認会計士監査の監査時間の試算に当たって、全国中央会が採用している重要性の基準値の考え方を前提としたが、その結果、農協5については、重要性の基準値が、他の農協と比較して相対的に小さく算定された。このため、公認会計士監査の監査時間の試算においては、相対的に多くの事業・勘定科目が重要性を有するものとして識別され、事業規模から見た平均的な値を大きく上回る試算結果となった。

他方、中央会監査についても、重要性の基準値はこれと同様であるため、農協5の監査時間は、事業規模から見た平均的な値を上回ることが予想されるところであるが、上述の通り、算定結果に中央会監査の平均値との大きな乖離は見られない。したがって、農協5の中央会監査については、重要性の基準値とは必ずしも関連しない要素によって、監査時間が影響を受けていることが想定されるものの、本事業の調査では、その要因を特定することができなかった。

このため、農協5の中央会監査の監査時間についても、その背景にある要素について引き続き検証が必要であり、公認会計士監査と比較可能な調査結果とは言えないことから、以下で展

開する公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較分析の対象からは除外することとした。

以上より、これより先では、調査対象とした 30 農協から上記の 7 農協を除いた 23 農協を対象として、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較・分析を行うこととする。

なお、比較・分析の対象から除外した 7 農協も、公認会計士監査の監査時間については、他の 23 農協と同様の考え方に基づき試算したものであり、その事業規模等に照らして特異な試算結果とはなっていない⁴ことに留意が必要である。

(2) 監査時間に関する分析

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析

分析対象の 23 農協について、公認会計士監査の「通常」ケースと中央会監査の監査時間の平均値をまとめた結果を、表 9 に示す。

表 9. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間の平均

	監査時間				
		監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見の 形成
公認会計士監査（通常）	1,681.0	174.6	616.2	732.6	157.6
中央会監査	1,465.7	113.0	328.9	957.2	66.7
差異	215.3	61.7	287.3	-224.6	90.9

i. 全体的な差異の要因

「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、公認会計士監査が初度監査という前提の下で試算している。中央会の監査人は、農協及びその事業に関する知識や監査上のポイントなどに習熟していると想定されるのに対して、公認会計士は（法定監査としての農協の公認会計士監査が新たに導入されることから）、中央会の監査人と比較すると相対的に農協監査に係る実務経験が少ないこと等を背景に、重要な勘定科目のリスク評価や、各種業務プロセスの内部統制の整備運用状況の評価に際して、慎重な検討を行うこと等が想定される。

また、監査を受ける農協側も、公認会計士監査で依頼される新たな資料や質問への対応などが必要となることも想定される。

加えて、中央会監査は継続監査であるため、監査上必要な書類は既に一通り文書化

⁴ 表 6 に記載のとおり、比較・分析の対象から除外した 7 農協の公認会計士監査の監査時間は 1,298 時間から 1,736 時間の範囲にあり、他の 23 農協のうち県域農協（農協 13 及び農協 30）を除いた監査時間（1,055 時間から 1,822 時間）の範囲内に収まっている。

されたものがあるのに対して、公認会計士監査は初度監査であるため、一からの文書化の手間を要することが見込まれる。

このような状況は、「通常」ケースにおける公認会計士監査の監査時間が、中央会監査と比較して増加する要因になると考えられる。また、当該増加要因は、監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成といった一巡の過程において想定され得る。

ii. 監査計画及び統制リスクの評価の時間増加の要因・実証手続の時間減少の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、監査計画及び統制リスクの評価の監査時間が増加し、実証手続の監査時間が減少している。

これは、公認会計士監査では、リスク・アプローチの枠組みが導入されてから既に相当の期間が経過しており、内部統制評価に関する枠組みが監査実務に浸透している一方で、中央会監査では、現在、リスク・アプローチの徹底・高度化を継続的に図っている状況であり、相対的に実証手続の時間割合が大きくなっていることが背景にあると考えられる。また、中央会監査においては、監査対象となる本決算の財務諸表に加えて、中間仮決算時点の財務諸表に対する手続等を実施する場合があることなども、実証手続割合が相対的に大きくなる背景にあると考えられる。全国中央会へのヒアリングによれば、中央会監査は、業務監査により不正などへの対応をしている面があるとのことであり、例えば、業務の改善状況について取引記録や勘定残高を検証することにより、不正の兆候の有無の検出等を視野に入れた実証手続の設計が含まれているとも考えられる。なお、「2.（3）中央会監査の監査時間の算出」でも述べたとおり、本事業の調査においては、業務監査として実施している時間のうち、勘定科目や取引記録の検証に関連する手続に係る時間は、中央会監査の会計監査の時間に含めている。

公認会計士監査の前提となるリスク・アプローチにおいては、リスクの評価手続と、リスクに応じた実証手続に関する監査計画の立案が必要になるが、特に初年度においては、事業、事業環境、勘定科目の特性、業務プロセス、内部統制、キーコントロール等の把握と、監査調書としての一からの文書化等の対応も必要と考えられる。また、公認会計士監査を受ける農協側においても、監査に係る質問回答や資料準備、整理、提供、説明等の対応が必要と考えられる。このような点は、公認会計士監査における監査計画や統制リスクの評価に関する監査時間が、中央会監査に比べて増加する要因になると考えられる。

他方、リスク・アプローチにおいては、リスク評価・対応としての内部統制の整備・運用状況の評価手続を相応の監査資源をもって講じた結果として、例えば、リスクが低いと判断した勘定科目や領域については、当該リスクに応じた実証手続を講じることができる。このような公認会計士監査のあり方は、中央会監査に比して、実証手続の監査時間（あるいは監査時間割合）が減少する要因になると考えられる。

また、公認会計士監査では、監査人と被監査組織の間で契約を行い、毎期の契約更新手続も必要となる。これには、契約書の作成など事務的な対応に限らず、監査契約に

係るリスク等の検討を通じて契約受嘱の可否を判断する手続等を含む。この点、中央会監査と比較した場合、公認会計士監査の監査時間の増加要因となると考えられる。

iii. 監査意見の形成の時間増加の要因

本事業の公認会計士監査の監査時間の試算においては、品質管理に関する時間は、監査意見の形成の時間に含めている。日本公認会計士協会や金融庁などの外部検査を念頭に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、リスク評価・対応手続の設計と実施、監査調書の文書化などを含めた諸対応の検討、上位者のレビュー手続など、品質管理に係る時間が、これには含まれる。このため、監査意見の形成に係る公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間に比して大きく試算された。

また、公認会計士監査において、会計上の懸案事項に関する農協からの相談対応に要すると見積られる時間や、会計基準等の改正などに適時に対応するための時間も、監査意見の形成の時間に含めた。他方、全国中央会には、監査部以外に経営指導部署が行う経営指導の一環で、会計・税務を含んだ各種の改正等について示すとともに、農協からの相談を受ける業務があるが、これに係る時間の集計・見積が困難なことから、本事業の調査においては、中央会監査の監査時間にはこれを織り込んでおらず、このことも、公認会計士監査と中央会監査を比較した際の乖離の一因になっていると考えられる。

iv. 監査時間の増減要因の整理

上記を踏まえると、中央会監査と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な増加要因は、以下のとおりまとめることができる。

- a. 農協監査において、公認会計士監査が制度として新たに導入されることから、監査経験や習熟を伴う中央会監査と比較すると、公認会計士監査は必要な理解、検討、対応の時間を要するところがあるとともに、特に初年度は監査調書等の文書化の時間も要する。
- b. 農協側においては、公認会計士監査への対応が初めてとなるため、資料の準備や質問事項への回答などに時間を要するところがある。
- c. 公認会計士監査のリスク・アプローチの枠組みにおいては、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、統制リスクの評価に係る時間を要するところがある。
- d. 公認会計士監査では、監査契約を毎年締結する等、固有の手続が必要となる。
- e. 公認会計士監査で求められる品質管理の要求に応えるための監査時間が必要となる。

また、中央会監査と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な減少要因は、以下のとおりまとめることができる。

- f. 公認会計士監査のリスク・アプローチにおいては、統制リスクの評価等を通じて、リスクの程度に応じた実証手続を講じることから、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、実証手続に要する監査時間（あるいは監査時間割合）は概して減少する。

② 農協の類型別でみた監査時間の分析

次に、農協の地帯や、経済事業規模・信用事業規模に着目して、公認会計士監査の監査時間を比較分析する。

i. 地帯別の比較

表 10. 農協の事業規模及び監査時間の地帯別比較（県域農協を除く）

地帯区分	経済事業規模 区分の平均	信用事業規模 区分の平均	重要な経済 事業の数	公認会計士監 査の監査時間	中央会監査の 監査時間
都市	1.00	3.50	0.50	1,116.0	1,191.0
都市的農村	3.33	2.33	6.33	1,525.7	1,328.0
中山間地	2.25	2.00	5.50	1,454.3	1,208.3
農村	3.25	2.50	6.33	1,506.8	1,276.8

まず、都市地帯、都市的農村地帯、中山間地地帯、農村地帯別の比較分析に当たって、県域農協は事業規模・監査時間ともに突出しており、これらを平均値に含めると地帯別の監査時間の傾向を把握することが困難になるため、県域農協を除いた平均値で分析を行うこととした。

その上で、信用事業は全ての農協で共通して重要性があるため、比較分析に当たっては信用事業規模を加味することとした。また、経済事業については、その規模はもとより、各農協で実施している事業の内容やその種類等に応じて監査時間に相応の違いが出ることが想定されるため、重要な経済事業の数も比較分析の指標に入れた。

以上より、信用事業の規模、経済事業の規模、監査上の評価対象となる重要な経済事業の数との関係に着目しつつ、公認会計士監査及び中央会監査の監査時間がどのように変化するかを、地帯別に分析した。

○公認会計士監査の監査時間

a. 都市地帯の傾向

都市地帯の農協は、4つの地帯区分の中で最小の監査時間が試算された。他の地帯区分の農協と比較すると、信用事業規模が大きい一方、経済事業の規模が小さく、監査上の評価対象とすべき経済事業の数が際立って少ない。このため、公認会計士監査の監

査時間は小さくなった。

b.都市的農村地帯の傾向

都市的農村地帯の農協は、4つの地帯区分の中で、監査時間の試算結果が最大となった。都市的農村地帯の農協の事業は、経済事業規模区分の平均値が最大で、それに伴い、監査上の評価対象となる重要な経済事業の数も農村地帯と並んで4地帯区分の中で最大となった。他方で、信用事業規模区分の平均値は、中山間地に次いで小さく、都市的農村地帯の農協は、相対的に経済事業規模が大きいことになる。詳細は、「(2)②v.重要な経済事業と監査時間の関係」において後述するが、経済事業の規模が大きい農協では、重要な経済事業の数も多い傾向にあり、その結果として監査上評価を要する項目が増えて、監査時間の増加につながったものと考えられる。

もっとも、このことは、重要な経済事業の数が監査時間を決定する上で主要な要素となっていることを示すものであり、「都市的農村地帯」という地理的性質が、直接的に監査時間に影響を与えていることを示すものではないと考えられる。

c.中山間地地帯の傾向

中山間地地帯の農協は、信用事業規模は最小で、経済事業規模と監査上の評価対象となる重要な経済事業の数は、ともに都市地帯に次いで小さい。その結果として、公認会計士監査の監査時間は、都市地帯の次に小さくなった。

d.農村地帯の傾向

農村地帯の農協は、重要な経済事業の数では都市的農村地帯と並び、信用事業規模では都市的農村地帯よりも大きく、経済事業規模では都市的農村地帯よりも小さい。公認会計士監査の監査時間は、4つの地帯区分の中で、都市的農村地帯の次に大きい。これは、重要な経済事業の数は都市的農村地帯と同数であるものの、経済事業規模が都市的農村地帯よりも小さいことによると見られる。また、このことは同時に、信用事業規模よりも、経済事業規模の方が、監査時間に与える影響が大きいことを示している。

以上より、公認会計士監査の監査時間を地帯別に見ると、都市的農村地帯、農村地帯、中山間地地帯、都市地帯の順となったが、このことは、各地帯の地理的条件によって公認会計士監査の監査時間が影響を受けているというよりも、それら地理的条件を遠因としつつ、重要な経済事業の数及び経済事業規模を主な要因として、監査時間に影響を与えていることを示していると考えられる。

なお、別紙6では、経済事業規模や信用事業規模によらず、地帯区分による特徴をより明確に分析するために、4つの地帯区分の中から、それぞれ信用事業規模と経済事業規模がほぼ同水準の調査対象農協を選定して、比較分析を実施した。その結果、都市地帯

の農協では、監査上の評価対象とすべき重要な経済事業の数が少なく、監査時間も少なく試算されること、また、都市的農村地帯では、監査上評価対象とすべき重要な経済事業の数が最も多く、監査時間が最も多く試算されることが明らかになった。

公認会計士監査においては、重要な経済事業に適用される業務プロセスの統制リスクを評価し、同事業に係る財務諸表項目の実証手続の時間が、監査時間に影響を与える。このため、単に事業規模だけが監査時間に影響するのではなく、重要な事業の数が増えれば、監査上評価する対象が増え、その分、監査時間は増加することとなる。農協の場合、信用事業に関しては、全国的にほぼ統一された業務体系が採られているため、特に経済事業の多様性の影響を受けて、監査時間が増大すると考えられる。重要な経済事業の数等に関連する詳細な分析は、「（２）② v .重要な経済事業と監査時間の関係」において後述する。

○中央会監査の監査時間

中央会監査の監査時間についても、地帯別に見たときに、公認会計士監査と同様の傾向が見られたが、全般的に、経済事業の数及び規模との関連性は、公認会計士監査よりも弱い傾向が見られた。また、都市地帯については、中央会監査の監査時間が、公認会計士監査の監査時間を上回る傾向にあることから、この点において、中央会監査では、公認会計士監査に比べて、信用事業規模の影響をより受けている可能性を読み取ることができる。

ii. 経済事業規模別の比較

表 11. 同一信用事業規模内での経済事業規模の違いによる監査時間（県域農協を除く）

信用事業規模 区分	経済事業 規模区分	農協数	重要な経済 事業の数	公認会計士監 査の監査時間	中央会監査の 監査時間	
区分 1	1	1	4.00	1,415.0	1,029.0	注 1
	4	1	4.00	1,343.0	1,000.0	注 1
小計・平均		2	4.00	1,379.0	1,014.5	
区分 2	2	2	6.50	1,456.0	1,273.0	
	3	4	6.25	1,447.3	1,159.5	
	4	4	6.75	1,543.3	1,400.5	
小計・平均		10	6.50	1,487.4	1,278.6	
区分 3	1	1	1.00	1,055.0	1,341.0	
	2	1	5.00	1,352.0	1,165.0	
	3	2	6.00	1,537.0	1,241.0	
	4	2	8.50	1,672.0	1,233.5	
小計・平均		6	5.83	1,470.8	1,242.5	
区分 4	1	1	0.00	1,177.0	1,041.0	
	2	1	7.00	1,615.0	1,552.0	注 2
	3	1	3.00	1,458.0	1,657.0	注 2
小計・平均		3	3.33	1,416.7	1,416.7	
総計又は平均		21	5.62	1,462.2	1,262.9	

同一の信用事業規模の区分内で、経済事業規模によって監査時間を比較した結果を、上記表 11 に示した。

○公認会計士監査の監査時間

例えば、信用事業規模区分 2 の中で、経済事業規模区分 2 と 3 を比較すると、経済事業規模区分 2 の農協の方が同区分 3 の農協よりも監査時間が大きくなっており、その背景には、前者の方が重要な経済事業の数が多いことがあると見られる。このように、公認会計士監査の監査時間は、経済事業規模よりも、重要な経済事業の数と相関性があることが分かる。

また、全体的には、経済事業規模が大きければ、重要な経済事業の数も大きい傾向がみられるが、部分的には、経済事業規模と重要な経済事業の数とが必ずしも相関していない場合もあることが分かる。これは、重要性の基準値が小さい場合、経済事業規模が相対

的に小さくても、多くの経済事業が監査対象として評価されることや、経済事業規模が大きくても、その多様性は少ない場合もあること等によるものである（注 1、注 2 参照）。

なお、別紙 6 では、信用事業規模 2 と 3 の各区分について、個別の調査対象農協を抽出して、経済事業規模の違いによる分析を行っており、その結果、いずれの区分においても、経済事業規模と公認会計士監査の監査時間の試算結果の間には、一定の相関性が確認された。

（注 1）

信用事業規模区分 1 においては、経済事業規模が大きい農協の方が、公認会計士監査の監査時間が少なくなっている。これは、経済事業規模が小さい方の農協で、監査上の重要性の基準値が小さく、全般的に、より詳細なレベルでの監査が要求されていることによる。このことは、経済事業規模が小さいにも関わらず、監査上の評価対象となる重要な経済事業の数が、経済事業規模が大きい農協と同数であることにも表れている。

（注 2）

信用事業規模区分 4 においては、経済事業規模が 2 と 3 の区分に関して、経済事業規模が 2 の農協の方が重要な経済事業の数が多く、これに伴って監査時間も逆転している。これは、経済事業規模区分が 3 の農協の方が、同区分が 2 の農協よりも重要性の基準値が大きく、その結果として、前者の農協の方が監査上の評価対象とすべき重要な経済事業の数が少なくなったことによる。

○中央会監査の監査時間

表 11 の集計結果からは、区分 2 や 4 において、経済事業規模が最も大きいグループの監査時間が最大となるなど、中央会監査時間と経済事業規模の間にも、傾向としては、公認会計士監査と同様の関係がうかがえるところもある。しかし、信用事業規模区分 3 において、最大の監査時間は経済事業規模が最も小さい区分 1 となっており、また、同区分の経済事業規模区分 4 のグループは、重要な経済事業の数の平均値が最も大きい、監査時間は全体の中庸に位置している。こうしたことから、中央会監査の監査時間に関しては、経済事業の規模や重要な経済事業の数が、必ずしも公認会計士監査のように強い決定要因とはなっていないことが見て取れる。

iii. 信用事業規模別の比較

表 12. 同一経済事業規模内での信用事業規模の違いによる監査時間（県域農協を除く）

経済事業規模 区分	信用事業 規模区分	農協数	重要な経済 事業の数	公認会計士監 査の監査時間	中央会監査の 監査時間
区分 1	1	1	4.00	1,415.0	1,029.0
	3	1	1.00	1,055.0	1,341.0
	4	1	0.00	1,177.0	1,041.0
小計・平均		3	1.67	1,215.7	1,137.0
区分 2	2	2	6.50	1,456.0	1,273.0
	3	1	5.00	1,352.0	1,165.0
	4	1	7.00	1,615.0	1,552.0
小計・平均		4	6.25	1,469.8	1,315.8
区分 3	2	4	6.25	1,447.3	1,159.5
	3	2	6.00	1,537.0	1,241.0
	4	1	3.00	1,458.0	1,657.0
小計・平均		7	5.71	1,474.4	1,253.9
区分 4	1	1	4.00	1,343.0	1,000.0
	2	4	6.75	1,543.3	1,400.5
	3	2	8.50	1,672.0	1,233.5
小計・平均		7	6.86	1,551.4	1,295.6
総計又は平均		21	5.62	1,462.2	1,262.9

同一の経済事業規模の区分内で、信用事業規模によって監査時間を比較した結果を、上記表 12 に示した。

○公認会計士監査の監査時間

同一の経済事業規模の区分内で、信用事業規模によって公認会計士監査の監査時間を比較したところ、信用事業規模と監査時間の間に相関性は確認できなかった。

また、別紙 6 では、個別の農協に対する分析も実施したが、ここにおいても、信用事業規模は実証手続の監査時間等に一定の影響を与えるものの、重要な経済事業の数の方が、公認会計士監査の監査時間に大きな影響を与えることが確認された。

○中央会監査の監査時間

経済事業規模区分ごとに中央会監査時間を集計した結果からは、各区分内の信用事

業規模が最小のグループと最大規模のグループとの比較では、いずれの区分においても中央会監査の監査時間が増加しているが、その間の区分と監査時間の関係を見れば、必ずしも信用事業規模区分が大きくなるにつれて監査時間が増加するという関係にもないことが見て取れる。ただし、公認会計士監査との比較で言えば、中央会監査の方が、やや、信用事業規模の影響を受ける傾向がうかがえる。

iv. 県域農協

今回の調査では、農協 13 及び農協 30 の 2 つの県域農協が、調査対象となっている。これらの県域農協について、地帯区分が同一の県域農協以外の農協（以下、県域農協との比較において「一般農協」という。）の平均値と比較した結果を、表 13 及び表 14 に示す。

表 13. 県域農協と同地帯区分平均との比較（その 1）

農協	農協 1 3 (県域農協)	地帯区分平均 (一般農協)	差異
地帯区分	3	3	
経済事業規模区分	4.00	2.25	
信用事業規模区分	4.00	2.00	
重要な経済事業の数	12.00	5.50	6.50
キーコントロールの数	41.00	25.75	15.25
監査時間合計（時間）	4,231.0	1,454.3	2,776.8
監査計画（時間）	265.0	164.3	100.8
統制リスクの評価（時間）	1,654.0	532.0	1,122.0
実証手続（時間）	2,127.0	603.0	1,524.0
監査意見の形成等（時間）	185.0	155.0	30.0

表 14. 県域農協と同地帯区分平均との比較（その2）

農協	農協 30 (県域農協)	地帯区分平均 (一般農協)	差異
地帯区分	4	4	
経済事業規模区分	4.00	3.25	
信用事業規模区分	4.00	2.50	
重要な経済事業の数	8.00	6.33	1.67
キーコントロールの数	29.00	25.25	3.75
監査時間合計（時間）	3,725.0	1,506.8	2,218.3
監査計画（時間）	254.0	168.5	85.5
統制リスクの評価（時間）	1,402.0	551.5	850.5
実証手続（時間）	1,884.0	631.8	1,252.3
監査意見の形成等（時間）	185.0	155.0	30.0

○県域農協の特徴に起因する監査時間の増加

2つの県域農協の経済事業規模、信用事業規模を地帯区分が同一の一般農協の平均値と比較すると、いずれにおいても一般農協の平均値より大きいことが分かる。また、これに対応して、重要な経済事業の数も一般農協の平均値より大きい。それらの結果として、県域農協の監査時間は、一般農協と比較して大幅に増加している。

また、表 13 の農協 13 については、重要な経済事業の数が 12 あり、平均値の 5.50 と比較しても多いことに加えて、拠点数が県域農協以外の農協と比較して多く、会計単位が本所を含めて 5 つあること、全社的な統制を含む同農協の体制として拠点間の内部統制・事務処理の統一に関する方針・取組を確認できず、拠点間の地理的な条件も加わって、統一した業務を前提として見積もった監査時間で必要十分な手続が実施できるという確証が得られなかったこと等が、監査時間の増加要因となっている。

表 14 の農協 30 の場合についても、重要な経済事業の数は 8 で、平均値 6.33 と比較しても多いことに加えて、拠点数が一般農協と比較して多く、会計単位が本所を含めて 6 つあること、過去に公表された不祥事に対する業務改善のための方針が各拠点で徹底されている確認が得られなかったこと、県域農協になってからの経過年数が浅く、拠点間での内部統制の整備運用の統一化・均一化の取り組み途上にあること等が、監査時間の増加要因となっていると考えられる。

以上、県域農協では、取引・残高規模が大きいことは当然のこと、多数の拠点、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスといった点を背景に、一般農協と比較して、監査時間が増加することが想定される。

○IT の評価に係る監査時間

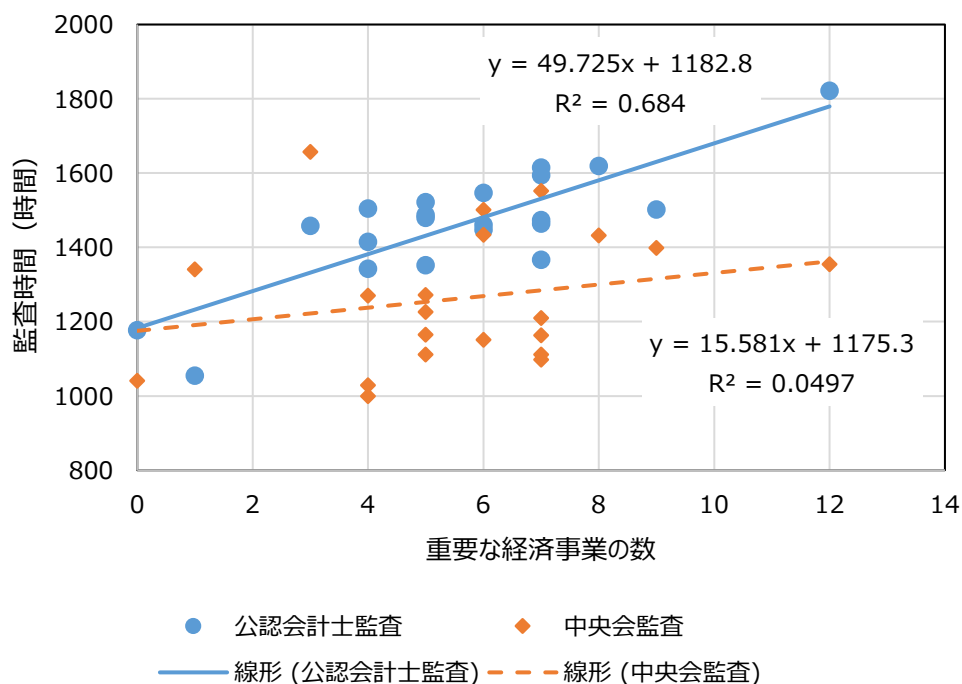
IT に関する内部統制評価に関する手続に関して、例えば、複数の一般農協で用いられている県域システムに関して、監査・保証実務委員会報告第 86 号の「受託業務に係る内部統制の保証報告書」を、当該複数の農協の監査において利用することで、監査手続を効率化できる場合がある。一方、県域農協の場合は、利用者が一農協となる県域のシステムに関して、同報告書を取得する意義がないとすれば、農協の監査人が電算センターの IT に関する内部統制を直接評価する対応が想定される。この点も、県域農協の監査時間が一般農協の平均と比較して大きくなる要因となっている。

v. 重要な経済事業と監査時間の関係

i から iii までの分析により、公認会計士監査の監査時間と重要な経済事業との間に関係があることが指摘された。そこで、ここでは、公認会計士監査の監査時間は、経済事業のどの要因に強く影響を受けるのか、より詳細な分析を行う。なお、i から iii までと同様の理由から、県域農協は以下の分析で用いたデータから除外している。

○重要な経済事業の数と監査時間の関係

グラフ5. 重要な経済事業の数と監査時間(県域農協を除く)



グラフ 5 は、公認会計士監査と中央会監査それぞれについて、重要な経済事業の数と監査時間の関係を表したものである⁵。このグラフから、公認会計士監査については、重要な経済事業の数と監査時間の間の最小二乗法による相関係数が 0.684 となっており、両者の間に一定の相関関係がみられることが分かる。他方、中央会監査については、相関係数が 0.050 と、重要な経済事業の数と監査時間の間に相関関係は見られない。

公認会計士監査において、重要な経済事業の数が増えるほど監査時間が増加する傾向にあるのは、リスク・アプローチが高度に実施されていることによる。即ち、リスク・アプローチ監査では、重要な経済事業の数が増えるに伴って、内部統制の評価や、取引記録、勘定残高等に関する実証手続に必要な時間も増えるためである。他方、中央会監査では、監査時間と重要な経済事業の数との間に明確な関係が見られないが、これは、中央会監

⁵ 中央会監査については、公認会計士監査において識別された重要な経済事業の数との関係を図示している。

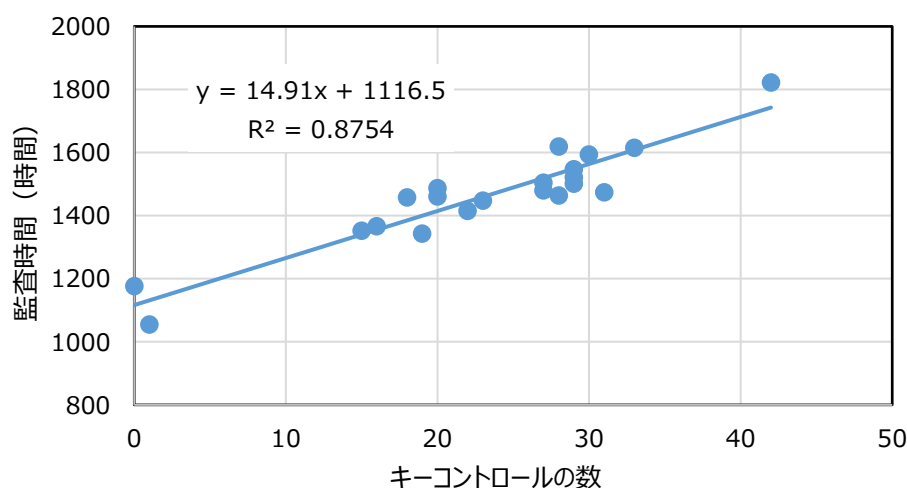
査がリスク・アプローチの徹底・高度化の途上にあり、公認会計士監査と比較して、実証手続に重きを置いた設計がなされていることが背景にあると考えられる。

○重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間

公認会計士監査では、重要な経済事業の数と監査時間に相関性があることを確認したが、より子細に見れば、経済事業の複雑性等によっても監査時間は変化する。経済事業が複雑な場合には、業務プロセスの財務報告に関連する情報の転換点⁶が多くなるなど、複雑性に応じてリスクも多く識別される。その結果、識別されたリスクに対応するキーコントロールの数が増え、統制リスクの評価等により多くの監査時間が必要となるとともに、その経済事業に関連する重要な勘定科目の数も多くなり、実証手続に要する監査時間の増加にもつながる。そこで、キーコントロールの数と監査時間の関係を確認する。

グラフ6は、公認会計士監査の重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間の関係を表したものである。これより、公認会計士監査では、重要な経済事業の数（相関係数 0.684）よりも、重要な経済事業のキーコントロールの数（相関係数 0.875）の方が、監査時間との相関性が強く確認された。このことは、重要な経済事業の数だけではなく、その複雑性も強く監査時間に影響を及ぼしていることを示している。

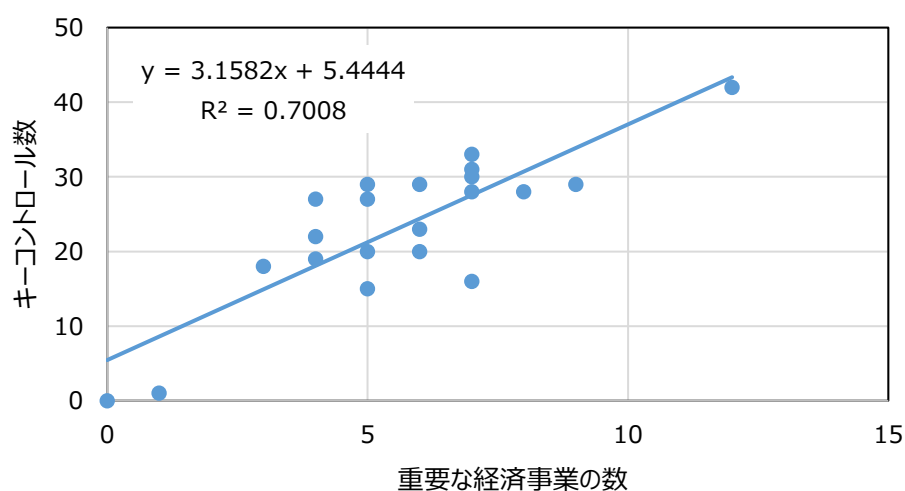
グラフ6. 重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間（県域農協を除く）



⁶ 財務報告に係る内部統制評価の枠組みの理論的な背景においては、一般に情報の転換点において誤りが生じるリスクが高まるといわれる。業務プロセスにおいて、ある取引が発生した場合に会計処理されるまでのプロセスが複雑であるとする、転換点がその分増える可能性が高まることが想定される。例えば、ある物品の売買取引に関して、取引時に取引数量や価格が確定する場合と、取引後に価格改定が想定される場合があるとすれば、一般的に後者の方が、価格改定が存在することに対応しその業務プロセスは複雑であるといえ、一旦価格を登録した後に、改定に伴って価格を登録する分、情報の転換が多いことになる。この場合、改定した価格の登録漏れ、登録ミス、登録遅れなどのリスクが増える。業務プロセスは、このように増えたリスクに対応し、統制手続を必要とすることとなる。

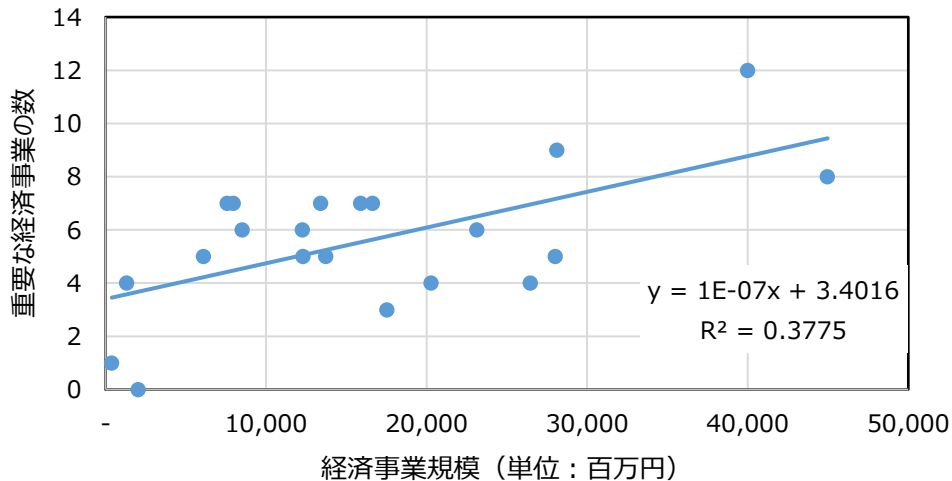
また、グラフ 7 は、公認会計士監査における重要な経済事業の数とそれらの経済事業に含まれるキーコントロールの数の関係を示したものである。両者の間には、一定の相関性（相関係数 0.701）が確認できる一方、傾向線からかなり外れたプロットも観察され、重要な経済事業の数とキーコントロールの数が単純な比例関係にあるわけではないことも示している。相関関係に着目した場合、複数の重要な経済事業の業務プロセスを統合し、監査上一つのものとして評価できる状況にすると、キーコントロールの数が減少することが読み取れる。他方、プロットのばらつきに現れているように、重要な経済事業の数は一定のままで、業務プロセスを見直して単純なものとするにより、キーコントロールを削減し得る。したがって、業務プロセスの統合による重要な経済事業の数の削減と、重要な経済事業内での業務プロセスの単純化の 2 つの方向から、キーコントロール数の削減を通じて、監査時間を低減させ得ることが分かる。

グラフ7. 重要な経済事業数とそれに係るキーコントロール数（県域農協を除く）



○経済事業規模と重要な経済事業の数

グラフ8. 経済事業規模と重要な経済事業の数（県域農協を除く）



グラフ 8 に、経済事業規模と重要な経済事業の数の関係を示した。グラフから、両者が弱い相関関係（相関係数 0.378）にあることが確認できる。

これは、例えば、経済事業の規模が大きくても、取り扱う経済事業の数が少ない場合もあれば、監査上の重要性の基準値との関係で、重要な経済事業に含まれない事業が存在する場合もあるためである。

先に示したとおり、公認会計士監査の監査時間は、キーコントロールの数が主要な決定要素となっており、そのキーコントロールの数は、重要な経済事業の数とその複雑さによって変わってくる。他方、ここで示したとおり、経済事業規模と重要な経済事業の数の間には、緩やかな相関関係しか認められない。これらを総合すると、経済事業の規模が大きくても、独立した事業として識別される経済事業の数が少なく、また、その業務プロセスの複雑さも低い場合には、キーコントロール数が少なくなり、監査時間は事業規模に照らして抑制的になり得ることがわかる。

以上の分析から、公認会計士監査の監査時間は、重要な経済事業と認識された事業の数とその複雑さ、また、それらによって決定される業務プロセスのキーコントロールの数が主要な要素となって決定されることが分かる。このことは、重要な経済事業の業務プロセスの統合・均質化を図ったり、キーコントロールをまとめて評価できるように業務プロセスを統合したりすることができれば、監査をより効率的に遂行し得ることを示唆している。この点は、（３）

① i a で詳しく論じる。

③ まとめ

ここで、(2)で展開した分析の結果をまとめておく。

まず、① ivで示したとおり、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して、以下を主要因として増減すると分析した。

(増加要因)

- a. 農協監査において、公認会計士監査が制度として新たに導入されることから、監査経験や習熟を伴う中央会監査と比較すると、公認会計士監査は必要な理解、検討、対応の時間を要するところがあるとともに、特に初年度は監査調書等の文書化の時間も要する。
- b. 農協側においては、公認会計士監査への対応が初めてとなるため、資料の準備や質問事項への回答などに時間を要するところがある。
- c. 公認会計士監査のリスク・アプローチの枠組みにおいては、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、統制リスクの評価に係る時間を要するところがある。
- d. 公認会計士監査では、監査契約を毎年締結する等、固有の手続が必要となる。
- e. 公認会計士監査で求められる品質管理の要求に応えるための監査時間が必要となる。

(減少要因)

- f. 公認会計士監査のリスク・アプローチにおいては、統制リスクの評価等を通じて、リスクの程度に応じた実証手続を講じることから、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、実証手続に要する監査時間（あるいは監査時間割合）は概して減少する。

その上で、② i ~ iiiにおいて、地帯別区分、経済事業規模区分、信用事業規模区分と監査時間の関係について観察した傾向によれば、公認会計士監査の監査時間は、経済事業との関係が一定程度確認された一方、中央会監査の監査時間については、公認会計士監査ほど明確には経済事業との関係が見られなかった。

これを踏まえ、② vにおいては、重要な経済事業と監査時間の関係について、より掘り下げた分析を行った。その結果、重要な経済事業の数やその複雑さを示すと考えられるキーコントロールの数が、公認会計士監査の監査時間に強く影響してくるということが明らかになった。これは、上記のcやfに関連するが、リスク・アプローチの枠組みの下では、重要な経済事業の数や複雑さが、監査上評価すべき重要な業務プロセスやキーコントロールの数等、統制リスクの評価項目を増加させることや、それに伴い実証手続の項目も増えることによる。

なお、② ivの県域農協に関する分析においては、監査時間に影響している要因として、多数の拠点、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスが論点として取り上げられた。このことは、② vで分析したとおり、業務プロセスの数やその複雑さが公認会計士の監査時間に影響してくるという点で共通した結果であると言える。

(3) 監査時間の低減策

財務諸表監査では、財務諸表の作成責任や財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備・運用する責任は、経営者にあり、監査人には、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する責任がある。このように、財務諸表監査においては、経営者、監査人、それぞれに果たすべき責任があり、これを二重責任の原則という。したがって、財務諸表監査は、二重責任の履行を伴う必要があり、財務報告主体あるいは監査主体の一方的な意識や取組を通じて実現するものではない。

このような背景から、公認会計士監査制度への移行にあたり、農協の監査費用の負担を抑えるには、公認会計士側と農協側の双方の取組が必要である。二重責任の履行により、農協の財務報告に係る適切な態勢と監査品質を担保することが肝要であるということを前提として、両主体の協力や、各関係機関における対策等により、制度移行に伴う農協の費用負担の低減が可能と考えられる。

① 農協側で実施できる事項

i. 事業体制・事業内容

a. 重要な事業や支店間での業務手順・統制手続の統一

本事業の調査結果から、監査時間は、特に重要な経済事業の数とキーコントロールの数に影響を受ける傾向にあることが示された。すなわち、信用事業や共済事業においては、全国の農協で統一的な事務処理や内部統制が概して整備運用されている一方で、経済事業については、各農協によりその内容や規模、数が異なっており、重要な経済事業の数、キーコントロールの数が多い農協では、監査時間も大きくなる傾向がある。この点、例えば、購買事業に複数の事業が含まれる場合に、それらの業務を統合したり、共通のコントロールを設定したりする統一化、均質化を図ることができれば、内部統制の評価に係る監査時間等を抑制し得ることを意味している。今回の調査においても、ある農協（農協 29）の購買事業では、その中に資材購買や農機購買があり、両者で計 8 個のキーコントロールが識別されたが、他の農協（農協 18）の購買事業では、その中に複数の事業があったものの、業務プロセスが共通化されていたため、一つの事業としてまとめて統制リスクの評価が可能であると想定し、識別されたキーコントロールは 4 個となった事例がある（別紙 6-4-2 参照）。

また、県域農協等の大型の農協にみられる特徴として、これまでの合併等の経緯から支店間などで業務にばらつきがあるケースや、会計単位が複数あるケースがある。このような場合、同質性が高い経済事業であっても、支店間で業務プロセスが異なると、内部統制の評価等において別のプロセスとして取り扱わざるを得ないケースもある。この場合、支店間の業務手順や統制手続の整備及び運用を統一化することで、監査時間を削減することができる。

b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）

への着実な改善対応など、内部統制・決算開示体制の整備

現行の中央会監査において、農協に対して内部統制の不備や財務報告上の改善要求が指摘されている場合には、それらに速やかに対応し、内部統制・決算開示体制を改善しておくことが、監査時間の削減につながると考えられる。例えば、本事業の調査において、資産査定資料における債務者区分の判定理由に関する不十分な記載や、棚卸資産の未実現利益の控除もれ、供給未済の購買品の供給処理の先行など、改善する余地があると思われる事項が見受けられる農協もあった。

公認会計士監査制度において、監査人は、全ての会計記録を見ることを前提とせず、勘定科目や内部統制の状況等に基づきリスクの所在や程度に応じて、原則として試査により必要な監査証拠を入手し、監査意見を形成するに足る基礎を得る。監査の過程で内部統制の不備や会計処理の誤りが判明した場合、その原因究明と改善対応の評価手続や、監査計画の修正（例えば、検証範囲を拡大して、虚偽表示リスクが許容できる水準であることを確かめるための追加手続の実施）が必要になることが多く、その場合、監査時間は増加する。このため、現行監査の枠組みである中央会監査における指摘事項について、公認会計士監査への移行に先立って改善対応を行っておくことは、公認会計士監査における監査時間の抑制に資すると考えられる。

逆に、例えば識別された内部統制の不備等に対して改善されない状況が継続することは、当該状況に応じたりスク相応の監査手続を計画することになり、監査時間の増加要因になる可能性がある。

ii. 監査への対応体制

a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備

組合長をはじめとするマネジメント層が、中央会監査から公認会計士監査への制度移行に対する十分な理解を有し、組合長等の主導・指示の下で、制度移行に先立つ組織的な監査対応体制の整備、具体的な諸対応（中央会監査等の過程で判明している論点や課題への対応、業務プロセスの統一化の取組等を含む）を推進することは、円滑な制度移行と監査の効率化を実現するための重要な基礎になると考えられる。

また、公認会計士監査における監査計画には、その前年度の監査実績が大きく影響する。前年度の監査における被監査組織の対応の良否は、その中でも重要な一要素となる。特に、初年度の監査の実績は、2年目以降の監査時間の見積もりの修正の基礎となり、通常、効率化の見込みを最も反映する可能性が高い。したがって、制度移行の初年度の段階において、組合長をはじめとしたマネジメント層が外部監査の意義と必要性を十全に理解し、その主導の下で、新たな監査の枠組みを組織的に受け入れ、適時かつ適切に監査人の要求に対応できる体制を整備しておくことが、監査時間の抑制につながる。

b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底

監査人が、内部統制の評価手続、取引記録の検証や勘定残高の検討等の実証手続を講じる場合、実際の統制行為、取引の金額・時期・内容、勘定残高・内訳等を裏付ける証憑を入手し、その閲覧や関連証憑・帳簿との照合等を実施することが一般的である。

仮に、証憑等の提出の遅延や認識の食い違いなどが生じると、手待ちや手戻りを通じて、時間的な効率性が阻害される。したがって、取引の開始承認、契約、納品、請求、会計処理、開示書類等の証憑書類や証跡の保存を徹底するとともに、監査において求められた証憑・証跡を適時に提出できるよう予め整理をしておくことが、円滑な監査の実施に資する。

iii. その他

a. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）

農協の内部監査や監事監査は、公認会計士監査と目的を異にする部分もあるが、相互に関連する部分も多い。例えば、不祥事を隠ぺいするために不適切な会計処理が行われるケースなどは、内部監査や監事監査の業務監査において検出した不祥事に関して、公認会計士と適時に連携することによって、財務報告に当たって重要な虚偽記載を未然に防ぐことが可能な場合もある。また、公認会計士監査においても、検出した矛盾点などを監事や内部監査部門と連携することによって、早期に対応・解決できる可能性がある。裏返せば、これらの連携が十分に行われない場合には、それぞれが個別に課題を検出し、解決するための手続が必要になる。

このように、内部監査、監事監査及び公認会計士監査の3者の間で、監査に関連する連携体制を構築することは、各監査主体の監査の有効性を高めるだけでなく、監査時間の低減につながり得る。

b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等）

本事業の調査において、農協の事業や財務報告に関するシステムの利用形態には、大別して、全国レベルでの共通システム、都道府県単位の電算センターで提供されるシステム、農協毎に固有に利用しているシステムがあることを把握した。

これらのシステムの中でも、農協の事業や財務報告に関連するシステムについては、監査上、内部統制の整備及び運用状況に関して評価の対象になる可能性がある。このうち、全国レベルと都道府県単位レベルのシステムなど、複数の農協において共通的に利用されているシステムの内部統制評価においては、例えば、下記のような対応を講じるこ

とで、監査に係る負担や時間を抑制することができると考えられる。

- 受託業務に係る内部統制の保証報告書（監査・保証実務委員会実務指針 第 86 号）を対象システムの運用会社が入手する
- その他、「信用金庫監査における共同事務センターの内部統制のあり方」（業種別委員会報告 第 5 号）にある、共同方式・合同方式・センター監査人方式といった、特定のあるいは複数の監査人による評価手続や当該評価結果の共有等の実務対応を講じる

逆に、上記のような枠組みが全くないとすると、システム運用会社に（当該システムに係る統制評価が必要と認めた）複数の監査人が重複して評価手続を実施する状況となるなど、監査負担、監査時間の増加要因になり得る。

以上を踏まえ、本事業の調査においては、全国システム及び県域システム（県域農協を除く）について、受託業務に係る内部統制の保証報告書の利用を前提として、監査時間を試算している。

なお、システムを運用している電算センターが保証報告書を取得するための費用は、電算センターの利用料等に含められることが想定され、そのシステムを利用する農協の数など、各都道府県の状況によって、各農協の費用負担も異なってくることに留意が必要である。

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

- i. 日本公認会計士協会の Q&A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の事前取得

農協の事業には、信用事業や共済事業に加えて様々な経済事業があり、これを取り巻く経済環境や法令等の規制環境には、農協特有の事項がある。本事業の調査においても、事業利用分量配当や共同利用施設の共用資産としての取扱い等、農協特有の制度や会計上の取扱いに加え、地域や農産物毎の取引慣行等も見受けられた。

公認会計士は、法定監査制度として初めて農協監査を行うことから、農協の事業、事業環境、取引、内部統制に対する理解や特有の財務・会計処理等に関し、職業的専門家として必要な知見を高めていくことが必要と考えられる。また、このことは、監査の有効性と効率性の向上に資するものと考えられる。

適切な監査の遂行を実現する観点から、公認会計士自身の自己学習・研鑽が必要なのは言うまでもないが、日本公認会計士協会における「農業協同組合の会計に関する Q&A」（非営利法人委員会研究資料第 2 号）の更新や、公認会計士による監査遂行を支える一定の指針や参考に資する情報提供と、それらを周知・共有する研修会の開催などの取組を期待したい。

ii. その他

- a. 監査基準委員会報告書に準拠したリスク・アプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）

リスク・アプローチを徹底し、重要勘定や財務報告の重要な虚偽表示リスクを見極め、リスクの程度に応じた監査手続の軽重を熟慮することが、有効かつ効率的な監査の遂行に資する。例えば、公認会計監査の初年度の監査経験や実績を翌年度の監査計画に生かしながら、リスクに応じた監査対応・監査手続を選択することで、高リスク領域に対する適切な対応が可能になるとともに、低リスク領域に対する冗長な対応を避けることができ、監査時間の抑制に資すると考えられる。

- b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保

監査上要求する資料や質問事項の事前依頼等、監査の段取りを徹底することで、監査を受ける農協側も、適切な資料の提出や質問に対する回答が可能になる。このため、監査を行う監査人側では、監査を受ける農協側に資料の用意・質問の回答に十分な余裕を与える必要がある。

実務においても、事前依頼の徹底で効率的なコミュニケーションを実現している監査現場と、そうでない監査現場とでは、監査の効率性に違いが見られる。公認会計士監査への移行の初年度という背景もあり、資料依頼や質問を受ける農協側にとって経験のないものも想定されるため、監査人側で徹底すべき事項の一つである。

- c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）

農協側で実施できる事項としても記載したが、この点は公認会計士側で実施できる事項でもあり、監査基準上も、監査役（農協における監事）とのコミュニケーション等、積極的な連携が要求されている。それぞれの立場で果たすべき監査の役割は異なるものの、積極的な連携により、相互に効率的な監査の遂行に資する情報を共有し、監査時間の低減に努めることが求められる。

- d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

農協が適正な財務報告を行い、監査対応を効果的・効率的に遂行するために、監査人が指導的機能を発揮することは、社会的に期待される公認会計士の役割の一つである。

具体的には、監査の独立性を阻害しない範囲で、監査上検出された事項に係る対応の協議の他、証憑の管理方法、内部統制の手法、決算等の根拠資料の作成、決

算スケジュール等に関して、公認会計士が自らの経験と専門的知見を活用し、指導的機能を発揮することは、農協自体の内部統制の有効性や監査対応の効率化に資すると考えられ、ひいては監査時間の抑制につながり得る。

③ 制度面での改善が考えられる事項

i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備

公認会計士監査制度の枠組みにおいては、「監査人の交代」（監査基準委員会報告書 900）により、監査人が交代する場合には監査業務の十分な引継ぎを行うことが要求されている。今回の制度移行においても、新たに農協の監査を行うこととなる監査人が、これまで監査を行ってきた全国中央会から当該農協の経営環境や監査上の論点等について引き継ぐことが、監査の円滑な継続に必要である点に変わりはない。しかしながら、同報告書は、公認会計士間での引継ぎについて定めたものであり、そのままでは、今回の制度移行は包含されない。このため、全国中央会を同報告書における前任監査人に準じた取り扱いとするとともに、今回の制度移行における守秘義務の扱いについて整理する等、監査人予定者と全国中央会との間で監査業務の十分な引継ぎが実施される環境を整備することが、監査の質の確保と監査時間の低減の両面において有効と考えられる。

ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正

平成 27 年度の農協法改正により、農協の監査は中央会監査から公認会計士監査へと移行することとされたが、これに伴い、監査対象となる財務諸表の範囲は、「計算書類及びその附属明細書」と定められ、事業報告を含んでいた改正前の農協法と比較して縮小された。

しかし、農協法施行規則においては、計算書類の附属明細書に記載すべき事項として、組合員資本の明細、有形固定資産及び無形固定資産の明細、外部出資の明細、借入金の明細等の各種明細の他、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高等を表示することが定められており（農協法施行規則第 141 条）、これらは、公認会計士監査への移行後も、財務諸表監査の対象に含まれることとなる。これらのうち、「主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高等」については、信用金庫や一般事業会社等においては監査対象には含まれない（あるいは記載を要しない）のに対して、農協では当該記載項目が監査の対象となっており、監査範囲もその分広範囲となる。今後、農協法施行規則の改正により、計算書類の附属明細書の記載事項の簡略化等が行われれば、監査時間の抑制が期待できる。

iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）

上記①及び②で示した対策は、監査を受ける農協側と監査を行う公認会計士側の双方が、二重責任の原則をよく理解し、各々に求められる事項に主体的に取り組むことによっ

て、有意な効果を発現するものである。したがって、農協法を所管する農林水産省から、全国中央会をはじめとした農協系統と、日本公認会計士協会をはじめとした公認会計士業界の双方に対して、本調査報告書で示された分析結果と、監査費用低減のための対策を周知し、各関係者の主体的な取組みを促すことが、制度移行に伴う農協の費用負担を低減させるためには不可欠である。

(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果

平成31年度の制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、上記(3)に記載した低減策に取り組めば、監査時間は減少する。そこで、本事業の調査では、これらの対策の効果を織り込んだ、「効率化」のケースを示した。また、逆に、制度移行までの間に低減策が講じられず、農協側には監査上の問題となる内部統制の不備等があり、公認会計士側には農協に関する知見がない場合に見込まれる監査時間について、「増加」ケースとして試算した。なお、農協3、農協5、農協9、農協14、農協17、農協18、農協24の7農協については、3.(1)で述べた通り、中央会監査の監査時間について、引き続き検証が必要であることから、ここまでの比較・分析の対象からは除外してきたが、ここでは、参考として、これらの7農協についても各「効率化」ケース及び「増加」ケースの試算値を掲載しており、その試算結果は、他の23農協と比較しても、事業規模等に照らして特異なものとはなっていない⁷。

表 15. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果

農協	公認会計士監査の監査時間					中央会監 査の監査 時 (F)	中央会監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
農協 1	1,055	904	857	848	1,303	1,341	-21.30%	-32.60%	-36.10%	-36.80%	-2.80%
農協 2 3	1,458	1,283	1,196	1,162	1,796	1,657	-12.00%	-22.60%	-27.80%	-29.90%	8.40%
農協 1 0	1,448	1,268	1,187	1,163	1,784	1,434	1.00%	-11.60%	-17.20%	-18.90%	24.40%
農協 1 3	4,231	3,991	3,863	3,790	5,067	4,184	1.10%	-4.60%	-7.70%	-9.40%	21.10%
農協 2 6	1,547	1,332	1,264	1,240	1,910	1,501	3.10%	-11.30%	-15.80%	-17.40%	27.20%
農協 4	1,615	1,376	1,283	1,250	1,973	1,552	4.10%	-11.30%	-17.30%	-19.50%	27.10%
農協 2 7	1,502	1,301	1,245	1,231	1,851	1,399	7.40%	-7.00%	-11.00%	-12.00%	32.30%
農協 7	1,619	1,400	1,313	1,275	1,967	1,432	13.10%	-2.20%	-8.30%	-11.00%	37.40%
農協 2	1,177	1,014	960	945	1,451	1,041	13.10%	-2.60%	-7.80%	-9.20%	39.40%
農協 1 6	1,352	1,161	1,108	1,091	1,644	1,165	16.10%	-0.30%	-4.90%	-6.40%	41.10%
農協 1 2	1,480	1,280	1,215	1,200	1,824	1,272	16.40%	0.60%	-4.50%	-5.70%	43.40%
農協 2 0	1,367	1,181	1,108	1,098	1,684	1,163	17.50%	1.50%	-4.70%	-5.60%	44.80%
農協 2 5	1,505	1,307	1,231	1,207	1,854	1,270	18.50%	2.90%	-3.10%	-5.00%	46.00%
農協 2 1	1,487	1,280	1,204	1,180	1,830	1,226	21.30%	4.40%	-1.80%	-3.80%	49.30%
農協 3 0	3,725	3,254	3,029	2,950	4,554	3,007	23.90%	8.20%	0.70%	-1.90%	51.40%
農協 1 9	1,461	1,266	1,192	1,176	1,799	1,151	26.90%	10.00%	3.60%	2.20%	56.30%

⁷ 「3.(1) 監査時間の試算結果」の脚注4に同じ。

農協	公認会計士監査の監査時間					中央会監 査の監査 時 (F)	中央会監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
農協 2 2	1,594	1,380	1,298	1,257	1,966	1,210	31.70%	14.00%	7.30%	3.90%	62.50%
農協 1 5	1,464	1,271	1,190	1,167	1,803	1,112	31.70%	14.30%	7.00%	4.90%	62.10%
農協 1 1	1,474	1,266	1,196	1,167	1,823	1,098	34.20%	15.30%	8.90%	6.30%	66.00%
農協 6	1,343	1,170	1,107	1,086	1,654	1,000	34.30%	17.00%	10.70%	8.60%	65.40%
農協 2 9	1,822	1,580	1,489	1,463	2,242	1,355	34.50%	16.60%	9.90%	8.00%	65.50%
農協 2 8	1,522	1,248	1,176	1,149	1,877	1,112	36.90%	12.20%	5.80%	3.30%	68.80%
農協 8	1,415	1,222	1,150	1,126	1,743	1,029	37.50%	18.80%	11.80%	9.40%	69.40%
農協 9	1,311	1,140	1,061	1,032	1,605	892	47.00%	27.80%	18.90%	15.70%	79.90%
農協 5	1,736	1,512	1,435	1,405	2,138	1,140	52.30%	32.60%	25.90%	23.20%	87.50%
農協 3	1,518	1,336	1,246	1,215	1,873	869	74.70%	53.70%	43.40%	39.80%	115.50%
農協 1 7	1,298	1,121	1,049	1,030	1,597	739	75.60%	51.70%	41.90%	39.40%	116.10%
農協 1 4	1,420	1,231	1,157	1,135	1,748	806	76.20%	52.70%	43.50%	40.80%	116.90%
農協 1 8	1,426	1,231	1,167	1,146	1,758	—	—	—	—	—	—
農協 2 4	1,563	1,279	1,209	1,187	1,921	—	—	—	—	—	—

※二重線以下は、中央会監査との比較分析対象から除外した 7 農協。

ここでの「通常」、「効率化」、「増加」の各ケースは、下表の状況を前提としたものである。

通常	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間。
効率化①	移行初年度までに、上記（３）①～③までの低減策が講じられ、その効果を織り込んだ場合に想定される初年度監査の監査時間。
効率化②	効率化①を前提とした移行後 2 年目に想定される監査時間。すなわち、初年度の監査が終了し、監査を担当する公認会計士が継続して監査を受嘱した場合に、監査する公認会計士側と農協側の双方において、初年度で得た知識や経験を基にさらに協力して効率化が進むことを想定した場合の監査時間。
効率化③	公認会計士監査制度へ移行後 3 年が経過し、支店往査も一巡する等、監査業務が安定してきた場合に想定される監査時間。
増加	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、農協に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

① 「通常」ケースについて

「通常」ケースでは、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合を想定しつつ、上記（３）の低減策は実施されなかった場合を試算している。

この場合、３．で論じたとおり、公認会計士側において、新たに導入された農協監査について、必要な理解、検討、対応の時間を要するとともに、農協側においても、準備等に一定の時間を要すること等から、多くの農協において、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して増加することが想定された。具体的には、比較可能な調査結果が得られた 23 農協のうち、16 農協で監査時間が 10%以上増加すると試算された。ただし、この場合でも、5 農協については、10%未満の増加にとどまり、2 農協については、監査時間は減少すると試算された。

② 「効率化①」ケースについて

「効率化①」ケースでは、農協側と監査人側の双方において、低減策が講じられるとともに、制度面においても、監査対象となる財務諸表の開示内容が簡略化され、中央会から公認会計士への引き継ぎも円滑に行われている。

こうした前提の下では、公認会計士監査が初年度であることを除けば、監査側と被監査側で相互に必要な資料等を準備し、適正な財務報告とそれを証明するための効果的・効率的な監査に向けて、相当程度の知識を持って対応することができる。

また、支店間の手順や重要な事業の業務・コントロールの統一化により、評価対象も絞ったうえでの監査手続の策定が可能である。

このため、「効率化①」ケースの監査時間は、「通常」ケースの監査時間に比して、大きく削減することが可能である。このことは、公認会計士監査の枠組みであるリスク・アプローチが、限りある監査資源を効果的・効率的に活用するための枠組みであることとも関係している。

以上により、「効率化①」ケースでは、比較可能な調査結果が得られた 23 農協のうち、10 農協では中央会監査よりも監査時間が減少し、6 農協については 10%以内の増加に収まるという結果が得られた。したがって、本報告書で示した対策を事前に講じれば、比較可能な調査結果が得られた農協の約 7 割において、制度移行の時点で、監査時間は減少するかやや増加するにとどまるものと見込まれる。

③ 「効率化②」ケースについて

「効率化②」ケースでは、公認会計士側は初年度の経験を活用して監査手続を効率的に遂行することができ、農協側も初年度に要求された資料や質問については準備が改善されると見込まれる。

以上により、「効率化②」ケースでは、23 農協の約 6 割に当たる 14 農協において、中央会監査よりも監査時間が減少し、7 農協では 10%以内の増加に収まるという結果が得られた。したがって、本報告書で示した対策を事前に講じた上で、2 年目になれば、約 9 割の農

協で、現在の中央会監査よりも監査時間は減少するかやや増加するにとどまるものと見込まれる。

④ 「効率化③」ケースについて

「効率化③」ケースでは、支店などのローテーション往査等も一巡していることが想定され、そうでない場合であっても、過去の監査経験から、拠点における内部統制や会計処理に関する相当程度の心証をもって監査計画を策定することができる。また、農協側の監査対応も、拠点を含めた組織全体において浸透し、農協は監査上求められる資料や回答を事前に予想することができる。

以上より、「効率化③」ケースでは、23 農協のうち 15 農協において、中央会監査よりも監査時間が減少し、8 農協では 10%以内の増加にとどまり、23 農協の全てがこの水準に収まるという結果が得られた。したがって、公認会計士監査と中央会監査の比較可能な調査結果が得られた全ての農協について、本報告書で提言した対策の効果が発現した上で、3 年が経過した後は、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間とほぼ同水準がそれ以下に抑えられると言える。このことは、公認会計士監査への制度移行は、農協にとって大きな負担の増加にはならないばかりか、一定の時間が経過し、各ケースで想定した仮定通りの効率化が進行した場合には、監査時間が現状よりも減少する農協の方が多くなり得ることを示唆している。

⑤ 「増加」ケースについて

なお、上記の各「効率化」ケースとは逆に、低減策が講じられず、農協に関して知見のない監査人が監査を受嘱した場合には、監査人が農協に対する理解を得るまでの時間に加えて、監査判断にも時間がかかることが想定される。また、農協側においても、本調査で想定した内部統制が実際には有効に機能していなかった場合や、決算体制や財務報告上の重要な問題が検出された場合などにも、同様に監査時間が増える。

このようなケースを想定した「増加」ケースの試算結果は、中央会監査の監査時間と比較して、ほとんどの農協において、30%を超える監査時間の増加が想定されることとなった。

以上より、比較可能な調査結果が得られた 23 農協のうち、

- 低減策の効果を織り込んでいない「通常」ケースでは 7 農協（約 3 割）
 - 低減策の効果を織り込んだ上で、
 - 制度移行時点を想定した「効率化①」ケースでは 16 農協（約 7 割）
 - 制度移行から 3 年経過後を想定した「効率化③」ケースでは 23 農協全て
- において、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査と比較して 10%以内の増加又は減少に収まるという試算結果となった。

4. 交通費等の実費の調査結果と分析

(1) 交通費等の実費の調査結果

公認会計士監査の監査時間の試算結果に基づき監査業務を提供する場合に必要な交通費等（宿泊費等を含む）の試算結果（「通常」ケースと「効率化①」ケースについて調査）と、中央会監査の交通費等実費の調査結果は、次のとおりである。

表 16. 交通費等の調査「通常」ケース（単位：千円）

農協	東京		主な政令指定都市		県庁所在地		中央会交通費
	宿泊(注)	通勤(注)	宿泊	通勤	宿泊	通勤	
農協 1	1,672			93		93	478
農協 2		107		81		81	139
農協 3	2,345			632		86	332
農協 4	3,276			187		187	759
農協 5	5,494		2,670			226	984
農協 6	3,614		2,080			305	687
農協 7	5,426			2,096		521	700
農協 8	1,600		1,571			286	242
農協 9	2,352			642		642	778
農協 1 0	2,551		1,713			513	1,278
農協 1 1	4,234			1,004		1,004	1,010
農協 1 2	2,570			644		586	1,157
農協 1 3	13,982		10,900			1,090	5,154
農協 1 4		453		453		429	206
農協 1 5	4,467			1,688		119	598
農協 1 6		390		233		233	305
農協 1 7		1,272		1,106		418	725
農協 1 8	4,575		3,068		3,068		750
農協 1 9	2,153			419		43	111
農協 2 0		795		391		129	187
農協 2 1	2,503		1,856			121	700
農協 2 2	2,623			412		350	547
農協 2 3	2,436			329		329	331
農協 2 4	4,923		3,373		3,373		1,254
農協 2 5	1,714			474		410	838

農協	東京		主な政令指定都市		県庁所在地		中央会交 通費
	宿泊(注)	通勤(注)	宿泊	通勤	宿泊	通勤	
農協 2 6	2,528		2,493			576	396
農協 2 7	2,351			517		517	953
農協 2 8		762		674		706	729
農協 2 9	5,337			922		922	977
農協 3 0	9,060		4,497			191	3,833
合 計	93,786	3,779	34,221	12,997	6,441	11,115	27,139

表 17. 交通費等の調査「効率化①」ケース（単位：千円）

農協	東京		主な政令指定都市		都道府県庁所在地		中央会交 通費
	宿泊(注)	通勤(注)	宿泊	通勤	宿泊	通勤	
農協 1	1,468			81		81	478
農協 2		91		69		69	139
農協 3	2,087			556		76	332
農協 4	2,896			166		166	759
農協 5	4,852		2,342			203	984
農協 6	3,299		1,888			276	687
農協 7	4,805			1,812		478	700
農協 8	1,402		1,376			252	242
農協 9	2,042			552		552	778
農協 1 0	2,331		1,557			465	1,278
農協 1 1	3,785			884		884	1,010
農協 1 2	2,295			555		440	1,157
農協 1 3	13,666		10,615			1,084	5,154
農協 1 4		402		402		382	206
農協 1 5	4,008			1,485		112	598
農協 1 6		345		210		210	305
農協 1 7		1,085		944		352	725
農協 1 8	3,947		2,644		2,644		750
農協 1 9	1,909			373		43	111
農協 2 0		690		342		111	187
農協 2 1	2,224		1,642			108	700
農協 2 2	2,279			356		302	547
農協 2 3	2,181			268		268	331

農協	東京		主な政令指定都市		都道府県庁所在地		中央会交 通費
	宿泊(注)	通勤(注)	宿泊	通勤	宿泊	通勤	
農協 2 4	4,176		2,864		2,864		1,254
農協 2 5	1,524			421		364	838
農協 2 6	2,204		2,173			522	396
農協 2 7	2,092			461		461	953
農協 2 8		690		603		634	729
農協 2 9	4,742			807		807	977
農協 3 0	8,029		3,974			191	3,833
合 計	84,243	3,303	31,075	11,348	5,508	9,895	27,139

集計結果に関して留意すべき事項は、次のとおりである。

ここでの公認会計士監査の交通費は、監査時間の試算の際に想定した各農協の本所及び支所等への往査に必要と考えられるものをすべて洗い出して集計している。しかし、公認会計士監査の実務上は、２．（４）②で述べたとおり、交通費の請求対象にならないケースも多い。

中央会監査における交通費については、平成 27 年度の監査実績に基づく実費を集計した。中央会監査では、交通手段として自家用車が利用され、この場合の実費相当額の精算に関する規程等がある場合が多い。このため、これに基づいて支払われた燃料代等の精算額が交通費等に含まれている。他方、公認会計士監査に関しては、自家用車の利用可能性は監査人によっても様々であるため、一定の仮定を置くことは困難と考え、自家用車の利用は想定せずに、移動手段は公共交通機関とタクシー（タクシー代が 8 千円を超える場合にはレンタカー）のみを用いるとして試算した。ただし、実務上は、自家用車を利用できる場合もあり、この場合は、自家用車の利用に係る部分の交通費は、請求対象としないことが殆どであると考えられる。

また、監査の実務においては、公認会計士監査の監査契約は、被監査組織との個別の契約によって条件が決まるため、報酬単価や交通費の精算等の条件は様々であることにも、特に留意が必要である。具体的には、２．（４）②で述べたとおり、交通費の請求を往査の実績に応じて請求せずに、監査報酬全体の金額に含めるケースもあれば、契約時に年間の拠点往査の計画を組んで、交通費は契約当初に固定額で決めるケースもある。また、実費による精算を前提としつつも、拠点往査において監査対応担当者の社用車に同乗すること等により、交通費の精算を不要とする場合もある。

（２）交通費等の実費に関する分析

公認会計士の監査事務所の所在地が交通費等に与える影響が大きいため、本調査では、表に記載のとおり 3 つのパターン（東京始点、主な政令指定都市始点、都道府県庁所在地始点）を想定した。

東京を始点とした場合は、最も宿泊出張が多い。全国に農協が存在していることもあり、通勤圏（片道 2 時間程度）から外れる農協が多いことが原因である。

主な政令指定都市を始点とした場合の試算値は、大手の監査法人であれば一定規模以上の政令指定都市に監査事務所がある可能性が高いことを想定したものである。この場合、東京始点と比較すると、通勤圏内の農協が増えるため、公認会計士監査の交通費は中央会監査と比較しても大きな差がないところも多い。

都道府県庁所在地を始点とした場合の試算値は、現在の中央会監査と最も近い始点を想定したものであり、監査の拠点を有する大手監査法人や、地場の監査法人などが、このケースに該当し得る。この場合には、公認会計士監査の交通費は、中央会監査よりも安価となるケースが多い。これは、中央会監査では、東京の全国中央会本部から監査チームに加わった監査士等の交通費等も集計されていることや、2.（５）で既述のとおり、交通費等に日当が含まれていることが理由として考えられる。他方、公認会計士監査では、日当を別途請求しないケースが多いことから、これを交通費等に集計することはしておらず、また、前提とした始点以外からの人員の派遣も想定していない。

本調査では、公認会計士監査の監査時間の試算に当たって、効率化のケースも想定しており、交通費等についても、「効率化①」ケースに対応した金額を試算した。表 15 に示した通り、「効率化①」ケースの場合、「通常」ケースに比べて監査時間が少なく、往査の日数も減少することから、交通費等は減少していることが分かる。

加えて、（１）で述べたとおり、被監査組織の社用車への同乗、自家用車の利用、あるいは個別の契約内容によっても、公認会計士監査の交通費は、ここで示した試算値よりも少なくなり得る。

5. 監査報酬単価の調査結果と分析

(1) 監査報酬単価の調査結果

公認会計士監査の監査報酬単価の調査結果は、次のとおりである。なお、開示されている監査報酬には消費税は含まれておらず、ここでの報酬単価も消費税抜きとなっている。

① 経済事業に関する監査報酬単価

日本公認会計士協会の「監査実施状況調査（平成 27 年度）」の卸売・小売業（会社法監査）の監査報酬及び監査時間数を調査し、前者を後者で除すことにより、経済事業関係を想定した場合の時間当たり報酬単価を算出した。算出結果は次のとおりである。

表 18. 経済事業に関する公認会計士監査の監査報酬単価

売上高区分	監査時間数 (時間)	監査報酬 (千円)	監査報酬単価 (円/時間)
10 億円未満	6,786.0	74,425	10,967.4
10 億円以上 50 億円未満	30,242.1	306,557	10,136.8
50 億円以上 100 億円未満	40,888.8	449,118	10,983.9
100 億円以上 500 億円未満	231,159.1	2,634,408	11,396.5
500 億円以上 1000 億円未満	242,604.8	2,734,770	11,272.5
1000 億円以上 5000 億円未満	375,117.1	4,676,635	12,467.1
合計又は平均	926,797.9	10,875,913	11,734.9

② 信用事業に関する監査報酬単価

日本公認会計士協会の「監査実施状況調査（平成 27 年度）」の信金・信組・労金監査の監査報酬及び監査時間数を調査し、前者を後者で除すことにより、信用事業を想定した場合の時間当たり報酬単価を算出した。算出結果は次のとおりである。

表 19：信用事業に関する公認会計士監査の監査報酬単価

預金等総額区分	監査時間数 (時間)	監査報酬 (千円)	監査報酬単価 (円/時間)
2000 億円未満	108,795.4	1,079,368	9,921.1
2000 億円以上 4000 億円未満	78,429.8	778,360	9,924.3
4000 億円以上 6000 億円未満	47,055.3	465,799	9,899.0
6000 億円以上 1 兆未満	51,039.1	506,890	9,931.4
1 兆以上	88,515.2	1,028,004	11,613.9
合計又は平均	373,834.8	3,858,421	10,321.2

③ 中央会監査の監査費用単価

中央会監査の監査費用単価について、2.（7）に記載の方法により算出した結果は、次のとおりである。

	監査費用単価 (円/時間)
中央会監査	11,393.1

※：ここでの費用単価は、賦課金（消費税は非課税）をベースに算出している。

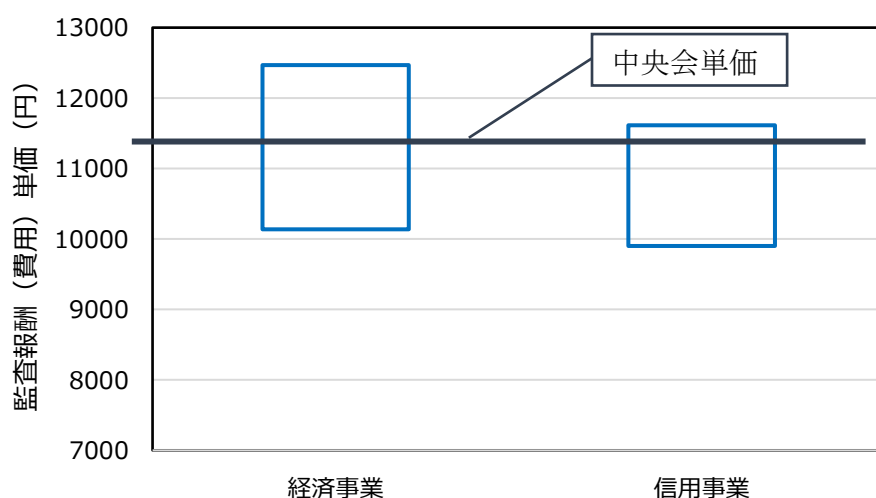
(2) 監査報酬単価に関する分析

上記①及び②により算出した、経済事業、信用事業それぞれを想定した場合の公認会計士監査の監査報酬単価（事業規模に応じたレンジ）と、③の中央会監査の監査費用単価の関係を、グラフ9に示す。

まず、前提として、公認会計士監査における監査報酬単価は、個別の監査契約の内容に様々なものがある中で、その平均的な姿を、被監査組織の規模に応じて階層化した結果に過ぎない。したがって、実際には、個別の契約ごとに、さらに大きな単価の幅があると推定されることに留意が必要である。

その上で、公認会計士監査の監査報酬単価と中央会監査の監査費用単価を比較すると、中央会監査の監査費用単価は、経済事業及び信用事業を想定したそれぞれの公認会計士監査の監査報酬単価のレンジに収まっていることがわかる。実際には、個別の契約ごとに単価はばらつくものの、公認会計士監査の監査報酬単価と中央会監査の監査費用単価の比較において、どちらかの単価に明確な高低の偏りは認められないと考えられる。

グラフ9. 監査報酬（費用）単価



6. 監査費用負担を低減させるための対策の提言

本調査では、監査時間、交通費等の実費、監査報酬（費用）単価の3項目について、公認会計士監査、中央会監査それぞれの値を算定し、比較分析を行ってきた。

以下、本調査で得られた結果に基づき、農協の監査制度の移行に際して取り得る監査費用負担の低減策を記載する。

まず、監査費用は、「監査時間（A）×報酬単価（B）＋交通費等（C）」によって定まる。

このうち、Cの交通費等については、4.（2）で述べたとおり、監査事務所の所在地によって差が生じているが、4.（1）にも記載のとおり、契約を含めて交通費等の精算に関する監査実務は様々であるため、個別の対応による低減が図られることが期待される。

また、Bの報酬単価についても、実際には個別の契約によるところが大きいものの、全体的な傾向としては、公認会計士監査と中央会監査のどちらかに高低の偏りがある状況ではなかった。

他方、Aの監査時間については、「通常」ケースでは、多くの農協において、公認会計士監査の監査時間は中央会監査と比較して増加することが示された。したがって、制度移行に伴って、農協の費用負担が増加するとすれば、この監査時間の増加が最も大きな要因になると考えられる。

しかしながら、本調査では、そのような増加を未然に防ぎ得ることも示された。すなわち、3.（4）で示した通り、制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、3.（3）で述べた対策を実施すれば、公認会計士監査の監査時間を低減させることが可能であり、制度移行から3年が経過した後には、比較可能な調査結果が得られた23農協の全てにおいて、公認会計士監査の監査時間は、現行の中央会監査とほぼ同じ水準かそれ以下に収まることを見込まれるとの結果が得られた。このことから、制度移行後も、農協の費用負担を現行の中央会監査と同程度に収めるには、3.（3）で示した低減策を実施することが有効であると、結論づけることができる。本調査の総括として、3.（3）で示した低減策を以下に再掲する。

① 農協側で実施できる事項

i. 事業体制・事業内容

- a. 重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一
- b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備

ii. 監査への対応体制

- a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備
- b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底

iii. その他

- a. 内部監査、監事監査及び公認会計監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）
- b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み（システムの運用主

体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等)

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

- i. 日本公認会計士協会の Q&A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の事前取得
- ii. その他
 - a. 監査基準委員会報告書に準拠したリスク・アプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）
 - b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保
 - c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）
 - d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

③ 制度面での改善が考えられる事項

- i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備
- ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正
- iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）

平成 28 年度農協監査・事業利用実態調査における
農協の監査費用に関する調査委託事業

調査報告書

別紙

平成 29 年 3 月

有限責任 あずさ監査法人

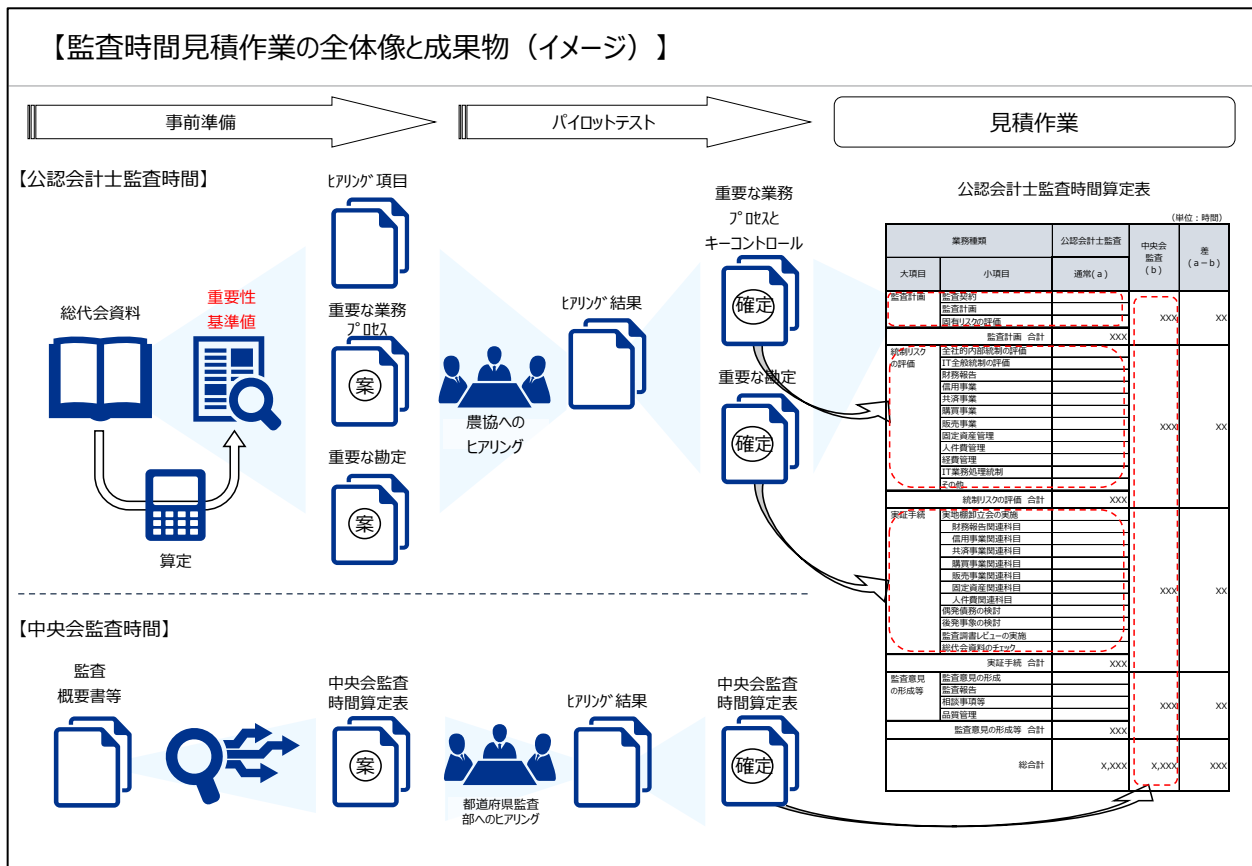
目次

別紙 1 公認会計士監査時間の計算過程	1
【1-1】公認会計士監査の監査時間見積りの前提	2
【1-2】公認会計士監査時間算定表	3
別紙 2 農協のヒアリング項目と結果（サンプル）	6
別紙 3 重要勘定一覧表（サンプル）	8
別紙 4 キーコントロール一覧（サンプル）	15
別紙 5 中央会監査時間の算定表（サンプル）	17
別紙 6 個別の農協に着目した比較分析	19
【6-1】分析対象の選定結果	21
【6-2】公認会計士監査と中央会監査の比較	22
【6-2-1】公認会計士監査と中央会監査の見積監査時間比較表	23
【6-2-2】公認会計士監査と中央会監査の比較	24
【6-2-3】公認会計士監査と中央会監査の比較結果	27
【6-3】地帯別比較	29
【6-3-1】地帯別分析結果	30

【6-4-1】信用事業規模が同水準の農協の比較 Part 1	31
【6-4-2】信用事業規模が同水準の農協の比較 Part 2	33
【6-4-3】信用事業規模が同水準の農協の比較（総括）	34
【6-5-1】経済事業規模が同水準の農協の比較 Part 1	36
【6-5-2】経済事業規模が同水準の農協の比較 Part 2	38
【6-5-3】経済事業規模が同水準の農協の比較（総括）	39
【6-6】県域農協の分析	40
別紙7 交通費等の集計表 	42
【7-1】農協別交通費等サマリー	42
【7-2】公認会計士監査の交通費等の試算	43
【7-3】中央会監査にかかる交通費の算出	48

別紙 1 公認会計士監査時間の計算過程

ここでは、公認会計士監査の監査時間の計算過程を説明する。最初に、監査時間見積作業の全体像を俯瞰しておきたい。以下は、監査時間見積作業の概要と成果物の対応関係を示したイメージ図である。



公認会計士監査の監査時間は上図の流れに沿った作業を経て試算されることとなる。

具体的には、パイロットテスト前に調査対象農協の総代会資料を入手し、決算書から重要性の基準値の算定を行った。これをベースとして、その時点で推定される重要な業務プロセス・重要な勘定を決算書より導出するとともに、パイロットテスト時にヒアリングにて確かめるべき事項をヒアリング項目として整理した。

実際のパイロットテスト時には、農協の組合長や監事、各事業の担当者へヒアリング項目に沿った聞き取りを行い、事前に推定した重要な業務プロセス・重要な勘定の認識を変更する必要性の有無を確認するとともに、重要な業務プロセスごとの業務の流れを理解しつつ、キーコントロールを特定した。

ヒアリングにより得た情報を踏まえ、重要な業務プロセス、キーコントロール、重要な勘定を最終化し、ヒアリングした農協の全般的事項も考慮しながら監査計画時間の見積りを行った後に、統制リスクの評価、

実証手続、監査意見の形成等にかかる監査時間を試算した。これらのプロセスを経て、各調査対象農協について、「公認会計士監査時間算定表」を完成させた。

また、パイロットテスト時には、上記農協への聞き取りだけでなく、並行して都道府県監査部へのヒアリングも行っている。このため、上記イメージ図では、中央会監査時間の見積概要も含めて記載した。中央会監査時間の見積りに際しては、パイロットテスト前に入手した監査の実績に関する資料をもとに、公認会計士監査時間算定表において採用している４区分（監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等）に沿って、都道府県監査部による直近事業年度の監査実績時間を配分・集計した。パイロットテスト時には、実際の監査方針、監査メンバー構成や往査日程、監査上の留意事項、監査概要書・審査資料に表現されない監査時間の存在などについて、都道府県監査部関係者に対して直接ヒアリングを行い、その結果を踏まえ、「中央会監査時間算定表」にて中央会監査にかかる監査時間を算定した。

ここで、公認会計士監査時間算定表においては、本調査報告の様々な利用者に示唆を与え得よう、見積監査時間を複数のケースに基づき用意することとした。調査報告書本紙「３．（４）低減策の効果を織り込んだ試算結果」にて定義した各ケースの前提を、以下に再掲する。本調査報告を利用する際には、各前提事項に十分に留意されたい。

【1-1】公認会計士監査の監査時間見積りの前提

通常	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間。
効率化①	移行初年度までに、調査報告書本紙３．（３）①～③までの低減策が講じられ、その効果を織り込んだ場合に想定される初年度監査の監査時間。
効率化②	効率化①を前提とした移行後２年目に想定される監査時間。すなわち、初年度の監査が終了し、監査を担当する公認会計士が継続して監査を受嘱した場合に、監査する公認会計士側と農協側の双方において、初年度で得た知識や経験を基にさらに協力して効率化が進むことを想定した場合の監査時間。
効率化③	公認会計士監査制度へ移行後３年が経過し、支店往査も一巡する等、監査業務が安定してきた場合に想定される監査時間。
増加	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、農協に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

実際の監査時間見積時には、上記複数のケースのうち「通常」ケースに沿って試算を行い、それをベースに「効率化」、「増加」それぞれの監査時間を試算した。

【1-2】公認会計士監査時間算定表

【公認会計士監査時間算定表サンプル】(1/2)

(単位：時間)

業務種類		公認会計士監査					中央会 監査 (b)	差 (a-b)
大項目	小項目	増加	通常(a)	効率化①	効率化②	効率化③		
監査計画	監査契約	14	14	14	14	14	94	82
	監査計画	128	107	93	86	84		
	固有リスクの評価	66	55	48	45	43		
	監査計画 合計	208	176	155	145	141		
統制リスク の評価	全社的內部統制の評価	23	18	15	13	13	124	385
	IT全般統制の評価	23	18	15	13	13		
	財務報告	25	20	17	16	16		
	信用事業	195	158	135	127	125		
	共済事業	31	25	21	20	20		
	購買事業	91	73	64	60	58		
	販売事業	40	32	27	25	25		
	直売事業	40	32	27	25	25		
	利用事業	31	25	21	20	20		
	固定資産管理	21	17	14	12	11		
	人件費管理	31	25	21	20	20		
	IT業務処理統制	70	56	51	49	49		
	その他	13	10	9	8	8		
統制リスクの評価 合計		634	509	437	408	403	779	-158
実証手続	実地棚卸立会の実施	42	35	35	35	35		
	財務報告関連科目	67	56	50	48	46		
	信用事業関連科目	189	157	143	134	132		
	共済事業関連科目	37	31	27	25	25		
	購買事業関連科目	101	84	77	74	73		
	販売事業関連科目	43	36	29	28	27		
	直売事業関連科目	40	32	25	24	24		
	利用事業関連科目	30	24	18	16	16		
	固定資産関連科目	50	42	39	37	37		
	人件費関連科目	31	26	23	22	22		
	偶発債務の検討	8	7	7	7	7		
	後発事象の検討	8	7	7	7	7		
	監査調書レビューの実施	59	49	43	41	40		
	総代会資料のチェック	42	35	28	28	28		
実証手続 合計		747	621	551	526	519		
監査意見 の形成等	監査意見の形成	50	35	28	28	28	154	1
	監査報告	35	35	35	35	35		
	相談事項等	75	50	30	25	25		
	品質管理	50	35	30	25	25		
監査意見の形成等 合計		210	155	123	113	113	1,151	310
総合計		1,799	1,461	1,266	1,192	1,176		

【公認会計士監査時間算定表サンプル（監査計画～統制リスクの評価）】（2/2）

業務種類		公認会計士監査 (単位：時間)	見積に当たり想定した作業/ 統制リスク評価対象と想定した事業/ 検証対象と想定した勘定科目
大項目	小項目	「通常」ケース	
監査計画	監査契約	14	契約リスク評価、契約書の作成
	監査計画	107	監査の基本的な方針の決定と文書化、重要性の基準値の決定、往査事業所の選定、詳細な監査計画の策定と文書化、チームミーティング等
	固有リスクの評価	55	企業環境の把握、不正リスクの検討、分析、科目特性の検討、監査アプローチの決定
監査計画 合計		176	
統制リスク の評価	全社的内部統制の評価	18	質問、資料の閲覧、テスト手法の検討、調書レビュー等
	IT全般統制の評価	18	JAのアクセスコントロール、県域システムの86号報告書の評価、テスト手法の検討、調書レビュー等
	財務報告	20	キーコントロール数合計：2（仕訳、決算報告）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	信用事業	158	キーコントロール数合計：21（貯金、貸出、運用、資産査定）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	共済事業	25	キーコントロール数合計：3、テスト手法の検討、調書レビュー等
	購買事業	73	キーコントロール数合計：9（資材、生活、葬祭）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	販売事業	32	キーコントロール数合計：4、テスト手法の検討、調書レビュー等
	直売事業	32	キーコントロール数合計：4、テスト手法の検討、調書レビュー等
	利用事業	25	キーコントロール数合計：3、テスト手法の検討、調書レビュー等
	固定資産管理	17	キーコントロール数合計：2、テスト手法の検討、調書レビュー等
	人件費管理	25	キーコントロール数合計：3、テスト手法の検討、調書レビュー等
	IT業務処理統制	56	信用事業、購買事業、販売事業に係るJAにおけるIT業務処理統制の評価、県電算センターにおけるIT業務処理統制86号報告書の評価、テスト手法の検討、調書レビュー等
	その他	10	全国システムに係る86号報告書の評価等 ～信用事業、共済事業での全国システム利用を前提 評価対象とどうかの検討
統制リスクの評価 合計		509	

【公認会計士監査時間算定表サンプル（実証手続～監査意見の形成等）】（2/2）

業務種類		公認会計士監査 （単位：時間）	見積に当たり想定した作業/ 統制リスク評価対象と想定した事業/ 検証対象と想定した勘定科目
大項目	小項目	「通常」ケース	
実証手続	実地棚卸立会の実施	35	棚卸立会～調書レビューは購買事業にて行う前提
	財務報告関連科目	56	仕訳検証、税金・税効果、組合員資本、雑資産・その他の負債、出資 調書レビューフォロー等
	信用事業関連科目	157	現金、預金、有価証券、貸出金、貯金、その他の信用事業負債、 資金運用収益、支払利息、預金利息、未収収益、未払費用、貸倒引当金、 資産査定、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	共済事業関連科目	31	共済貸付金、共済資金、共済借入金、共済付加収入、未経過共済付加収入、 分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	購買事業関連科目	84	経済事業未収金、購買品、経済事業未払金、購買品供給高、購買供給原価、 分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	販売事業関連科目	36	販売手数料、経済受託債権、経済受託債務、その他の経済事業資産、 分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	直売事業関連科目	32	直売事業収益、直売事業費用、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	利用事業関連科目	24	利用事業収益、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	固定資産関連科目	42	有形固定資産、施設費、減損損失、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	人件費関連科目	26	退職給付引当金、人件費、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	偶発債務の検討	7	議事録レビュー、弁護士確認等
	後発事象の検討	7	議事録レビュー、質問回答の吟味等
	監査調書レビューの実施	49	実証手続時間の10%程度
	総代会資料のチェック	35	数値のチェック、レビュー、修正フォロー等
実証手続 合計		621	
監査意見 の形成等	監査意見の形成	35	財務諸表の総括的吟味、監査差異の検討、監査実施状況の確認と要約、 審査受審、経営者確認書の検討、継続組合の前提に係る検討、 チームミーティング等
	監査報告	35	監査報告書の作成、長文式報告書の作成、報告会の実施等
	相談事項等	50	相談事項の検討・報告
	品質管理	35	会計・監査に関する留意事項への対応状況の確認等
監査意見の形成等 合計		155	
総合計		1,461	

別紙 2 農協のヒアリング項目と結果（サンプル）

【ヒアリング項目と結果（抜粋）】

①事業内容、役員体制、財務状況、経営環境の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
事業内容	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	①購買事業 取扱い規模が大きい生産資材は、肥料・農業・飼料・農機具等である。取扱い規模が大きい生活資材は、食品・葬祭等である。 ②販売事業 主な取扱い品目は、米・果実及び畜産等であり、全て受託販売である。 ③直売事業 直売所における生産物の販売、営農経済センターからの生産物の直接販売を行っている事業である。 ④XXX																																																																							
財務状況	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	・自己資本比率は〇％である。 ・各事業総利益の内訳は以下の通りである。 <table><tr><th rowspan="2">段階損益</th><th colspan="8">事業区分</th></tr><tr><th>信用事業</th><th>共済事業</th><th>購買事業</th><th>販売事業</th><th>直売事業</th><th>利用事業</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>事業総利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業管理費</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業外損益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>特別損益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>税引前利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr></table> ・計画対比では、信用事業〇％、共済事業〇％、購買事業〇％、販売事業〇％、直売事業〇％、利用事業〇％である。 ・事業利益は近年減少傾向にあり、財務構造上、信用事業と共済事業で事業総利益の〇割を占めている。 ・また、近年支店統廃合を進めており、将来廃止が見込まれる施設について減損損失を計上している。	段階損益	事業区分								信用事業	共済事業	購買事業	販売事業	直売事業	利用事業	その他	合計	事業総利益	××	××	××	××	××	××	××	××	事業管理費	××	××	××	××	××	××	××	××	事業利益	××	××	××	××	××	××	××	××	事業外損益	××	××	××	××	××	××	××	××	特別損益	××	××	××	××	××	××	××	××	税引前利益	××	××	××	××	××	××	××	××
段階損益	事業区分																																																																								
	信用事業	共済事業	購買事業	販売事業	直売事業	利用事業	その他	合計																																																																	
事業総利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業管理費	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業外損益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
特別損益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
税引前利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
...																																																																									
②支店や子会社を含む組織の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
支店	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	支店数は現在〇支店あり、主として信用・共済事業を行っている拠点である。各支店における業務フローは基本的に統一できている。																																																																							
営農センター	同上	XXX																																																																							
③内部統制の状況の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
全般	管理部長ヒアリング	・組織体制、利用システム、決算体制、決算財務報告プロセス等に関する質問及び資料閲覧を実施した。 ・年度決算においては、各事業部にて月次決算処理を行った情報を収集した上で、本店にて決算修正仕訳を入力していることに基づき、別紙のキーコントロールを選定した。																																																																							
購買事業	所管事業部 役席者ヒアリング	・生産資材・生活物資の保管場所及び業務フローについて質問及び資料閲覧を実施した。 ・生産資材の受入・供給・債権債務・棚卸資産管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。 ・生活物資は宅配事業が主たる事業であり、受入・供給管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。 ・葬祭事業は子会社に業務委託を行っており、供給管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。																																																																							
販売事業	同上	XXX																																																																							
...																																																																									
④経営者ディスカッションを通じた経営姿勢、監査に対する態度の把握																																																																									
項目	実施手続																																																																								
農協の事業活動等	＜主として以下の手続により経営姿勢の把握を行った＞ ・経営方針及び経営理念について、どのような方法で職員に伝達しているか質問を実施した。 ・農協の事業戦略を進めるにあたり、阻害要因となる事項や事業上のリスク等懸念される事項について質問を実施した。 ・組合員構成及びガバナンスの状況と課題について質問を実施した。 ・重要な設備投資・縮小計画等の投資計画について質問を実施した。 ・XXX																																																																								
...																																																																									
⑤勘定科目の内容及びリスクの把握																																																																									
勘定科目	実施手続																																																																								
現金・預金・有価証券・出資	事業担当者に業務処理・会計処理・保管場所・有価証券毀損リスクを質問し、勘定内訳明細を閲覧することにより、財務諸表における虚偽表示のリスクを把握した。																																																																								
貸出金・資金運用収益・ その他の信用事業負債	事業担当者に業務処理・会計処理・主な貸出先を質問し、勘定科目明細を閲覧することにより、財務諸表における虚偽表示のリスクを把握した。																																																																								
...																																																																									
※上記手続により勘定科目の内容及びリスクを把握し、それに応じた監査アプローチ（統制への依拠 or 実証手続中心）を決定した。																																																																									
⑥その他、監査報酬の見積もりに必要な事項																																																																									
項目	実施手続																																																																								
...																																																																									

＜ ヒアリング項目設定の目的と考え方 ＞

上表は、農協へのパイロットテストの結果を整理したものの抜粋である。実際の作業では、パイロットテスト前に調査対象農協の総代会資料を入手・吟味し、決定した重要性の基準値に照らして、重要な業務プロセスと重要な勘定の素案を策定することとなる。この段階では、重要な業務プロセス・重要な勘定は総代会資料の閲覧結果を踏まえた暫定版であるため、これを確定するために必要と考えられる各種情報をヒアリング項目として整理し、そのうえで、パイロットテスト時には当該ヒアリング項目に沿って、各事業担当者等への聞き取りを行った。その結果得られた情報・心証をもとに、重要な業務プロセスごとのキーコントロール、重要な勘定の最終化を行い、これを公認会計士監査の監査時間の見積材料とした。

個々のヒアリング項目は、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」と関連する監査基準委員会報告書等を参考としつつ、パイロットテストとしての本件調査業務の性質を踏まえ、適宜項目の加減を行った。

＜ ヒアリング結果の見積への反映 ＞

上表中の「③内部統制の状況の把握」項目を参照されたい。管理部長等へのヒアリングにより、年度決算においては、各事業部にて月次決算処理を行った情報を収集した上で、本店にて決算修正仕訳を入力していることが確認できる。実際の見積時には、当該ヒアリング結果を踏まえ、財務報告プロセスにおいて「（本店における）支店決算締め内容の確認及び承認」のキーコントロールを識別した。その上で、必要な統制リスク評価の手続として、当該コントロールの整備状況の確認、期を通して有効に運用されていることの検証にそれぞれ必要となる手続を設定し、それらの遂行に通常要すると考えられる監査時間を見積った。監査時間は、このような作業の結果試算された時間を積み上げ、集計することにより計算している。

別紙 3 重要勘定一覧表（サンプル）

【重要勘定一覧表（サンプル）】

重要性	
重要性の基準値	×××
手続実施上の重要性	×××

取引種類、勘定残高、開示等		単位		×××															
		×××		×××															
項目名		金額		プロセス名		監査に関連する内部統制		業務プロセス		会計上の見積り		不正リスク		特別な検討を必要とするリスク		重要な取引種類、勘定残高、開示等		関連する事業等	
【貸借対照表】																			
(資産の部)																			
1. 信用事業資産			×××													-		合計科目	
①現金			×××													●		信用事業	
②預金			×××													-		合計科目	
系統預金			×××													●		信用事業	
系統外預金			×××																
③有価証券			×××													-		合計科目	
国債			×××	信用事業プロセス												●		信用事業	
地方債			×××	信用事業プロセス												●		信用事業	
金融債			×××	信用事業プロセス												●		信用事業	
社債			×××	信用事業プロセス												●		信用事業	
④貸出金			×××	信用事業プロセス												●		信用事業	
⑤その他の信用事業資産			×××													-		合計科目	
未収収益			×××													●		信用事業	
その他の資産			×××																
⑥貸倒引当金			×××	信用事業プロセス						●					●	●		信用事業	
2. 共済事業資産			×××													-		合計科目	
①共済貸付金			×××	共済事業プロセス												●		共済事業	
②共済未収利息			×××																
③貸倒引当金			×××																
3. 経済事業資産			×××													-		合計科目	
①経済事業未収金			×××	購買事業プロセス												●		購買事業	
②経済受託債権			×××	販売事業プロセス												●		販売事業	
③棚卸資産			×××													-		合計科目	
購買品			×××	購買事業プロセス												●		購買事業	
その他の棚卸資産			×××																

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
項目名	金額	業務プロセス					
		プロセス名					
④その他の経済事業資産	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
⑤貸倒引当金	×××	信用事業プロセス	●		●	●	信用事業
4. 雑資産	×××					-	合計科目
①雑資産	×××					●	財務報告
②貸倒引当金	×××						
5. 固定資産	×××					-	合計科目
①有形固定資産	×××					-	合計科目
建物	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
機械装置	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
土地	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
その他の有形固定資産	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
減価償却累計額	×××	固定資産プロセス				●	固定資産
②無形固定資産	×××						
6. 外部出資	×××					-	合計科目
①外部出資	×××					-	合計科目
系統出資	×××	財務報告プロセス	●			●	財務報告
系統外出資	×××	財務報告プロセス	●			●	財務報告
子会社等出資	×××						
②外部出資等損失引当金	×××						
7. 繰延税金資産	×××		●			●	財務報告
(負債の部)							
1. 信用事業負債	×××					-	合計科目
①貯金	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
②借入金	×××						
③その他の信用事業負債	×××					-	合計科目
未払費用	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
その他の負債	×××					●	信用事業
2. 共済事業負債	×××					-	合計科目
①共済借入金	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
②共済資金	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
③共済未払利息	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
④未経過共済付加収入	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
⑤その他の共済事業負債	×××						
3. 経済事業負債	×××					-	合計科目
①経済事業未払金	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
②経済受託債務	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
③その他の経済事業負債	×××						
4. 雑負債	×××					-	合計科目
①未払法人税等	×××					●	財務報告
②資産除去債務	×××						
③その他の負債	×××					●	財務報告
5. 諸引当金	×××					-	合計科目
①賞与引当金	×××						
②退職給付引当金	×××		●			●	人件費
③役員退職慰労引当金	×××						
④ポイント引当金	×××						
6. 再評価に係る繰延税金負債	×××					●	財務報告
負債の部合計	×××					-	合計科目
(純資産の部)							
1. 組合員資本	×××					-	合計科目
①出資金	×××					●	財務報告
②利益剰余金	×××					-	合計科目
利益準備金	×××					●	財務報告
その他の利益剰余金	×××					-	合計科目
・特別積立金	×××						
・福祉目的積立金	×××						
・農業振興法人等支援積立金	×××						
・営農振興事業及び支店施設強化積立金	×××					●	財務報告
・経営安定対策積立金	×××					●	財務報告
・当期末処分剰余金	×××						
(うち当期剰余金)	×××						
③処分未済持分	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
2. 評価・換算差額等	×××					-	合計科目
① 他有価証券評価差額	×××					●	信用事業
② 土地再評価差額金	×××					●	固定資産
【損益計算書】							
1. 事業総利益	×××					-	合計科目
① 信用事業収益	×××					-	合計科目
資金運用収益	×××					-	合計科目
（うち預金利息）	×××					●	信用事業
（うち有価証券利息）	×××						
（うち貸出金利息）	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
（うちその他受入利息）	×××						
役務取引等収益	×××						
その他事業直接収益	×××						
その他経常収益	×××						
② 信用事業費用	×××					-	合計科目
資金調達費用	×××					-	合計科目
（うち貯金利息）	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
（うち給付補填備金繰入）	×××						
（うち借入金利息）	×××						
（うちその他支払利息）	×××						
役務取引等費用	×××						
その他経常費用	×××					-	合計科目
（うち貸倒引当金繰入額）	×××	信用事業プロセス	●			●	信用事業
（うち貸出金償却）	×××						
信用事業総利益	×××					-	合計科目
③ 共済事業収益	×××					-	合計科目
共済付加収入	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
共済貸付金利息	×××						
その他の収益	×××						
④ 共済事業費用	×××						
共済借入金利息	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
共済推進費	×××						
共済保全費	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金繰入額)	×××						
共済事業総利益	×××					-	合計科目
⑤購買事業収益	×××					-	合計科目
購買品供給高	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
その他の収益	×××						
⑥購買事業費用	×××					-	合計科目
購買供給原価	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
購買品供給費	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金戻入益)	×××						
購買事業総利益	×××					-	合計科目
⑦販売事業収益	×××					-	合計科目
販売手数料	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
その他の収益	×××						
⑧販売事業費用	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金戻入益)	×××						
販売事業総利益	×××					-	合計科目
⑨直売事業収益	×××	直売事業プロセス				●	直売事業
⑩直売事業費用	×××	直売事業プロセス				●	直売事業
直売事業総利益	×××					-	合計科目
⑪農業倉庫事業収益	×××						
⑫農業倉庫事業費用	×××						
農業倉庫事業総利益	×××						
⑬利用事業収益	×××	利用事業プロセス				●	利用事業
⑭利用事業費用	×××						
利用事業総利益	×××						
⑮宅地等供給事業収益	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
⑩宅地等供給事業費用	×××						
宅地等供給事業総利益	×××						
⑪農用地利用調整事業収益	×××						
⑫農用地利用調整事業費用	×××						
農用地利用調整事業総利益	×××						
⑬旅行事業収益	×××						
⑭旅行事業費用	×××						
旅行事業総利益	×××						
⑮福祉事業収益	×××						
⑯福祉事業費用	×××						
福祉事業総利益	×××						
⑰その他事業収益	×××						
⑱その他事業費用	×××						
その他事業総利益	×××						
⑲指導事業収入	×××						
⑳指導事業支出	×××						
指導事業収支差額	×××						
2. 事業管理費	×××					-	合計科目
①人件費	×××	人件費プロセス				●	人件費
②業務費	×××						
③諸税負担金	×××						
④施設費	×××	固定資産プロセス				●	固定資産
⑤その他事業管理費	×××						
事業利益	×××						
3. 事業外収益	×××					-	合計科目
①受取出資配当金	×××						
②賃貸料	×××						
③雑収入	×××						
4. 事業外費用	×××						
①寄付金	×××						
②貸与資産減価償却費等	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
③雑損失	×××						
経常利益	×××					-	合計科目
5. 特別利益	×××						
①固定資産処分益	×××						
②その他の特別利益	×××						
③一般補助金	×××						
6. 特別損失	×××					-	合計科目
①固定資産処分損	×××						
②固定資産圧縮損	×××						
③減損損失	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
税引前当期利益	×××						
法人税、住民税及び事業税	×××					●	財務報告
法人税等調整額	×××		●			●	財務報告
法人税等合計	×××						
当期剰余金（損失金）	×××						
当期首繰越剰余金	×××						
会計方針の変更による累積的影響額	×××						
会計方針の変更を反映した当期首繰越損失金	×××						
土地再評価差額金取崩額	×××					●	固定資産
農業経営法人等支援積立金取崩額	×××						
福祉目的積立金取崩額	×××						
当期末処分剰余金	×××						

< 重要勘定一覧表作成の目的と考え方 >

パイロットテスト前に、総代会資料より重要性の基準値を算出し、それをベースとして、各勘定残高等が監査上の重要性を有するかどうかの判断を行う。このような重要性の判断の結果を整理したものが、上表の「重要勘定一覧表」である。重要性の判断は、金額として算出される重要性の基準値に比べて残高規模の大小といった単純なロジックの下に行われるものではなく、勘定が本来有する特性、すなわち会計上の見積り要素を含むかどうか、不正リスクや監査上特別な検討を必要とするリスクを含んでいるかどうか、といった監査上の種々の論点について総合的に検討した上で行う必要がある。

別紙 4 キーコントロール一覧（サンプル）

業務プロセス		キーコントロール
財務報告		支店決算締め内容の確認及び承認 起票伝票内容の確認及び承認
信用事業	貯金及び締上	口座開設の承認及びシステム入力内容の照合
		金利のシステム入力内容の照合
		入金取引のシステム入力内容の照合
		出金取引のシステム入力内容の照合
		店舗現金精査結果とシステム残高の照合
		ATM現金精査結果とシステム残高の照合
		日締め処理結果の確認及び承認
		貸出金
	貸出条件のシステム登録内容の照合	
	貸出実行取引の伝票承認及びシステム入力内容の照合	
	貸出回収取引の伝票承認及びシステム入力内容の照合	
	償還条件変更のシステム入力内容の照合	
	運用	運用方針の承認 取得及び売却（償還）取引の伝票承認
	資産査定	自己査定基準等の設定又は改正内容の承認
		査定対象の網羅性の確認
		1次査定承認
		2次査定承認
		条件緩和債権の判定の確認
		本査定結果の承認
		貸倒引当金計上の確認及び承認
	共済事業	
購買事業	資材	供給計上帳票の確認及び承認
		受入計上帳票の確認及び承認
		購買未払金の請求書との照合
		購買未収金の滞留状況の確認及び承認
		売価変更稟議の承認
		棚卸実施結果の確認及び承認
		棚卸資産期末評価結果の確認及び承認
生活	供給データと受入伝票の照合	
葬祭	供給計上帳票の確認及び承認	
販売事業	米	入荷登録帳票とシステム入力内容の照合
		概算金処理伝票の確認及び承認
		販売手数料伝票の確認及び承認
		精算処理伝票の確認及び承認
直売事業		日締め結果と売上日計表との照合 供給計上帳票の確認及び承認 販売手数料伝票の確認及び承認 受入計上帳票の確認及び承認
利用事業	RC/CE	利用単価の承認及びシステム入力内容の照合
		受入数量のシステム入力内容の照合
		利用料伝票の確認及び承認
固定資産管理		取得又は除却取引稟議の承認 固定資産台帳登録内容の確認
人件費管理		人事マスター登録変更の確認 勤怠実績の承認 月次給与計算結果の確認及び承認
IT業務処理統制		販売の自動処理統制 購買の自動処理統制 信用の自動処理統制

＜ キーコントロール一覧作成の目的と考え方 ＞

パイロットテスト前に、総代会資料より推定される重要な業務プロセス一覧の素案を作成する。ここで、重要な業務プロセスとは、重要な勘定の財務諸表への計上等をもたらす一連の活動のまとまりを意味する。農協における一般的な購買事業を例にとると、同事業に関連する財務諸表上の勘定科目として、経済事業未収金や同未払金、棚卸資産としての購買品などの貸借対照表科目、さらに、購買品供給高や同供給原価などの損益計算書科目が挙げられる。これらの科目生成に至る上流の業務としては、組合員からの予約受付・とりまとめ、仕入先への発注と資材センターでの受入時現品確認、資材センターから組合員への発送、代金徴収などが存在する。それらの業務が、様々な担当者の手により実行され、全体として有機的に機能することによって、仕訳という形で会計システム上に記帳され、最終的に財務諸表が形作られることとなる。

ここで、一連の関連業務の束を「重要な業務プロセス」と捉え、包含される各種業務内や業務間で、情報が適切に生成・伝達されないリスクを低減するために敷かれた確認・承認などの行為を「コントロール」と呼び、仕訳を誤るリスクを十分に低減するコントロールを「キーコントロール」と呼ぶ。監査人によって識別されたキーコントロールは、虚偽表示リスクを十分に低減する効果があるか、期中を通じて適切に運用されているかの検証を基本的に毎年行うことになるため、キーコントロールの数は、監査時間の大小に影響を与える重要な要素となる。上表は、総代会資料の閲覧およびパイロットテストでのヒアリング結果を踏まえて、識別されたキーコントロールを整理することを主な目的とするものである。

別紙 5 中央会監査時間の算定表（サンプル）

【中央会監査時間算定表】

（単位：時間）

大項目	業務種類	監査 概要書より	IT統制 評価	審査	業務監査 (控除)	残業・ 事務所	合計
監査計画	予備調査(事務所)	56					
	監査計画策定	35					
監査計画 合計		91	0	0	0	3	94
統制リスクの評価	期中Ⅰ	63					
	期中Ⅱ	46	11				
統制リスク評価 合計		109	11	0	0	4	124
実証手続	期中Ⅰ	245			▲ 25		
	期中Ⅲ	140					
	期末Ⅰ	14					
	期末Ⅱ	196					
	確認対応	35					
	事前データ分析	150					
実証手続 合計		780	0	0	▲ 25	24	779
監査意見の形成等	意見形成取りまとめ	144					
	審査			5			
監査意見の形成等 合計		144	0	5	0	5	154
総合計		1,124	11	5	▲ 25	36	1,151

＜ 中央会監査時間算定表の作成の目的と考え方 ＞

パイロットテスト前に入手した監査の実績に関する資料をもとに、公認会計士監査時間算定表において採用している４区分（監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等）に沿って、都道府県監査部による直近年度の監査実績時間を配分・集計する。具体的には、都道府県監査部が每期実施する予備調査を「監査計画」の区分に、期中監査はその内容に応じて「統制リスクの評価」と「実証手続」の区分に、期末監査を「実証手続」の区分に、監査とりまとめを「監査意見の形成等」にそれぞれ割振り、後述するパイロットテスト時の都道府県監査部および全国中央会へのヒアリング結果に基づき、４区分間での時間調整を行った。

パイロットテスト時には、実際の監査方針、監査メンバーの構成や往査日程、監査上の留意事項など、中央会監査の概要の他、監査概要書・審査資料に表現されない監査時間の存在など、監査実績時間を網羅的に集計するために必要な情報について聞き取りを行った。また、中央会監査の実績時間には、公認会計士監査制度の下での実施が想定されない業務監査にかかる時間も含まれている。この業務監査には、実質的には財務諸表監査に当たる内容のものと、純粹に業務監査であるものが含まれており、

このうち後者を実績時間から除外するために、監査時間のうち純粋に業務監査に該当する部分の割合についても併せてヒアリングした。

以上のプロセスを経て、入手した関係資料及び聞き取った情報をもとに上表を整理し最終化した。

別紙 6 個別の農協に着目した比較分析

以下は、調査対象となった 30 農協にかかる監査時間の見積結果である。

農協名	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	公認会計士監査時間「通常」ケース (単位：時間)					公認会計士監査時間「効率化①」ケース (単位：時間)					公認会計士監査時間「効率化②」ケース (単位：時間)					公認会計士監査時間「効率化③」ケース (単位：時間)					中央会監査時間 (単位：時間)				
				合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等
農協1	都市	1	3	1,055	140	340	420	155	904	122	289	370	123	857	115	267	362	113	848	111	264	360	113	1,341	133	267	909	32
農協2	都市	1	4	1,177	161	347	514	155	1,014	139	295	457	123	960	131	275	441	113	945	126	271	435	113	1,041	63	120	784	74
農協3	都市的農村	1	2	1,518	162	620	581	155	1,336	142	550	521	123	1,246	133	504	496	113	1,215	130	486	486	113	869	58	230	420	161
農協4	都市的農村	2	4	1,615	178	635	647	155	1,376	139	530	584	123	1,283	131	486	553	113	1,250	127	470	540	113	1,552	64	559	883	46
農協5	都市的農村	3	1	1,736	178	665	738	155	1,512	157	566	666	123	1,435	147	533	642	113	1,405	143	520	629	113	1,140	150	130	669	191
農協6	都市的農村	4	1	1,343	161	464	563	155	1,170	139	403	505	123	1,107	131	376	487	113	1,086	127	369	477	113	1,000	55	175	725	45
農協7	都市的農村	4	2	1,619	178	585	701	155	1,400	157	488	632	123	1,313	147	454	599	113	1,275	143	444	575	113	1,432	208	365	804	55
農協8	中山間地	1	1	1,415	161	493	606	155	1,222	139	419	541	123	1,150	130	391	516	113	1,126	126	383	504	113	1,029	133	189	668	39
農協9	中山間地	1	3	1,311	161	492	503	155	1,140	139	428	450	123	1,061	130	395	423	113	1,032	127	386	406	113	892	153	296	390	53
農協10	中山間地	2	2	1,448	160	536	597	155	1,268	142	472	531	123	1,187	133	439	502	113	1,163	129	428	493	113	1,434	115	235	1,033	51
農協11	中山間地	3	2	1,474	175	537	607	155	1,266	139	461	543	123	1,196	130	428	525	113	1,167	127	412	515	113	1,098	107	304	608	79
農協12	中山間地	3	3	1,480	161	562	602	155	1,280	139	479	539	123	1,215	130	445	527	113	1,200	127	439	521	113	1,272	139	360	666	107
農協13	中山間地	4	4	4,231	265	1,654	2,127	185	3,991	235	1,571	2,022	163	3,863	220	1,524	1,966	153	3,790	213	1,494	1,930	153	4,184	311	637	3,146	90
農協14	農村	1	1	1,420	178	450	637	155	1,231	157	383	568	123	1,157	147	360	537	113	1,135	143	353	526	113	806	101	115	499	91
農協15	農村	2	2	1,464	161	537	611	155	1,271	139	462	547	123	1,190	130	428	519	113	1,167	127	419	508	113	1,112	75	426	544	67
農協16	農村	2	3	1,352	164	477	556	155	1,161	139	401	498	123	1,108	130	379	486	113	1,091	126	372	480	113	1,165	143	400	535	87
農協17	農村	2	3	1,298	161	440	542	155	1,121	139	375	484	123	1,049	130	345	461	113	1,030	127	339	451	113	739	125	203	364	47
農協18	農村	3	1	1,426	178	526	567	155	1,231	157	447	504	123	1,167	148	421	485	113	1,146	144	409	480	113	-	-	-	-	-
農協19	農村	3	2	1,461	176	509	621	155	1,266	155	437	551	123	1,192	145	408	526	113	1,176	141	403	519	113	1,151	94	124	779	154
農協20	農村	3	2	1,367	161	458	593	155	1,181	139	390	529	123	1,108	130	366	499	113	1,098	127	363	495	113	1,163	159	284	693	27
農協21	農村	3	2	1,487	166	514	652	155	1,280	139	440	578	123	1,204	130	414	547	113	1,180	127	409	531	113	1,226	58	175	911	82
農協22	農村	3	3	1,594	161	616	662	155	1,380	139	524	594	123	1,298	130	480	575	113	1,257	127	452	565	113	1,210	106	387	644	73
農協23	農村	3	4	1,458	152	527	624	155	1,283	136	462	562	123	1,196	128	424	531	113	1,162	124	408	517	113	1,657	18	426	1,177	36
農協24	農村	4	1	1,563	174	610	624	155	1,279	141	500	515	123	1,209	133	472	491	113	1,187	130	464	480	113	-	-	-	-	-
農協25	農村	4	2	1,505	178	523	649	155	1,307	157	445	582	123	1,231	147	420	551	113	1,207	143	411	540	113	1,270	133	269	797	71
農協26	農村	4	2	1,547	178	612	602	155	1,332	157	520	532	123	1,264	147	493	511	113	1,240	143	481	503	113	1,501	36	196	1,208	61
農協27	農村	4	2	1,502	161	560	626	155	1,301	139	476	563	123	1,245	130	454	548	113	1,231	127	450	541	113	1,399	50	512	801	36
農協28	農村	4	3	1,522	170	596	601	155	1,248	139	483	503	123	1,176	130	452	481	113	1,149	126	440	470	113	1,112	34	493	575	10
農協29	農村	4	3	1,822	194	689	784	155	1,580	171	590	696	123	1,489	160	554	662	113	1,463	156	540	654	113	1,355	172	381	672	130
農協30	農村	4	4	3,725	254	1,402	1,884	185	3,254	220	1,190	1,707	137	3,029	206	1,090	1,608	125	2,950	200	1,046	1,579	125	3,007	192	280	2,453	82

パイロットテストを行った 30 農協について、調査報告書本紙においては平均的な傾向に基づく分析を展開したが、ここでは、以下の切り口により、個別の農協に着目したより子細な比較分析を行う。

< 公認会計士監査と中央会監査の比較 >

制度移行に伴う農協の監査時間の増減を明らかにするため、公認会計士監査と中央会監査の監査時間を比較する。公認会計士監査と中央会監査の見積時間に着目し、前者の時間が小さい農協（以下表における▲マーク）と後者の時間が小さい農協（■マーク）の 2 パターンの比較が行えるよう選定し、分析を行った。

< 地帯別の比較 >

農協の所在する地帯が公認会計士監査の監査時間見積りに与える影響を明らかにするため、4 つの地帯区分より、信用事業規模・経済事業規模がほぼ同水準（信用事業規模の区分が「2」又は「3」、経済事業規模の区分が「1」又は「2」）の農協を各地帯区分より一つずつ選定し（●マーク）、分析を行った。

< 信用事業規模が同水準の農協の比較 >

農協の経済事業規模が公認会計士監査の監査時間見積りに与える影響を明らかにするため、信用事業規模（貯金量）が同水準の農協の中から、経済事業規模が大・中・小の農協を選定することとした。信用事業規模は、区分「2」（▲マーク）と「3」（■マーク）のグループをそれぞれ対象とし、分析を行った。

< 経済事業規模が同水準の農協の比較 >

農協の信用事業規模が公認会計士監査の監査時間見積りに与える影響を明らかにするため、経済事業規模が同水準の農協の中から、信用事業規模が大・中・小の農協を選定することとした。経済事業規模は、区分「1」（▲マーク）と「4」（■マーク）のグループをそれぞれ対象とし、分析を行った。

< 県域農協の分析 >

県域全体を地区とする農協の場合、規模が大きく構造も複雑であることから、一般農協に比べて、見積監査時間は増加することが見込まれる。このため、県域農協の特徴について考察を行うこととした。

上記方針に沿って分析対象の選定を行った結果が、次頁「分析対象の選定結果」である。

【6-1】分析対象の選定結果

農協名称	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	公認会計士 監査と全国 中央会監査 の比較	地帯別 の比較	信用事業規模 が同水準の 農協の比較	経済事業規模 が同水準の 農協の比較	県域農協 の分析
農協1	都市	1	3	▲	●	■		
農協2	都市	1	4					
農協3	都市的農村	1	2		●		▲	
農協4	都市的農村	2	4					
農協5	都市的農村	3	1					
農協6	都市的農村	4	1				■	
農協7	都市的農村	4	2			▲	■	
農協8	中山間地	1	1	■				
農協9	中山間地	1	3		●		▲	
農協10	中山間地	2	2			▲		
農協11	中山間地	3	2			▲		
農協12	中山間地	3	3			■		
農協13	中山間地	4	4					
農協14	農村	1	1				▲	
農協15	農村	2	2					
農協16	農村	2	3		●			
農協17	農村	2	3					
農協18	農村	3	1					
農協19	農村	3	2					
農協20	農村	3	2					
農協21	農村	3	2					
農協22	農村	3	3					
農協23	農村	3	4					
農協24	農村	4	1					
農協25	農村	4	2					
農協26	農村	4	2					
農協27	農村	4	2					
農協28	農村	4	3				■	
農協29	農村	4	3			■		
農協30	農村	4	4					●

【経済事業規模区分】 区分1：販売・購買事業取扱高 50 億円未満、区分2：同 50 億円以上
100 億円未満、区分3：同 100 億円以上 200 億円未満、区分4：同 200 億円以上

【信用事業規模区分】 区分1：貯金等残高 200 億円以上 1,000 億円未満、同 1,000 億円以上
2,000 億円未満、同 2,000 億円以上 4,000 億円未満、同 4,000 億円以上

【6-2】公認会計士監査と中央会監査の比較

調査対象農協にかかる公認会計士監査と中央会監査それぞれの監査時間を前出の4区分（監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等）に分類・集計し、各区分における監査時間の大小の要因を調査・分析した。

次頁は、調査報告書本紙「3.（4）表 15. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果」の再掲である。ここでは、調査対象となった全農協について、公認会計士監査と中央会監査の比較分析を行い、監査時間の大小をもたらすと考えられる要因について考察するとともに、同表の増減率（「対(A)」欄）が最小の農協（農協1）と最大の農協（農協8）にかかる個別の分析結果についても、具体例として示すこととした。

【6-2-1】 公認会計士監査と中央会監査の見積監査時間比較表

(単位：時間)

農協	公認会計士監査					中央会監査 (F)	中央会監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
農協 1	1,055	904	857	848	1,303	1,341	-21.3%	-32.6%	-36.1%	-36.8%	-2.8%
農協23	1,458	1,283	1,196	1,162	1,796	1,657	-12.0%	-22.6%	-27.8%	-29.9%	8.4%
農協10	1,448	1,268	1,187	1,163	1,784	1,434	1.0%	-11.6%	-17.2%	-18.9%	24.4%
農協13	4,231	3,991	3,863	3,790	5,067	4,184	1.1%	-4.6%	-7.7%	-9.4%	21.1%
農協26	1,547	1,332	1,264	1,240	1,910	1,501	3.1%	-11.3%	-15.8%	-17.4%	27.2%
農協 4	1,615	1,376	1,283	1,250	1,973	1,552	4.1%	-11.3%	-17.3%	-19.5%	27.1%
農協27	1,502	1,301	1,245	1,231	1,851	1,399	7.4%	-7.0%	-11.0%	-12.0%	32.3%
農協 7	1,619	1,400	1,313	1,275	1,967	1,432	13.1%	-2.2%	-8.3%	-11.0%	37.4%
農協 2	1,177	1,014	960	945	1,451	1,041	13.1%	-2.6%	-7.8%	-9.2%	39.4%
農協16	1,352	1,161	1,108	1,091	1,644	1,165	16.1%	-0.3%	-4.9%	-6.4%	41.1%
農協12	1,480	1,280	1,215	1,200	1,824	1,272	16.4%	0.6%	-4.5%	-5.7%	43.4%
農協20	1,367	1,181	1,108	1,098	1,684	1,163	17.5%	1.5%	-4.7%	-5.6%	44.8%
農協25	1,505	1,307	1,231	1,207	1,854	1,270	18.5%	2.9%	-3.1%	-5.0%	46.0%
農協21	1,487	1,280	1,204	1,180	1,830	1,226	21.3%	4.4%	-1.8%	-3.8%	49.3%
農協30	3,725	3,254	3,029	2,950	4,554	3,007	23.9%	8.2%	0.7%	-1.9%	51.4%
農協19	1,461	1,266	1,192	1,176	1,799	1,151	26.9%	10.0%	3.6%	2.2%	56.3%
農協22	1,594	1,380	1,298	1,257	1,966	1,210	31.7%	14.0%	7.3%	3.9%	62.5%
農協15	1,464	1,271	1,190	1,167	1,803	1,112	31.7%	14.3%	7.0%	4.9%	62.1%
農協11	1,474	1,266	1,196	1,167	1,823	1,098	34.2%	15.3%	8.9%	6.3%	66.0%
農協 6	1,343	1,170	1,107	1,086	1,654	1,000	34.3%	17.0%	10.7%	8.6%	65.4%
農協29	1,822	1,580	1,489	1,463	2,242	1,355	34.5%	16.6%	9.9%	8.0%	65.5%
農協28	1,522	1,248	1,176	1,149	1,877	1,112	36.9%	12.2%	5.8%	3.3%	68.8%
農協 8	1,415	1,222	1,150	1,126	1,743	1,029	37.5%	18.8%	11.8%	9.4%	69.4%
農協 9	1,311	1,140	1,061	1,032	1,605	892	47.0%	27.8%	18.9%	15.7%	79.9%
農協 5	1,736	1,512	1,435	1,405	2,138	1,140	52.3%	32.6%	25.9%	23.2%	87.5%
農協 3	1,518	1,336	1,246	1,215	1,873	869	74.7%	53.7%	43.4%	39.8%	115.5%
農協17	1,298	1,121	1,049	1,030	1,597	739	75.6%	51.7%	41.9%	39.4%	116.1%
農協14	1,420	1,231	1,157	1,135	1,748	806	76.2%	52.7%	43.5%	40.8%	116.9%
農協18	1,426	1,231	1,167	1,146	1,758	-	-	-	-	-	-
農協24	1,563	1,279	1,209	1,187	1,921	-	-	-	-	-	-

※二重線以下は、中央会監査との比較分析対象から除外した 7 農協。（除外理由については、調査報告書本紙「3. (1) 監査時間の試算結果」参照。）

【6-2-2】公認会計士監査と中央会監査の比較

< 農協 1 >

監査時間 (単位：時間)	公認会計士監査			中央会 監査
	通常	効率化①	効率化③	
監査計画	140	122	111	133
統制リスクの評価	340	289	264	267
実証手続	420	370	360	909
監査意見の形成等	155	123	113	32
合計	1,055	904	848	1,341

< 農協 8 >

監査時間 (単位：時間)	公認会計士監査			中央会 監査
	通常	効率化①	効率化③	
監査計画	161	139	126	133
統制リスクの評価	493	419	383	189
実証手続	606	541	504	668
監査意見の形成等	155	123	113	39
合計	1,415	1,222	1,126	1,029

上表を概観してみると、大きくは、「監査計画」、「統制リスクの評価」、「実証手続」、「監査意見の形成等」の4区分それぞれにおいて、公認会計士監査と中央会監査の間で、監査時間の水準に差があることがわかる。以下では、これらの差が生じる要因を述べる。

【監査計画にかかる監査時間について】

公認会計士監査では、監査人と被監査組織との間で契約行為が必要となる一方で、中央会監査は、指導事業等も含めた中央会の各種事業の一環として賦課金を徴収する仕組みとなっており、毎期の契約更新は行われない。このため、公認会計士監査においては、毎期の契約書の作成や契約締結の可否判断にかかる時間が生じ、中央会監査と比較した際の公認会計士監査の時間増加要因となる。

【統制リスクの評価にかかる監査時間について】

公認会計士監査にかかる監査時間が中央会監査を上回る結果となった。当区分に含まれる監査手続は、監査計画段階において監査上重要であると判断した業務に関する理解や、内包される内部統制の整備状況（デザイン）が適切であるか否かの検討、さらには、観察された内部統制が日常業務に組み込まれ実際に適用されていることの検証、それらがいずれも適切であると判断された際に、期中を通して有効に機能しているかの検証を行うことが大部分となる。このことからすると、監査上重要であると判断した業務数や業務の複雑性、整備されたキーコントロールの数や仕組み、期を通じての運用状況などが、見積監査時間に増減をもたらす要素となる。

農協1においては、都市地帯に立地する農協であるという背景から、経営の中心は信用・共済事業である。これらの事業は、いずれも基本的には全国統一の事務手続が定められ、ある程度画一的な業務手続が行われている点において、シンプルな構造と捉えることができることから、ここでの監査時間の差異は、相対的に出にくいものと考えられる。

その上で、評価対象とするキーコントロールの選定においては、キーコントロールが効果を及ぼす範囲の見極めや、運用状況の評価のためのサンプリング手法の選定などで判断の余地があり、期末監査時に想定している実証手続の種類・範囲や、監査人の知識や経験も多少影響を及ぼし得るものと考えられる。この点に起因するものと考えられるが、本件調査チームがパイロットテストを踏まえて評価が必要と想定したキーコントロールの数は、都道府県監査部より聞き取った数を上回る結果となった。これは、相対的に農協監査の経験が少ないものの、リスク・アプローチの徹底によって実証手続の効率化を志向する公認会計士監査の監査時間が、中央会監査の監査時間を上回ることの証左であるものと思料される。一方、中央会監査では、リスク・アプローチ監査の徹底・高度化の取組過程にあるという事情もあり、サンプリング手法も含めた評価手続の検討を適宜加えながらの作業となる可能性があり、その結果、評価手法のノウハウを相対的に蓄積している公認会計士の方が、キーコントロール一つ当たりの評価時間は短く、このことは両者の差が縮まる（公認会計士監査時間の減、中央会監査時間の増）方向で見積監査時間に作用しているものと推定される。これらの要素の差し引きの結果、全体としては、公認会計士監査時間が中央会監査をやや上回る結果となったものと考えられる。

農協8においても、公認会計士監査の監査時間が中央会監査の監査時間を上回る結果となってお

り、その差は農協 1 よりもかなり大きい。その要因の一つは、上述した農協 1 における事項と同様の理由によるものと考えられる。すなわち、公認会計士監査時間の見積りの基礎としたキーコントロール数と、都道府県監査部への聞き取りにより把握した同会監査にて識別されたキーコントロール数を比較すると、ここでも公認会計士側の数が上回る結果を得た。当該相違は、公認会計士監査と中央会監査とでリスク・アプローチへの取組状況が異なることに起因し、両者の監査時間の差が開く（公認会計士監査時間の増、中央会監査時間の減）方向で見積監査時間に影響を及ぼしているものと考えられる。

また、農協 8 においては、加工事業を手掛けている。公認会計士監査時間の見積り上、「通常」ケースでは監査初年度であり、監査人は農協個別の事業に関する深い知識を持たない前提を置いている。このため、農協における特徴的な事業である加工事業の内部統制評価について、一定の時間を要する想定で監査時間を試算していることも差が開く（公認会計士監査時間の増、中央会監査時間の減）要因になっているものと考えられ、これは、農協 1 における監査時間との比較で、農協 8 にかかる監査時間が大きく上回る結果の一因にもなっているものと推察される。

【実証手続にかかる監査時間について】

実証手続に関しては、統制リスク評価とは逆に、中央会監査時間が公認会計士監査を上回る結果となった。当区分では、主に、財務諸表を構成する勘定科目残高等について、証憑との突合や分析などの直接的な実証を行う手続や、後発事象や偶発債務など、決算書へ反映すべき事項の有無の検討、決算書そのものの表示方法が会計基準等に従ったものとなっていることの確認手続が含まれている。その中で、実証手続の監査時間を比較する際には、監査時間の大半を占める勘定科目残高等の実証手続に着目することが、傾向を把握するうえで肝要と考えられる。そこで、以下では、この点について考察を加える。

まず、本件調査においては、公認会計士監査時間の見積りにおいても、中央会監査において採用されてきた重要性の基準値の考え方を前提としている。実証手続の実施対象となる勘定科目等は、この重要性の基準値をベースとして判定されることとなる。その上で、ここでの分析対象とした農協 1、農協 8 に限ったことではないが、都道府県監査部へのヒアリング結果によると、監査の指導的機能の発揮に関する農協からの要望に応えるため、一部の中央会監査では、手続範囲の決定に際して、重要性の基準値に縛られない判断を行っていると考えられる。例えば、監査報告の対象となるのは年度末時点の財務諸表等であり、仮決算（中間決算）を意識した監査手続は必ずしも必要ではないが、中央会監査では、資産査定を中心とした仮決算の監査を行う例が多いことが挙げられる。このように、重要性の基準値に縛られない判断を一部で行っている可能性があることに起因して、中央会監査の実証手続の対象範囲は、公認会計士監査の見積時間の基礎として想定した範囲より広範で、両者の監査時間の差が開く（中央会監査時間の増）方向で影響を与えているものと推察される。さらに、この背景には、中央会監査が、リスク・アプローチ監査の徹底・高度化の取組過程にあるという事情も影響していると思われる。すなわち、中央会監査では、統制リスクの評価に充てる時間が相対的に短い反面、実証手続に多くの時間が割かれており、その傾向の現れの一つが、中間決算をはじめとした重要性の基準値に縛られない監査手続の実施と考えられる。

また、農協 8 においては、前述の通り、監査上重要と判断される加工事業が営まれていることから、実証手続の実施に際しては、その関連科目残高の検証を行う必要が生じる。特に「通常」ケースでは、監査初年度である上、監査人は農協の事業等に関する予備知識を十全には取得していないという前提から、事業の理解に一定程度の時間を要すると想定され、中央会監査と比べて多くの工数を見積る結果となり、農協 1 に比して、公認会計士監査の実証手続時間が中央会監査の実証手続時間に近い水準となっている。

【監査意見の形成等にかかる監査時間について】

公認会計士監査にかかる見積時間が中央会監査を上回る結果となった。当区分には、監査意見形成のための監査証拠の総括的吟味だけでなく、被監査対象である農協からの会計上の懸案事項に関する相談対応に要すると見積られる時間や、会計基準の改正等に適時に対応するための時間を含んでいる。

公認会計士監査においては、監査結果について金融庁や日本公認会計士協会による品質管理のレビューを受けることが制度として定められ、監査品質水準の維持・向上のため、監査業務を遂行する各段階で下された判断、実施した手続や結果にかかる充実した文書化等が要求される。このため、公認会計士監査においては、相対的に見積監査時間が増加することとなる。

また、中央会監査においては、経営指導部署が行う経営指導の一環で、会計・税務を含んだ各種の改正等について農協に示すとともに、農協からの相談を受ける業務もある。本調査では、監査概要書等の資料とヒアリング結果により、中央会監査時間を算定しているが、この方法では、こうした相談対応に要した時間の集計・見積は困難であったため、本調査における中央会監査の見積には、この時間を織り込んでいない。公認会計士監査にかかる見積時間が中央会監査の監査時間を上回る上表の結果は、このような理由にも起因するものと推定される。

【6-2-3】公認会計士監査と中央会監査の比較結果

以上の分析結果を整理すると、以下のことが言える。

統制リスクの評価では、農協の監査に関する中央会の十分な経験値が監査時間を低減する方向に作用する一方で、同会におけるリスク・アプローチは徹底・高度化の取組過程にあり、このことは監査時間を押し上げる要因となる。他方、公認会計士監査は、リスク・アプローチの経験が豊富で、内部統制評価の効率的な遂行が可能となり、監査時間の相対的な低減が可能となる。しかしながら、「通常」ケースを前提とすれば、監査初年度であり監査人の予備知識も十全ではないため、特に加工事業に代表される農協個別の特徴的な事業や構造などに工数を要することが想定され、この点は公認会計士監査の監査時間を押し上げる要因となる。これらを総合した結果として、統制リスクの評価に要する時間は、公認会計士監査が中央会監査を上回る傾向が見られる。

実証手続では、中央会監査がリスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にあることもあり、重要性の基準値にとらわれない監査手続に時間を割いていることが、監査時間の増加要因となっている。他方、公認会計士監査は、リスク・アプローチにより手続設計を効率化し、監査時間を低減させる一方で、特

に「通常」ケースでは監査初年度であり監査人の予備知識も十全ではないという前提から、特徴的な事業に付随する勘定科目等の検証に時間をとられ、これが監査時間の増加要因となる。これらを総合した結果として、実証手続に要する時間は、公認会計士監査が中央会監査を下回る傾向が見られる。

監査意見の形成等では、中央会監査における経営指導の一環として実施された相談対応等の時間を含んでおらず、表面上は中央会監査の監査時間が公認会計士監査の監査時間よりも減少しているように見える結果となっている。加えて、公認会計士監査では、先述の通り、監査品質を高い水準に維持する必要があり、各監査手続を実施した結果の文書化作業等に時間を要し、見積監査時間は相対的に増加する要因となる。

なお、本項では、監査初年度であり、事前の対策も実施されなかったという前提を置く「通常」ケースによる見積時間を分析対象としているため、統制リスクの評価や実証手続において、公認会計士監査の見積時間が増えるとする結論に至っている。しかしながら、調査報告書本紙に掲げた監査時間の低減策の効果を織り込んだ場合を前提とする「効率化①」や、その後、農協監査の経験を蓄積した場合を前提とする「効率化③」の監査時間と中央会監査を比較すると、農協 1 では公認会計士監査の監査時間が中央会監査の監査時間を下回り、農協 8 では近似する結果となる。

【6-3】地帯別比較

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 1	農協 9	農協 16	農協 3
	地帯	(都市)	(中山間地)	(農村)	(都市的農村)
	(参考) 経済事業規模	「1」	「1」	「2」	「1」
	(参考) 信用事業規模	「3」	「3」	「3」	「2」
監査計画		140	161	164	162
統制リスクの評価		340	492	477	620
実証手続		420	503	556	581
監査意見の形成等		155	155	155	155
合計		1,055	1,311	1,352	1,518

ここでは、「都市」、「都市的農村」、「農村」、「中山間地」の4つの地帯より経済事業規模、信用事業規模が類似した調査対象農協を1つずつ抽出し、各調査対象農協にかかる公認会計士監査時間の比較を行う。

統制リスクの評価区分における監査時間について

4つの調査対象農協のうち、統制リスクの評価区分においては、最も監査時間が大きいのは都市的農村地帯の農協3、監査時間が小さいのは都市地帯の農協1である。

農協3では、監査上重要と評価される購買・販売・利用の3事業を行っており、さらに購買事業においては資材や農機、石油など多岐にわたる品目を一定金額以上で取り扱っていることから、それらの取引にかかる内部統制の有効性評価のため、ある程度まとまった時間を要すると判断される。また、農協9、農協16においては、農協3ほどには取扱品目は多くないものの、それぞれ監査上重要とされる複数品目を取り扱う購買事業や販売事業を有している。一方、農協1においては、都市近郊に立地することを背景に、購買事業以外の監査上重要な経済事業を営んでいないことから、内部統制の評価対象業務

は、信用・共済・購買の3事業の他、財務報告などの管理業務に絞られる。

以上のように、所在する地帯の環境も遠因として、農協の事業構造に影響を与え得るものの、監査時間に直接的に影響を与えているのは、農協1における重要な経済事業の数や取扱い品目の種類・取扱量が農協3に比べて少ないという事実であり、その結果として、内部統制評価に要する監査時間も小さく見積もられている。

実証手続区分における監査時間について

実証手続区分において、最も監査時間が大きいのは農協3である。また、最も監査時間が小さいのは農協1であり、上述した統制リスクの評価区分における比較と同様の結果となっている。

実証手続区分において、監査時間が増加する方向で影響を与え得る要素として、勘定科目の数が挙げられる。この点、上述した通り、農協3においては、経済事業を複数行っており、これに付随して棚卸資産や経済事業未収金などの貸借対照表科目に加え、販売手数料や利用事業収益などの損益計算書科目も、財務諸表において一定以上の金額となっている。これら科目が重要と判断されれば、各科目残高について分析の実証手続や詳細テストを行う必要が生じることから、実証手続に要する監査時間も高む結果となる。すなわち、監査上重要な経済事業を複数抱える農協3においては、経済事業関連勘定科目の数が多く、実証手続に要すると見積られる監査時間も増加しているのである。農協9、農協16においても、上述した通り、農協3には及ばないものの、複数品目を擁する購買・販売事業を営んでおり、農協1との比較においては、実証手続区分の監査時間が大きい結果となっている。

【6-3-1】地帯別分析結果

経済事業規模や信用事業規模が近似する農協を地帯別に並べて比較を行うと、都市地帯に立地する農協において、監査時間が最も小さく、中山間地地帯、農村地帯、都市的農村地帯の順に監査時間が増加する結果となった。

その要因を整理すると、都市地帯農協では行っている重要な経済事業の数が少なく、これに関連する内部統制は小規模で、勘定科目数は相対的に少数となるため、統制リスクの評価や実証手続にかかる時間も少なくて済む傾向が挙げられる。対して、中山間地地帯、農村地帯、都市的農村地帯は、都市地帯との関係では、経済事業の数が多く規模も大きく、これに比例して内部統制は複雑性が高く、重要と判断される関連科目の数も多い。この結果、統制リスクの評価や実証手続の遂行に必要と想定される時間も多く見積られる傾向にあると言える。

この結果を考察すると、4農協の監査時間には、経済事業規模の大小及びそれに伴う重要な経済事業の数の多寡が直接的に影響を及ぼしており、都市や都市的農村などの所在地帯は、あくまで遠因に過ぎないものと評価できる。経済事業の構造や規模、数が監査時間の見積りにどのような影響を与えるかについては、次頁以降において分析を行う。

【6-4-1】信用事業規模が同水準の農協の比較 Part 1

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 10	農協 11	農協 7
	地帯	(中山間地)	(中山間地)	(都市的農村)
	(参考) 経済事業規模	「2」	「3」	「4」
	(参考) 信用事業規模	「2」	「2」	「2」
監査計画		160	175	178
統制リスクの評価		536 ①	537	585 ①
実証手続		597 ②	607	701 ②
監査意見の形成等		155	155	155
合計		1,448	1,474	1,619

ここでは、調査対象農協の経済事業規模に着目し、農協間の公認会計士監査にかかる見積時間の比較を行う。まず、信用事業規模の区分が「2」に属する農協のうち、経済事業規模の区分がそれぞれ「2」～「4」に位置する3農協をピックアップし、監査時間の比較分析を実施した。

①について（統制リスクの評価区分における比較分析）

統制リスクの評価区分において、最も監査時間が大きいのは、上記3農協のうち、経済事業規模が最も大きい農協7であり、監査時間が小さいのは、経済事業規模が最も小さい農協10である。

農協7では、監査上重要と評価される購買・販売の2事業に加えて、福祉事業やその他事業（直売所事業）も主要事業として行われている。さらに、最も取扱い規模の大きい購買事業においては、生産資材や農機車両といった品目以外にも、油類や畜産資材などの特徴的な購買品の取扱いがある点で、より複雑な事業構造となっている。他方、農協10においては、経済事業全体の取扱高が農協7に比べて3分の1程度であることに加えて、その事業内容も、資材や農機車両の購買事業や、米・果実の販売事業などを有するに留まる。

両農協は、信用事業規模が同区分に分類されることからわかるように、信用事業規模においては近似しているものの、上述した通り経済事業の規模や、その種類と複雑性において相違が認められ、統制リ

スクの評価区分においては、そうした特徴を有する農協 7 にかかる監査時間が相対的に増加する結果となっている。

②について（実証手続区分における比較分析）

実証手続区分では、統制リスクの評価区分と同様に、農協 7 にかかる監査時間が最も大きく、農協 10 が最も小さい結果となっている。

農協 7 では、農協 10 に比べて、購買事業における重要な取扱い品目や事業数が多い。これに起因して、預託家畜、福祉事業収益・費用などといった、農協 10 の財務諸表には計上のない科目残高が存在することとなり、監査意見表明に際して、それら科目の検証手続が要求されるため、相対的に実証手続にかかる監査時間は増加する。また、農協 7 では、前述の通り経済事業の規模が大きく、当該事実により関連科目残高は大きくなり、これは実証手続として監査人が行う証憑突合や残高確認といった、いわゆる詳細テストについて、手続実施範囲が一般的に拡大する方向に作用することから、監査時間も増加する結果に至っているものである。

【6-4-2】信用事業規模が同水準の農協の比較 Part 2

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 1	農協 12	農協 29
	地帯	(都市)	(中山間地)	(農村)
	(参考) 経済事業規模	「1」	「3」	「4」
	(参考) 信用事業規模	「3」	「3」	「3」
監査計画		140	161	194
統制リスクの評価		340 ①	562	689 ①
実証手続		420 ②	602	784 ②
監査意見の形成等		155	155	155
合計		1,055	1,480	1,822

①について（統制リスクの評価区分における比較分析）

統制リスクの評価区分における監査時間は、農協 1 が最も小さく、農協 29 が最も大きくなった。

農協 29 では、購買事業の重要な取扱い品目がただでなく、特産販売・直販・農産食品加工・旅行・葬祭など、購買・販売以外でも多くの種類の経済事業を行っている。それら事業は単独では珍しいものではなく、監査初年度を想定する「通常」ケースの監査時間見積では、事業の理解や内部統制評価の時間の増加の影響は小さいと考えられるものの、事業の数が多く、それら事業に関する内部統制の整備及び運用状況評価を実施する必要があるため、統制リスクの評価に要する時間が積み上がる見積結果となっている。裏を返せば、各事業のコントロールを共通化することにより、監査時間を削減する余地があるとも言える。

なお、この点に関して付言すれば、本件調査対象のうちの農協 18 では、購買事業で取扱う品目数は肥料・農薬・農機具など、一般的に農協の購買事業で扱われる数と比べて少ないわけではないものの、品目ごとの業務手順が統一されていることにより、内部統制の評価手続が効率化され、統制リスクの評価の見積時間が減少する結果となった。当該農協においては、石油関係以外の購買事業品目の取引に利用されるシステムが共通化されており、受入や供給の登録は同一のシステム、同一の伝票により処理される体制が整えられている。これにより、関連業務の内部統制は同質であるとの評価が可能であり、

同農協の購買事業にかかるキーコントロール数は少なく識別され、評価時間もそれに伴って相対的に少なく見積もられる結果となった。

参考までに具体例を示すと、農協 29 においては、資材・農機の 2 品目について、それぞれ別個のシステム・業務手順を採用しているのに対して、農協 18 では、それら品目を同一のシステム・業務手順により処理していると見られる。このため、農協 29 においては、受入登録確認、供給登録確認、システム間連携の確認、実地棚卸の合計 4 個のキーコントロールが、資材の購買業務にかかる内部統制として認識されることに加え、農機の購買業務においても同数・同様のキーコントロールが存在するものと認識され、計 8 個のキーコントロールがパイロットテストの結果整理された。一方で、農協 18 においては、受入登録確認等に係る 4 個のキーコントロールは、資材・農機の両購買業務に共通のものとして整理されるため、両業務を合わせても、キーコントロールの数は 4 個となり、内部統制評価のための見積時間は半減する結果となった。

なお、上記判断の根拠は、いずれも本件調査の性質上、農協担当者へのヒアリング結果によるもので、詳細な監査手続による検証の過程を経たものではないが、監査時間削減の観点から、農協において内部統制のあり方を再検討するに当たっては、重要な示唆を与えていると言える。

②について（実証手続区分における比較分析）

実証手続区分においても、見積時間は農協 1 が最小で、最大は農協 29 という結果となった。

農協 29 では、上述した通り、購買事業の重要な取扱い品目や事業数が多いだけでなく、特産販売・直販・農産食品加工・旅行・葬祭など、購買・販売以外で監査上重要と評価される経済事業の数が多い点で特徴的と言える。このため、関連する勘定科目数も増加し、それらの検証に要する監査時間も増加することとなる。また、指導事業関連科目が重要と判断されており、その検証に必要となる監査手続も監査時間が増加する要因となっている。他方、農協 1 では、信用・共済事業が中心の都市農協ということもあり、重要と考えられる経済事業に関連する勘定科目が少ないため、実証手続の実施対象科目も少なく、監査時間も小さく見積もられる結果となっている。

【6-4-3】信用事業規模が同水準の農協の比較（総括）

信用事業規模が同区分に分類される農協の中から、経済事業がそれぞれ小規模・中規模・大規模の拠点を並べて比較すると、上表の通り、小規模拠点から大規模拠点にかけて、主に統制リスクの評価と実証手続における監査時間が増加する傾向が明らかになった。特に、取扱金額の単純な多寡というよりも、経済事業の種類や複雑性、これらに伴うキーコントロール数の多寡が、監査時間に大きく影響していることがわかった。

実際の監査実務においては、被監査組織の事業規模や事業構造の複雑性のみならず、選定する重要性の基準値の算定基礎、潜在的な不正・虚偽表示リスクへの対応など、監査時間の見積りに影響を与え得る要素は幾多も存在するため、この分析結果は唯一の解を提供するものではない。しかしながら、一般的な傾向として、監査時間と経済事業規模は一定程度の相関関係を有し、信用事業規模がある程度の範囲に収まる農協間では、経済事業の規模の大小や数の多寡、複雑性の程度は、監査時間

の大小に相当程度の影響を与え得る。

もっとも、これはあくまでも一般的な傾向であって、同時に、不正・虚偽表示リスクへの対応状況や、監査の前提となる内部統制の整備状況によっても、監査時間は大きく変動し得ることにも留意が必要である。即ち、経済事業の規模や数、複雑性が同程度の農協であっても、内部統制の整備状況に差があれば、それは相応の監査時間の差となって表れる。また、本調査の「通常」ケースでは、識別された内部統制が有効に機能していることを前提に監査時間を見積もっているが、この前提が崩れた場合（つまり、識別された内部統制が実際には有効に機能していない場合）には、監査時間は「増加」ケースに近づき、相当程度の時間の増加が生じ得る。

【6-5-1】 経済事業規模が同水準の農協の比較 Part 1

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 14	農協 3	農協 9
	地帯	(農村)	(都市的農村)	(中山間地)
	(参考) 経済事業規模	「 1 」	「 1 」	「 1 」
	(参考) 信用事業規模	「 1 」	「 2 」	「 3 」
監査計画		178	162	161
統制リスクの評価		450 ①	620 ①	492
実証手続		637 ②	581	503 ②
監査意見の形成等		155	155	155
合計		1,420	1,518	1,311

ここでは、調査対象農協の信用事業規模に着目し、農協間の公認会計士監査にかかる監査時間の比較を行う。まず、経済事業規模の区分が「 1 」に属する農協のうち、信用事業規模の区分が「 1 」～「 3 」に位置する 3 農協をピックアップし、監査時間の比較分析を実施した。

①について（統制リスクの評価区分における比較分析）

3 農協の中で監査時間合計が最も大きい農協 3 は、信用事業規模の区分が「 2 」に分類されている一方で、最も監査時間の小さい農協 9 は、同区分が「 3 」に分類される。したがって、先ほどの経済事業規模に着目した比較分析とは異なり、信用事業規模と監査時間の間に、明確な相関関係は見られない。

統制リスクの評価の見積時間を比較すると、トータルの見積時間では 3 農協のうちで中位となる農協 14 において統制リスクの評価時間が最も少なく、トータルの監査時間が最も大きい農協 3 では統制リスクの評価の見積時間も最も大きくなっている。農協 3 において統制のリスク評価時間が大きいのは、資材や農機、石油などをはじめとした多種品目を扱う購買事業に加え、監査上重要と評価される米の受託販売や育苗（利用）事業を手掛けている上、それら事業・品目関連業務の統制手続には共通点が少なく、それぞれが独立した内部統制に立脚すると評価され、各事業等個別に内部統制を評価する必

要があると判断されたためである。他方、統制リスクの評価にかかる監査時間の小さい農協 14 においては、購買事業において飼料、肥料、農薬、その他資材など様々な品目が取扱われているものの、関連業務にかかる内部統制の態様は共通点が多く、同質性を有するキーコントロールを束ねて効率的に有効性を評価することが可能であると判断された結果、監査時間が相対的に小さく見積もられている。また、農協 14 では農協 3 では取扱いのない福祉・介護関連事業や、監査上重要と評価される固定資産管理業務も擁しているが、これら事業・業務にかかる取引件数は、内部統制の有効性に依拠せざるを得ないほど多くはないと考えられることから、実証手続を中心とした監査アプローチを採用する前提を置いたこともあり、監査時間はより小さい結果となっている。いずれにしても、これらの農協間で、信用事業規模の差は、統制リスクの評価にかかる監査時間の差としてはほとんど表れていない。

②について（実証手続区分における比較分析）

実証手続区分では農協 14 にかかる見積時間が多く、農協 9 が少ない結果となった。

経済事業規模は農協 14 も農協 9 も「1」区分で変わりはないが、販売・購買の2事業の他に、農協 14 では福祉・介護関連事業と直売事業の2事業を抱えるのに対し、農協 9 では利用事業の1事業と、構造が比較的シンプルであると言える。この点に起因し、農協 14 では、後者の2事業に関連する勘定科目の検証のための時間が嵩み、実証手続区分の監査時間が最も大きく見積もられている。

また、統制リスクの評価区分では最も監査時間の小さい農協 14 が、実証手続区分では最も監査時間が大きく見積もられている点も特徴的である。この要因は大きく二つあるものと考えられる。

一つ目の要因としては、内部統制に依拠せずに、実証手続のみによって勘定科目残高の妥当性を検証するアプローチを採用する重要な業務プロセスが2プロセスあり、他の農協に比べて多くなっていることが挙げられる。このアプローチを採用するかどうかは、当該プロセスに属する取引の件数や、関連科目残高のボリュームと重要性の基準値との兼ね合い、仮に統制リスクの評価を行うとした場合に想定される工数など、様々な要因を総合的に判断して決定されるものであるが、農協 14 においては、算定された重要性の基準値が他の農協よりも低く、監査上重要ではあるが関連科目残高の金額や、取引件数の少ないプロセスが多かったことによるものである。その結果、当該2プロセスにかかる統制リスクの評価時間は小さく、一方で実証手続時間は多くなり、これが2区分（統制リスクの評価、実証手続）の監査時間全体に影響を与えている。

二つ目の要因としては、重要性の基準値が他の農協より低く計算されたことが挙げられる。本件調査においては、中央会監査において用いられている重要性の基準値の考え方を前提しているが、これにより算定される重要性の基準値が農協 14 においては低く、実証手続の実施範囲を拡大する必要が生じた結果、実証手続区分の監査時間が大きくなっている。なお、重要性の基準値の算定方法については、職業的専門家としての監査人の判断によるところが大きいことから、監査人によって、算定される重要性の基準値も変わり得ることに留意されたい。

【6-5-2】経済事業規模が同水準の農協の比較 Part 2

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 6	農協 7	農協 28
	地帯	(都市的農村)	(都市的農村)	(農村)
	(参考) 経済事業規模	「 4 」	「 4 」	「 4 」
	(参考) 信用事業規模	「 1 」	「 2 」	「 3 」
監査計画		161	178	170
統制リスクの評価		464 ①	585	596 ①
実証手続		563 ②	701 ②	601
監査意見の形成等		155	155	155
合計		1,343	1,619	1,522

次に、経済事業規模の区分が「 4 」に該当する農協のうち、信用事業規模の区分が「 1 」～「 3 」に属する 3 農協を選定し、監査時間の比較を行った。

①について（統制リスクの評価区分における比較分析）

ここでも、信用事業規模の区分が「 2 」の農協 7 の監査時間が、信用事業規模の区分が「 3 」の農協 28 の監査時間を上回っており、信用事業規模区分の高低と監査時間の大小の間に、単純な比例関係は見出しにくい。

統制リスクの評価区分では、農協 28 にかかる見積時間が最も多い結果となった。同農協は、農協 6 と比較すると、経済事業規模の区分は「 4 」ではほぼ同程度と言えるものの、業務の流れが複雑で、キーコントロールが多く評価対象となることもあり、監査時間が増加する結果となる。また、余資運用のための投資銘柄が多彩で、年間取引数も少なくないことから、今回の監査時間見積では、資金の運用業務について内部統制に依拠する手法を採っている。この点、比較対象となる農協 6 においては、投資取引の件数は多いとは言えず、投資銘柄も低リスク運用を徹底しているため、内部統制に依拠せず実証手続により残高を検証する手法を採っていることから、両者の差が開く結果となっている。

②について（実証手続区分における比較分析）

実証手続に関しては、農協 7 の監査時間が最大で、農協 6 の監査時間が最小との結果となった。農協 6 では、購買・販売以外で監査上重要と評価される経済事業を行っておらず、実証手続の実施において検証対象となる勘定科目の数が少ない。一方で、農協 7 においては、購買事業の一環で農機・自動車の修理サービスを行っており、購買事業だけに着目しても、勘定科目の数は農協 6 より多い。これに加えて、葬祭や直売所など、別の経済事業も手掛けていることから、比例して勘定科目の数もさらに多くなっている。また、信用事業規模の区分は「2」と、それほど大きくはないが、貸倒引当金勘定の残高が大きく、債務者区分数も多いことから、資産査定及び貸倒引当金の検討により多くの時間を要することが想定され、実証手続時間を他農協より積み増していることも見積時間増の一因となっている。

【6-5-3】経済事業規模が同水準の農協の比較（総括）

以上のように、経済事業規模が同水準という前提の下で比較を行うと、貯金量に代表される信用事業規模は、実証手続時間において多少の影響を与え得ると考えられるが、【6-4-3】でも論じたとおり、経済事業の数・複雑性や内部統制の同質性といった側面からの影響の方が大きく、内部統制を含む経済事業の構造がシンプルな農協において、監査時間がより小さくなる傾向にある。

【6-6】 県域農協の分析

公認会計士 監査時間 (単位：時間)	農協名称	農協 30
	地帯	(農村)
	(参考) 経済事業規模	「4」
	(参考) 信用事業規模	「4」
監査計画		254
統制リスクの評価		1,402
実証手続		1,884
監査意見の形成等		185
合計		3,725

ここでは、県域農協である農協 30 の監査時間の試算結果について考察する。

同農協の監査時間の特徴を一般農協と比較すると、大きくは、A.往査拠点数が増えることに伴う統制のリスク評価時間の増加、B.監査上の重要性の基準値と比較した各勘定科目残高が大きいに伴う実証手続時間の増加、C.県の電算センターなどシステムの集中管理拠点が構造上内包されることに伴う IT 全般統制の評価（統制リスクの評価）時間の増加、の 3 点が挙げられる。

A.往査拠点数が増えることに伴う統制リスクの評価時間の増加

県域農協は、県内の農協が広域合併を繰り返し、組成された組織である。内部規定や業務処理基準といった内部統制を形作るルールは、組織内で統一され、運用されているものと思料されるが、農協 30 においては、県域農協になってからの経過年数が浅く、拠点間での内部統制の整備運用の統一化・均一化の取り組み途上にあると言える。会計監査の視点からは、このような状況に対応するため、特に監査開始間もない時期においては、拠点ごとの内部統制の整備・運用状況を評価するために各拠点に赴いて統制リスクの評価手続を行う必要が生じることから、当該拠点往査のための時間が増加することとなる。

B. 監査上の重要性の基準値と比較した各勘定科目残高が大きいことに伴う実証手続時間の増加

実証手続の実施範囲は、重要性の基準値との兼ね合いで決定される。本調査では、重要性の基準値については、中央会監査で採用されている考え方を前提としたが、農協 30 においては、算出される重要性の基準値に対する各勘定科目残高の数値の比率が高く、より広範囲での実証手続の実施が求められることとなり、実証手続区分の見積時間が増加する結果となる。もっとも、重要性の基準値は、監査人が職業的専門家としての判断に基づき決定されるものであることから、上記結果は唯一のものではなく、重要性の基準値の考え方によって、監査時間は増減し得ることに留意が必要である。

C. システムの集中管理拠点が構造上内包されることに伴う IT 全般統制の評価時間の増加

農協におけるシステム利用に関して、県内の農協で共同利用する業務システムの運用・開発等を集中的に管理する電算センターを有するケースが一般的である。今回の調査対象となった一般農協において、電算センターが構築・提供する IT 基盤等を利用している場合には、電算センターにおける IT を含む内部統制を外部の専門家が一括評価し、発行されたレポート（監査・保証実務委員会報告第 86 号の「受託業務に係る内部統制の保証報告書」。以下「86 号報告書」という。）を活用することで、農協から電算センターへ委託している IT を含めた業務の妥当性を検証するとの前提を置いている。このため、電算センターが提供する IT インフラや各種サービスを利用する農協においては、専門家が発行した電算センター内部統制の 86 号報告書の検証等にかかる時間が監査時間に反映されるにとどまっているが、県域農協である農協 30 においては、提供する IT 環境・サービス等の内部統制にかかる評価時間について、見積上は単独で負担する形となり、監査時間が増加することとなる。

上記の他にも、農協 30 においては、食鳥・牛豚の加工事業の取扱いがあることや、カントリーエレベーターや育苗施設の利用事業も行っており、一般農協と比べても一定程度以上の複雑性を持つ事業構造であると言える。加えて、貯金量は本件調査対象となった 30 農協のうちで最上位であり、貸出や投資残高も多額にのぼる。このため、監査計画、統制リスクの評価、実証手続及び監査意見の形成等の各区分のいずれにおいても、一般農協を凌ぐ監査時間となっている。

別紙 7 交通費等の集計表

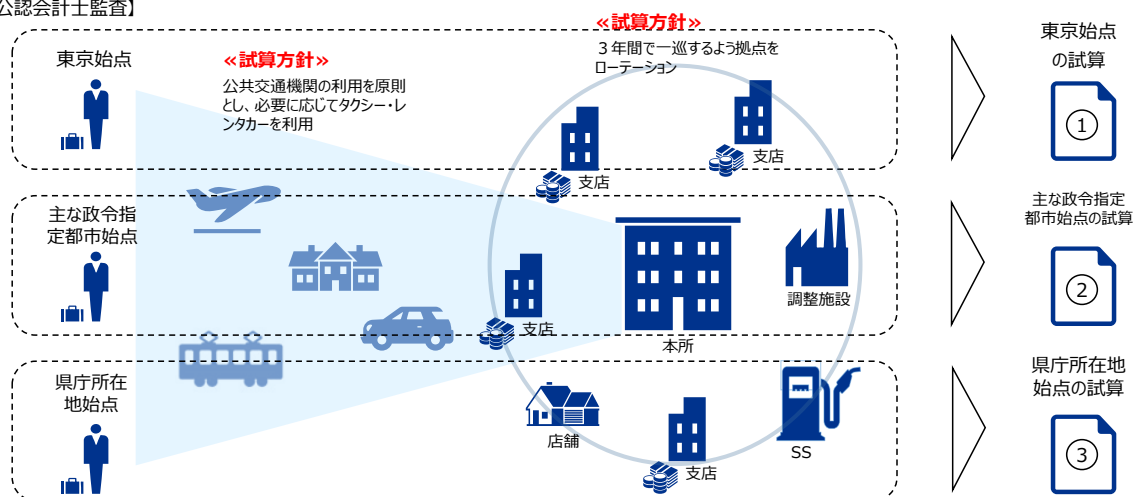
【7-1】農協別交通費等サマリー

(単位：円)

農協名称	地帯	通常 監査時間	効率化① 監査時間	通常						効率化①						中央会交通費 (総額)
				東京を始点		主な政令指定都市を始点		県庁所在地を始点		東京を始点		主な政令指定都市を始点		県庁所在地を始点		
				交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	交通費 (宿泊)	交通費 (通勤)	
農協1	都市	1,055	904	1,672,060			92,580		92,580	1,468,420			80,580		80,580	477,860
農協2	都市	1,177	1,014		107,158		81,102		81,102		90,718		69,142		69,142	138,508
農協3	都市的農村	1,518	1,336	2,344,680			632,202		86,040	2,086,520			555,802		76,440	332,483
農協4	都市的農村	1,615	1,376	3,276,228			186,968		186,968	2,895,828			166,468		166,468	759,297
農協5	都市的農村	1,736	1,512	5,494,218		2,670,288			226,472	4,852,448		2,342,288			203,472	983,880
農協6	都市的農村	1,343	1,170	3,614,428		2,079,668			305,364	3,298,528		1,888,208			275,724	687,418
農協7	都市的農村	1,619	1,400	5,425,614			2,095,638		520,848	4,805,344			1,811,778		478,488	700,142
農協8	中山間地	1,415	1,222	1,600,064		1,570,544			286,052	1,401,984		1,375,744			251,652	241,864
農協9	中山間地	1,311	1,140	2,351,948			642,424		642,424	2,042,368			552,184		552,184	777,696
農協10	中山間地	1,448	1,268	2,551,160		1,712,660			512,520	2,331,440		1,557,440			464,820	1,277,813
農協11	中山間地	1,474	1,266	4,233,812			1,004,020		1,004,020	3,784,516			884,420		884,420	1,010,115
農協12	中山間地	1,480	1,280	2,570,032			644,448		586,412	2,295,212			554,578		439,532	1,156,670
農協13	中山間地	4,231	3,991	13,982,288		10,900,022			1,090,262	13,666,374		10,615,242			1,084,022	5,154,386
農協14	農村	1,420	1,231		452,680		452,680		429,360		402,420		402,420		381,900	205,711
農協15	農村	1,464	1,271	4,467,104			1,688,201		119,344	4,008,168			1,485,401		111,744	597,880
農協16	農村	1,352	1,161		390,358		233,330		233,330		344,598		210,010		210,010	305,053
農協17	農村	1,298	1,121		1,272,092		1,106,132		417,872		1,085,492		943,932		352,472	725,382
農協18	農村	1,426	1,231	4,574,898		3,068,480		3,068,480		3,946,628		2,643,780		2,643,780		749,800
農協19	農村	1,461	1,266	2,153,004			418,808		43,304	1,909,404			373,048		43,304	110,719
農協20	農村	1,367	1,181		794,690		390,820		128,664		689,850		342,020		111,464	187,305
農協21	農村	1,487	1,280	2,502,740		1,856,340			120,760	2,223,780		1,642,020			107,960	699,739
農協22	農村	1,594	1,380	2,622,604			411,988		349,568	2,279,104			355,988		302,068	546,946
農協23	農村	1,458	1,283	2,436,384			329,328		329,328	2,181,104			267,732		267,732	331,450
農協24	農村	1,563	1,279	4,922,604		3,372,744		3,372,744		4,175,724		2,864,304		2,864,304		1,254,247
農協25	農村	1,505	1,307	1,713,528			474,068		410,478	1,523,848			420,708		363,998	837,988
農協26	農村	1,547	1,332	2,528,068		2,492,808			575,832	2,203,568		2,172,608			521,932	395,784
農協27	農村	1,502	1,301	2,351,056			516,864		516,864	2,091,856			460,864		460,864	953,160
農協28	農村	1,522	1,248		761,686		673,826		706,118		690,406		603,426		633,798	729,480
農協29	農村	1,822	1,580	5,337,370			921,740		921,740	4,742,000			807,240		807,240	977,320
農協30	農村	3,725	3,254	9,059,772		4,497,312			191,112	8,029,032		3,973,512			191,112	3,833,330
合計				93,785,664	3,778,664	34,220,866	12,997,167	6,441,224	11,114,738	84,243,198	3,303,484	31,075,146	11,347,741	5,508,084	9,894,542	27,139,426

公認会計士監査の交通費試算の全体像イメージは、下図の通りである。また、以下の前提を置いて計算を行っている。

【公認会計士監査】



交通費調査票

都道府県監査部での調査

中央交通費算定表

都道府県監査部へのヒアリング

ヒアリング結果

中央交通費算定表

- ・ 往査等の対象拠点は、総代会資料およびパイロットテストでのヒアリング結果を参考にした。
- ・ 「東京」、「主な政令指定都市」、「県庁所在地」それぞれの主要駅を試算の始点とした。
- ・ 公認会計士監査の監査時間の見積結果をもとにした往査基本スケジュールを立案し、これに即して各往査期間の日数・人数・拠点を決定し、往査に必要と考えられる交通費等を試算した。
- ・ 始点から農協本所まで、所要 2 時間以内でアクセス可能なケースでは宿泊なしとし、それ以上の時間を要する場合には宿泊あり（前日夜宿泊）を前提とした。
- ・ 信用事業においては、信用及び共済業務を行っている支店、あるいは複数の支店業務を統括している統括支店、経済事業においては、監査時間見積において監査上重要と判断した業務プロセスに係る内部統制等が行われている支店や営農センター等について、それぞれ原則として 3 年間でローテーションすることを想定し、拠点を選定した。
- ・ 拠点数が多く、3 年間でローテーションを前提とした場合に年間の往査拠点数が 10 を超える農協については、通常監査チームが十分であるとする水準を想定し、拠点を選定した。
- ・ 実地棚卸立会先は、パイロットテスト時の直近年度末における棚卸資産残高が監査上重要である

と考えられる拠点を対象とした。

上記考え方に沿って試算した交通費等の一例を以下に示す。

① 東京を始点とした場合の試算

(単位：円)

実施時期	業務内容等	往査拠点	「通常」総監査時間合計：1,461						「効率化①」監査時間合計：1,266						試算の前提
			日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	
期中監査Ⅰ	監査計画策定、固有リスクの評価	本所	2	3	6	62,700	48,000	110,700	2	3	6	62,700	48,000	110,700	
期中監査Ⅱ	全社の内部統制の評価 経済事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	3	4	12	146,300	280,000	426,300	3	3	9	125,400	240,000	365,400	
			2	6	12				2	5	10				
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材)	拠点A	1	1	1	2,680		2,680	1	1	1	2,680		2,680	(JR、タクシーの利用) 本所最寄駅から拠点A最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Aまではタクシーにて移動する。
		拠点B	1	1	1	780		780	1	1	1	780		780	(路線バスの利用) 本所最寄バス停から拠点B最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Bまでは徒歩にて移動する。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材・販売米)	拠点C	1	2	2	3,080		3,080	1	2	2	3,080		3,080	(JR、タクシーの利用) 移動手段については、拠点Aの記述に同じ。 なお、拠点Cでは資材及び米の2つの業務プロセスに関する統制が存在するため、効率的な監査実施のため、2人往査とする。
		拠点D	1	2	2	4,140		4,140	1	2	2	4,140		4,140	(JR、タクシーの利用) 拠点Cの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (直売)	拠点E	1	1	1	520		520	1	1	1	520		520	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (利用RC)	拠点F	1	1	1	2,320		2,320	1	1	1	2,320		2,320	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点G	1	1	1	3,660		3,660	1	1	1	3,660		3,660	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点H	1	1	1	5,340		5,340	1	1	1	5,340		5,340	(タクシーの利用) 本所から拠点Hまでは、利便性ある公共交通機関がないため、タクシーで移動する。
		拠点I	1	1	1	1,000		1,000	1	1	1	1,000		1,000	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
期中監査Ⅲ	信用事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	5	4	20	104,500	200,000	304,500	5	4	20	104,500	200,000	304,500	
	信用事業業務プロセスの支店統制の評価	拠点J	1	1	1	600	0	600	1	1	1	600	0	600	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点K	1	1	1	900	0	900	1	1	1	900	0	900	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点L	1	1	1	2,680	0	2,680	1	1	1	2,680	0	2,680	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点M	1	1	1	1,860	0	1,860	1	1	1	1,860	0	1,860	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点N	1	1	1	7,344	0	7,344	1	1	1	7,344	0	7,344	(レンタカーの利用) 本所から拠点Nまでは、利便性ある公共交通機関がなく、一定距離がありタクシーでは高額となるため、レンタカーを利用して移動する。
期中監査Ⅳ 自己査定監査	信用事業業務プロセスの本店統制の評価、 期中取引に対する実証手続、自己査定監査	本所	5	5	25	104,500	200,000	304,500	5	4	20	83,600	160,000	243,600	
実査	現金等現物実査	本所	1	1	1	20,900	8,000	28,900	1	1	1	20,900	8,000	28,900	
棚卸立会	棚卸作業の立会及びテストカウント	拠点A	1	1	1	23,580	8,000	31,580	1	1	1	23,580	8,000	31,580	(JR、タクシーの利用) 宿泊先最寄駅から拠点A最寄駅までJRを利用し、そこからタクシーにて移動する。
		拠点O	1	1	1	21,520	8,000	29,520	1	1	1	21,520	8,000	29,520	(路線バスの利用) 宿泊先最寄バス停から拠点O最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Oまでは徒歩にて移動する。
		拠点P	1	1	1	24,560	8,000	32,560	1	1	1	24,560	8,000	32,560	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点Q	1	1	1	21,300	8,000	29,300	1	1	1	21,300	8,000	29,300	(JRの利用) 宿泊先最寄駅から拠点Q最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Qまでは徒歩にて移動する。
		拠点R	1	1	1	21,640	8,000	29,640	1	1	1	21,640	8,000	29,640	(路線バスの利用) 拠点Oの記述に同じ。
期末監査Ⅰ	期末実証手続	本所	6	5	30	125,400	240,000	365,400	5	5	25	104,500	200,000	304,500	
期末監査Ⅱ	期末実証手続、総代会資料(表示)検証、 後発事象等その他の手続、監査意見の形成等	本所	6	5	30	125,400	240,000	365,400	5	5	25	104,500	200,000	304,500	
監査結果報告	監査結果の報告	本所	1	2	1	41,800	16,000	57,800	1	2	1	41,800	16,000	57,800	
事務所作業等	監査計画、相談事項対応、確認状発送、 監査結果とりまとめ、調書整理、残業時間等	監査事務所	9	6	51	0	0	0	9	5	43	0	0	0	
合計			59	62	209	881,004	1,272,000	2,153,004	57	58	181	797,404	1,112,000	1,909,404	

② 主な政令指定都市を起点とした場合の試算

(単位：円)

実施時期	業務内容等	往査拠点	「通常」 総監査時間合計：1,461						「効率化①」 監査時間合計：1,266						試算の前提
			日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	
期中監査Ⅰ	監査計画策定、固有リスクの評価	本所	2	3	6	13,728	0	13,728	2	3	6	13,728	0	13,728	
期中監査Ⅱ	全社的內部統制の評価 経済事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	3	4	12	54,912	0	54,912	3	3	9	43,472	0	43,472	
			2	6	12				2	5	10				
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材)	拠点A	1	1	1	5,120	0	5,120	1	1	1	5,120	0	5,120	(JR、タクシーの利用) 本所最寄駅から拠点A最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Aまではタクシーにて移動する。
		拠点B	1	1	1	2,940	0	2,940	1	1	1	2,940	0	2,940	(路線バスの利用) 本所最寄バス停から拠点B最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Bまでは徒歩にて移動する。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材・販売米)	拠点C	1	2	2	7,060	0	7,060	1	2	2	7,060	0	7,060	(JR、タクシーの利用) 移動手段については、拠点Aの記述に同じ。 なお、拠点Cでは資材及び米の2つの業務プロセスに関する統制が存在するため、効率的な監査実施のため、2人での往査となっている。
		拠点D	1	2	2	7,700	0	7,700	1	2	2	7,700	0	7,700	(JR、タクシーの利用) 拠点Cの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (直売)	拠点E	1	1	1	4,388	0	4,388	1	1	1	4,388	0	4,388	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (利用RC)	拠点F	1	1	1	4,560	0	4,560	1	1	1	4,560	0	4,560	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点G	1	1	1	5,820	0	5,820	1	1	1	5,820	0	5,820	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点H	1	1	1	7,628	0	7,628	1	1	1	7,628	0	7,628	(タクシーの利用) 本所最寄駅から拠点Hまでは、利便性ある公共交通機関がないため、タクシーにて移動する。
		拠点I	1	1	1	8,888	0	8,888	1	1	1	8,888	0	8,888	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
期中監査Ⅲ	信用事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	5	4	20	45,760	0	45,760	5	4	20	45,760	0	45,760	
	信用事業業務プロセスの支店統制の評価	拠点J	1	1	1	6,728	0	6,728	1	1	1	6,728	0	6,728	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点K	1	1	1	6,900	0	6,900	1	1	1	6,900	0	6,900	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点L	1	1	1	5,120	0	5,120	1	1	1	5,120	0	5,120	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点M	1	1	1	3,640	0	3,640	1	1	1	3,640	0	3,640	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点N	1	1	1	7,344	0	7,344	1	1	1	7,344	0	7,344	(レンタカーの利用) 本所最寄駅から拠点Nまでは、利便性ある公共交通機関がなく、一定距離がありタクシーでは高額となるため、政令指定都市起点からレンタカーを利用して移動する。
期中監査Ⅳ 自己査定監査	信用事業業務プロセスの本店統制の評価、 期中取引に対する実証手続、自己査定監査	本所	5	5	25	57,200	0	57,200	5	4	20	45,760	0	45,760	
実査	現金等現物実査	本所	1	1	1	2,288	0	2,288	1	1	1	2,288	0	2,288	
棚卸立会	棚卸作業の立会及びテストカウント	拠点A	1	1	1	5,120	0	5,120	1	1	1	5,120	0	5,120	(JR、タクシーの利用) 拠点A最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Aまではタクシーにて移動する。
		拠点O	1	1	1	5,648	0	5,648	1	1	1	5,648	0	5,648	(路線バスの利用) 本所最寄バス停から拠点O最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Oまでは徒歩にて移動する。
		拠点P	1	1	1	5,440	0	5,440	1	1	1	5,440	0	5,440	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点Q	1	1	1	2,280	0	2,280	1	1	1	2,280	0	2,280	(JRの利用) 本所最寄駅から拠点Q最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Qまでは徒歩にて移動する。
		拠点R	1	1	1	3,028	0	3,028	1	1	1	3,028	0	3,028	(路線バスの利用) 拠点Oの記述に同じ。
期末監査Ⅰ	期末実証手続	本所	6	5	30	68,640	0	68,640	5	5	25	57,200	0	57,200	
期末監査Ⅱ	期末実証手続、総代会資料(表示)検証、 後発事象等その他の手続、監査意見の形成等	本所	6	5	30	68,640	0	68,640	5	5	25	57,200	0	57,200	
監査結果報告	監査結果の報告	本所	1	2	1	2,288	0	2,288	1	2	1	2,288	0	2,288	
事務所作業等	監査計画、相談事項対応、確認状発送、 監査結果とりまとめ、調査整理、残業時間等	監査事務所	9	6	51	0	0	0	9	5	43	0	0	0	
合計			59	62	209	418,808	0	418,808	57	58	181	373,048	0	373,048	

③ 県庁所在地を始点とした場合の試算

(単位：円)

実施時期	業務内容等	往査拠点	「通常」 総監査時間合計：1,461						「効率化①」 監査時間合計：1,266						交通費の概要
			日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	日	人数	人日	交通費	宿泊費	合計	
期中監査Ⅰ	監査計画策定、固有风险の評価	本所	2	3	6	0		0	2	3	6	0	0	0	
期中監査Ⅱ	全社的內部統制の評価 経済事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	3	4	12	0	0	0	3	3	9	0	0	0	
			2	6	12				2	5	10				
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材)	拠点A	1	1	1	2,680	0	2,680	1	1	1	2,680	0	2,680	(JR、タクシーの利用) 県庁所在地最寄駅から拠点A最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Aまでは徒歩可能圏外であるため、タクシーにて移動する。
		拠点B	1	1	1	660	0	660	1	1	1	660	0	660	(路線バスの利用) 県庁所在地最寄バス停から拠点B最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Bまでは徒歩圏内であるため、徒歩にて移動する。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (購買資材・販売米)	拠点C	1	2	2	3,080	0	3,080	1	2	2	3,080	0	3,080	(JR、タクシーの利用) 移動手段については、拠点Aの記述に同じ。 なお、拠点Cでは資材及び米の2つの業務プロセスに関する統制が存在するため、効率的な監査実施のため、2人での往査となっている。
		拠点D	1	2	2	4,140	0	4,140	1	2	2	4,140	0	4,140	(JR、タクシーの利用) 拠点Cの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (直売)	拠点E	1	1	1	520	0	520	1	1	1	520	0	520	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
	経済事業業務プロセスの拠点統制の評価 (利用RC)	拠点F	1	1	1	2,320	0	2,320	1	1	1	2,320	0	2,320	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点G	1	1	1	3,660	0	3,660	1	1	1	3,660	0	3,660	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点H	1	1	1	6,060	0	6,060	1	1	1	6,060	0	6,060	(タクシーの利用) 県庁所在地最寄駅から拠点Hまでは、利便性ある公共交通機関がないため、タクシーにて移動する。
		拠点I	1	1	1	900	0	900	1	1	1	900	0	900	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
期中監査Ⅲ	信用事業業務プロセスの本店統制の評価	本所	5	4	20	0	0	0	5	4	20	0	0	0	
	信用事業業務プロセスの支店統制の評価	拠点J	1	1	1	560	0	560	1	1	1	560	0	560	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点K	1	1	1	380	0	380	1	1	1	380	0	380	(路線バスの利用) 拠点Bの記述に同じ。
		拠点L	1	1	1	2,680	0	2,680	1	1	1	2,680	0	2,680	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点M	1	1	1	480	0	480	1	1	1	480	0	480	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点N	1	1	1	7,344	0	7,344	1	1	1	7,344	0	7,344	(レンタカーの利用) 県庁所在地最寄駅から拠点Nまでは、利便性ある公共交通機関がなく、一定距離にあるためタクシーでは高額となるため、レンタカーを利用して移動する。
期中監査Ⅳ 自己査定監査	信用事業業務プロセスの本店統制の評価、 期中取引に対する実証手続、自己査定監査	本所	5	5	25	0	0	0	5	4	20	0	0	0	
実査	現金等現物実査	本所	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	
棚卸立会	棚卸作業の立会及びテストカウント	拠点A	1	1	1	2,680	0	2,680	1	1	1	2,680	0	2,680	(JR、タクシーの利用) 県庁所在地最寄駅から拠点A最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Aまでは徒歩可能圏外であるため、タクシーにて移動する。
		拠点O	1	1	1	360	0	360	1	1	1	360	0	360	(路線バスの利用) 県庁所在地最寄バス停から拠点O最寄バス停までバスを利用し、そこから拠点Oまでは徒歩圏内であるため、徒歩にて移動する。
		拠点P	1	1	1	3,660	0	3,660	1	1	1	3,660	0	3,660	(JR、タクシーの利用) 拠点Aの記述に同じ。
		拠点Q	1	1	1	400	0	400	1	1	1	400	0	400	(JRの利用) 県庁所在地最寄駅から拠点Q最寄駅までJRを利用し、そこから拠点Qまでは徒歩圏内であるため、徒歩にて移動する。
		拠点R	1	1	1	740	0	740	1	1	1	740	0	740	(路線バスの利用) 拠点Oの記述に同じ。
期末監査Ⅰ	期末実証手続	本所	6	5	30	0	0	0	5	5	25	0	0	0	
期末監査Ⅱ	期末実証手続、総代会資料(表示)検証、 後発事象等その他の手続、監査意見の形成等	本所	6	5	30	0	0	0	5	5	25	0	0	0	
監査結果報告	監査結果の報告	本所	1	2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	
事務所作業等	監査計画、相談事項対応、確認状発送、 監査結果とりまとめ、調書整理、残業時間等	監査事務所	9	6	51	0	0	0	9	5	43	0	0	0	
合計			59	62	209	43,304	0	43,304	57	58	181	43,304	0	43,304	

【7-3】中央会監査にかかる交通費の算出

パイロットテストを行った 30 の調査対象農協について、都道府県監査部ごとに往査旅費の支給内容が異なるため、以下のとおり調査を実施した。

< 調査方法について >

全国中央会及び農林水産省の協力を得て、各都道府県監査部に対し、総勘定元帳等の帳簿記録より、該当する農協の監査に関連して支出した項目を抽出・集計して所定のフォームへ記入するよう依頼し、得られた回答を集計した。

< 調査項目について >

調査フォームへの記入項目の内容は以下のとおり。

- ・ 「内容」、「日時」欄には、都道府県監査部の監査日程に応じた作業の内容、時期を記載。
- ・ 「人数」欄には、監査に従事した人数を記載。
- ・ 「宿泊費」欄には、中央会監査に従事した人員に対して支払われたホテル代などの宿泊代金を記載。宿泊費は、実費を支給する場合と、1泊当たり定額を支給する場合を想定。
- ・ 「日当」欄には、中央会監査に従事した人員に対して支払われた出張手当などの日当金額を記載。日当は、宿泊費とは別に支給する場合と、宿泊費を含んだ金額を支給する場合を想定。
- ・ 「運転日当」欄には、中央会監査に従事した人員のうち、往査に当たって公用車または自家用車を使用する場合の運転者に支給する手当額を記載。なお、運転日当には、燃料費などの実費を含んでいる。
- ・ 「有料道路」欄には、往査に当たって高速自動車国道や一般有料道路などの有料道路を利用した場合の通行料金を記載。
- ・ 「公共交通機関」欄には、往査時の移動に鉄道やバス、航空機などの公共交通機関を利用した場合の運賃を記載。公共交通機関の運賃は、日当などの他の手当とは別に支給する場合と、他の手当に含めて支給する場合を想定。
- ・ 「自家用車借上げの場合の支払額①」欄には、往査時の移動に自家用車の使用を認めている場合で、移動距離などに応じて支給する手当を記載。
- ・ 「自家用車借上げの場合の支払額②」欄には、往査時の移動に自家用車の使用を認めている場合で、移動距離に関係なく発生する保険代などの費用に対して支給する手当を記載。
- ・ 「公用車」欄には、都道府県監査部が業務に使用するために所有または賃借している自動車に関連して発生する経費を記載。
- ・ 「その他」欄には、都道府県監査部が独自の往査旅費規程を定めている場合で、上記のいずれの記入項目にも該当しない金額がある場合に記載。

【調査フォーム】

往査メンバー合計の支出額を記載ください。以下同じ

平成27年度 JA○○ 往査旅費

内容	予備調査	RA監査打合せ	往査打合せ	期中監査Ⅰ打合せ	期中監査Ⅰ	XXX	合計
日時	7月8日	7月	8月22日	9月24日	10月14日から10月18日	XXX	
人数(名)	2		3	3	9	XXX	
宿泊費	0	0	0	0	270,000		XXX
日当	1,600	800	2,400	2,400	33,600	XXX	XXX
運転日当	440	440	440	440	5,970	XXX	XXX
有料道路	2,400	2,400	2,400	2,400	19,200	XXX	XXX
公共交通機関 (鉄道、バス、飛行機等)	500	500	500	500	500	XXX	XXX
自家用車借上げの場合の 支払い額①(従量部分) ※1	4,800			7,200			XXX
自家用車借上げの場合の 支払い額②(定額部分) ※2	280			420			XXX
公用車 (単価※3 × 延べ使用台数)					15,000		XXX
その他(○○)							XXX

上記の項目に該当しない旅費がある場合には、() に具体的に記載の上、その金額を記載ください

※1 走行距離に応じて支出した支払額について、当該往査分を記載ください(キロあたり○○円等)

※2 年間で定額で支出した支払額について、以下の算式を用いて算定してください(自動車保険料の助成 年間○○円 等)
(1台あたり定額支出額÷250日) × 延べ使用台数

※3 公用車の算定・記入方法

公用車使用費の単価が定められている場合は、当該単価を用いて算定してください。

公用車使用費の単価が定められていない場合は、車両関連費用と台数、日数を用いて単価を算出して算定してください。

例)	リース料	...
	減価償却費	...
	燃料費	...
	メンテナンス費	...
	自動車税等	...
	...	...
	公用車関連費用合計	○○○○

公用車関連費用合計 ÷ (公用車台数 × 250日) = 公用車使用費の単価

【調査フォーム（回答記入例）】

監査部職員

内容	予備調査	期中監査Ⅰ	期中監査Ⅱ	期中監査Ⅲ	期末監査Ⅰ	期末監査Ⅱ 打合せ	期末監査Ⅱ	合計
日時	6月24日、7月1日	12月1日～12月15日	1月25日～1月28日	2月9日～2月10日	2月29日、3月1日	3月24日	4月4日～4月8日	
人数（名）	6	7	5	6	2	2	6	
宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0	0	0	0	0	0	0
運転日当	0	0	0	0	0	0	0	0
有料道路	0	0	0	0	0	0	0	0
公共交通機関 （鉄道、バス、飛行機等）	0	0	0	0	0	0	0	0
自家用車借上げの場合の 支払い額①（従量部分）	0	3,807	0	0	432	0	0	4,239
自家用車借上げの場合の 支払い額②（定額部分）	0	0	0	0	0	0	0	0
公用車 （単価 × 延べ使用台数）	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（〇〇）	0	0	0	0	0	0	0	0

品質管理

内容	予備調査	期中監査Ⅰ	期中監査Ⅱ	期中監査Ⅲ	期末監査Ⅰ	期末監査Ⅱ 打合せ	期末監査Ⅱ	合計
日時	6月24日	12月7日	1月25日～1月28日	2月9日～2月10日	2月29日、3月1日	3月24日	4月4日～4月8日	
人数（名）	1	1						
宿泊費	10,000	10,000						20,000
日当	5,600	5,600						11,200
運転日当								0
有料道路								0
公共交通機関 （鉄道、バス、飛行機等）	36,940	38,340						75,280
自家用車借上げの場合の 支払い額①（従量部分）								0
自家用車借上げの場合の 支払い額②（定額部分）								0
公用車 （単価 × 延べ使用台数）								0
その他（〇〇）								0

常同（該当なし）

内容	予備調査	期中監査Ⅰ	期中監査Ⅱ	期中監査Ⅲ	期末監査Ⅰ	期末監査Ⅱ 打合せ	期末監査Ⅱ	合計
日時	6月24日、7月1日	12月1日～12月15日	1月25日～1月28日	2月9日～2月10日	2月29日、3月1日	3月24日	4月4日～4月8日	
人数（名）								
宿泊費								0
日当								0
運転日当								0
有料道路								0
公共交通機関 （鉄道、バス、飛行機等）								0
自家用車借上げの場合の 支払い額①（従量部分）								0
自家用車借上げの場合の 支払い額②（定額部分）								0
公用車 （単価 × 延べ使用台数）								0
その他（〇〇）								0